

越後三山只見国定公園
(福島県地域)

公園区域及び公園計画変更書

[第1次点検]

令和3年10月29日

環 境 省

目 次

第 1 公園区域の変更.....	1
1 変更理由	1
2 指定理由の変更内容	2
3 地域の概要の変更内容	5
4 変更する公園区域	19
第 2 公園計画の変更.....	40
1 変更理由	40
2 基本方針の変更内容	41
3 規制計画の変更内容	46
(1) 保護規制計画及び関連事項	46
ア 特別地域.....	46
(ア) 第 1 種特別地域	48
(イ) 第 2 種特別地域	49
(ウ) 第 3 種特別地域	50
イ 関連事項.....	51
(ア) 普通地域.....	51
ウ 面積内訳.....	54
4 事業計画の変更内容	73
(1) 施設計画	73
ア 利用施設計画	73
(ア) 集団施設地区	73
(イ) 単独施設	76
(ウ) 道路.....	81
a 車道.....	81
b 自転車道.....	82
c 歩道.....	82
(エ) 運輸施設.....	84
5 参考事項の変更内容	107
(1) 過去の経緯.....	107

第1 公園区域の変更

1 変更理由

越後三山只見国定公園は、新潟県と福島県にまたがり、越後山脈の南部と三国山脈の一部を含む区域について昭和48年5月15日に指定された。本地域は人為による影響をほとんど受けていないミヤマナラ等の亜高山帯低木林やブナなどの自然林が保存され、カモシカ、ツキノワグマ等の大型哺乳類、イヌワシやクマタカなどの希少な猛禽類等の生息地となっている。また、国内でも有数の豪雪地域であり、急峻な山岳において雪食地形などの世界的にも珍しい独特的な自然景観が広がっている。

本公園は只見川の源流域に位置するが、その下流域にあたる只見柳津県立自然公園においても特筆すべき自然景観を見ることができる。只見川周辺では、自然景観の中に自然と共生した地域の暮らしが溶け込み、独特な里山景観や幻想的な風景がつくりだされている。また、阿賀川下流域には銚子の口等の河川の作用でつくられた勇壮な景勝地がみられる。公園利用の面では、阿賀川と只見川沿いに磐越西線と只見線があり、各地域の景観を車窓から眺望できるとともに、今日では列車の走行景観も公園の重要な風景の一部となっている。

今回の公園区域の変更にあたっては、現行の公園利用実態や社会情勢の変化を勘案し、只見柳津県立自然公園とその周辺の一部区域について、現在の越後三山只見国定公園との地理的な連続性及び風景の一体性、ならびに利用の連続性をふまえて現状の県立自然公園全域とその周辺部の一部を国定公園として拡張し、とくに只見川及び阿賀川を含む福島県地域について公園区域を変更するものである。

2 指定理由の変更内容

指定理由を次のとおり変更する。

(表1：指定理由変更表)

	変更後	変更前
① 景観	<p>本公園は、新潟、福島の両県にまたがり、越後山脈の南部山稜及びその山麓部とこれに接続する三国山脈の一部、福島県会津地方の阿賀川・只見川周辺からなる地域である。越後山脈南部及び三国山脈の一部には人為による影響をほとんど受けていないミヤマナラ等の亜高山帯低木林やブナなどの自然林が保存され、カモシカ、ツキノワグマ等の大型哺乳類、イヌワシやクマタカなどの希少な猛禽類等の生息地となっている。また、本地域は国内でも有数の豪雪地域であり、急峻な山岳において雪食地形などの世界的にも珍しい独特の自然景観が広がっている。</p> <p>只見川周辺には積雪地特有の構えを持つ家屋群と只見川の流れが一體となって、自然景観の中に自然と共生した地域の暮らしが溶け込み、独特な里山景観や幻想的な風景がつくりだされているほか、阿賀川周辺には錦子の口等の河川の作用でつくられた勇壮な景勝地がみられる。</p> <p>以上のように、本地域は、広大なブナ等の自然林に希少な生物が生息する傑出した自然林生態系、豪雪がつくりだした雪食地形等の特異な自然景観に加えて、只見川や阿賀川の河川景観が複合的かつ一体となつた景観を風景型式とした我が国を代表する地域となつてゐる。</p>	<p>(※指定当初の公園計画書には、以下の項目は無し。指定は、昭和48年5月15日環境庁告示第32号による。)</p>

	変更後	変更前
② 規模（区域面積が原則として1万ha以上）	本国定公園の区域面積は、102,895ha（陸域）である。 ＜参考：新潟県地域 52,464ha、福島県地域 50,431ha＞	
③ 自然性（原生的な景観核心地域が原則として約1,000ha以上）	本国定公園の原生的な景観核心地域は、新潟県地域では越後三山（駒ヶ岳、中の岳、八海山）や守門岳、平が岳、田代平等一帯と、福島県地域では浅草岳及び朝日岳、田子倉湖一帯、沼沢湖の惣山周辺等であり、その区域面積は43,929haである（特別保護地区及び第1種特別地域）。 ＜参考：新潟県地域 20,028ha、福島県地域 23,901ha そのうち、福島県地域の特別保護地区：11,011ha、第1種特別地域：12,890ha＞	
④ 利用状況（大人数による利用が可能）	越後三山や浅草岳及び朝日岳、蒲生岳等の登山利用、旧街道等を利用したトレッキング、磐越西線や只見線、自動車等各種交通手段を利用した公園内の多様な景観資源を巡る周遊利用、鉄道と只見川、多雪地特有の家屋等が作り出す景観の撮影地巡り、只見川ライン下りや田子倉湖における周遊船運航等の多数の利用形態が存在し、公園全体として高い利用性を有している。	

変更後	変更前
<p>⑤ 地域社会との共存（地域社会の理解の獲得）</p> <p>これまでに地域説明会の開催や、関係市町村の同意を得るなど、地元合意が図られている。また、地元自治体をはじめ関係者の間では、一部区間が不通となっている只見線の全線再開を契機に利用者数の増加などが見込まれることから、本地域の保護と適正な利用の推進について議論されている。</p>	<p>以上を踏まえ、「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定要領（平成25年5月17日付け環自国発第1305171号 環境省自然環境局長通知）」に記載される要件を満たすことから、本地域を国定公園に指定する。</p>

3 地域の概要の変更内容
地域の概要を次のとおり変更する。

(表2：地域概要変更表)

	変更後	変更前
越後三山只見国定公園（福島県地域）	は福島県会津地方の西半分の阿賀川流域・只見川どその上流の越後山脈、これに接する三国山脈の一部からなる。只見川周辺には積雪地特有の構えを持つ家屋群と只見川の流れが一体となって、自然景観の中に自然と共生した地域の暮らしが溶け込み、独特な里山景観や幻想的な風景がつくりだされている。また、阿賀川周辺には錦子の日等の河川の作用でつくられた勇壮な景勝地がみられる。この阿賀川及び只見川沿いにはそれぞれ磐越西線と只見線が走り、地域の観光における重要な移動手段であるほか、その走行景観も重要な景観資源となっている。	
(1) 景観の特性 ア 地形、地質	<p>ア 地形、地質</p> <p>越後三山（駒ヶ岳、中の岳、八海山）、平ヶ岳、朝日岳、浅草岳、守門岳など1,500～2,000メートル級の山々が連なり、その間を只見川とその支流及び信浪川支流の魚野川、破間川などが深いV字谷をなしている。又、棱線や各山頂部は急斜面で崖地となり、峻険な地形を呈している。</p> <p>地質については、ほぼ全域にわたり古生層であるが花崗岩類の貫入による変成岩類が広く分布している。</p> <p>越後三山は、地形地質的にも独立した山塊とみなされ、麥岩成類および花崗岩類ならびに新第三紀の凝灰岩層から構成され、平ヶ岳地域は花岡岩類（粗黒雲母花岡岩、斑状花崗岩）によって構成されている。</p> <p>浅草岳及び守門岳は安山岩類からなり、鳥海火山帶に属する第4紀の成</p>	

	変更後	変更前
両河川の流域には甌穴群があり、特に滝沢町穴群は東北地方最大の規模を有する。阿賀川には還流丘陵がみられる他、鉛子の口と呼ばれる狭窄部が存在し、付近の地形が鉛子のくびれに似ていることからこの名があり、四季を通じて景勝地となっている。	地質は、沼沢湖周辺や柳津町に流紋岩大規模火碎流がみられる他は、おおむね安山岩等の火成岩からなる。	層火山である。
イ 植生	<p>只見川の流域には、ブナを含む自然林が広範囲に広がる。本公園の東側に位置する阿賀川流域より雪が多く、アバランチシュートが卓越して見られることが特徴で、尾根にキタゴヨウが見られ、山腹の安定した場所にはブナ林が成立している。一方で、雪崩が頻発する場所には、低樹高の落葉、広葉樹が優占する。比較的広い河原の一部にはヤナギ類の河畔林が成立し、只見川及びその支流の伊南川等にはユビソヤナギの群落が点在する。この地域のユビソヤナギの群落は、国内でも最大級のものとなっている。その他の場所では、河岸と山とが接しており、カエデ等の落葉広葉樹林が分布する。このような植生の分布形態は、本地域が四季を通じて美しい景観を形成する要因ともなっている。</p> <p>阿賀川の流域である本公園の東側は、尾根沿いにアカマツが見られ、その山腹には、落葉広葉樹二次林やスギ植林地が分布する。河岸まで耕地があるか山腹であるため、河畔林はあまり発達していない。</p>	<p>イ 植生・野生生物</p> <p>本地域は全般的に地形が急峻で、かつ、裏日本の気象条件に支配された豪雪地域であるので、植生についてもこれら影響を受けた各種の植生をみることができる。又現在まで開拓が及んでいない地域が広く、大面積にわたって原生林が保存されている。</p> <p>主な自然植生は、山麓から標高 1,600 メートル前後まではミヤマナラの低木林が広く分布し、特に浅草岳、朝日岳及び只見川右岸などの条件のよい山腹には広い面積にブナの原生林が残されている。</p> <p>亜高山帯では、平ヶ岳中腹にオオシラビソの針葉樹林が分布している他は、ほとんどがミヤマナラを主とした風衝低木林で覆われている。</p> <p>越後三山、浅草岳、守門岳、朝日岳の各頂上附近は、風衝低木林と風衝草原となり、平坦部と凹地は極端な多雪のため森林が成立せず、雪田植生となっている。特に湿润な所では湿原となり、平ヶ岳の平頂部は本地域中最大の湿原で、尾瀬のアヤメ平に匹敵する山地湿原であり、池塘も発達し、景観として特にすぐれている。また、越後三山では、局部的にハイマツもみられる。</p> <p>本地域は大面積にわたって原生林が保存され、地形、気象の特殊な環境</p>

変更後	変更前
i) 哺乳類 本地域及びその周辺では、15科53種が確認されている。そのうち、カモシカが特別天然記念物、ヤマネが天然記念物、クロホオヒゲコウモリが環境省レッドリスト、ウサギコウモリがふくしまレッドリストで絶滅危惧種に掲載されている。	にあるので、大型哺乳類の生息に適している。ツキノワグマ、ニホンザル、カモシカ、キツネなどの多数生息地域であり、特にカモシカについては日本最大の生息地域とされている。
ii) 鳥類 本地域及びその周辺では、49科178種が確認されている。そのうち、イヌワシが天然記念物、クマタカ等13種が環境省レッドリスト、オオタカ等20種がふくしまレッドリストで絶滅危惧種に掲載されている。特に、生態系の上位種である猛禽類（タカ科、ハヤブサ科、フクロウ科の鳥類）が20種確認されており、本地域の自然環境の質的高さを反映している。また、イヌワシ、クマタカの国内有数の生息地でもある。	
iii) 爬虫類・両生類 本地域及びその周辺では、爬虫類は7科12種、両生類は7科18種が確認されている。そのうち、トウホクサンショウウオ等7種が環境省レッドリスト、13種がふくしまレッドリストで準絶滅危惧種に掲載されている。タダミハコネサンショウウオは2014年に新種として発見され、只見町を中心とした地域でのみ生息が確認されている地域固有種である。また本地域には、陸棲であるタダミハコネサンショウウオの他にも止水域に生息するクロサンショウウオも生息する珍しい地域となっている。	iv) 昆虫類

変更後	変更前
<p>本地域及びその周辺では、201科 961種が確認されている。タンスや下駄などの高級品の材料として利用されているキリを宿主とするキマダラルリツバメは、喜多方市、三島町、金山町指定の天然記念物となっている。本地域は、雪深いが夏は高温となる気象条件や急峻な山々が連なる地理的条件等を反映し、環境省レッドラリストで絶滅危惧種に掲載されているキタヒメアメンボやキイロマツモムシ等の北方や高山帯に生息する種が見られる一方で、低標高帯に生息するゲンゴロウ等も見ることができる地域である。このほか、喜多方市及び西会津町が指定する天然記念物でもあるギフチヨウ等4種が環境省レッドラリストに掲載され、このうちヒメギフチヨウがふくしまレッドラリストの準絶滅危惧種に掲載されている。</p>	<p>v) 魚類</p> <p>本地域及びその周辺では、17科 62種が確認されている。そのうち、イトヨはトゲチョとも呼ばれる小型の魚類で、喜多方市ではその生息地が天然記念物に指定されているほか、環境省レッドラリストでは絶滅のおそれのある個体群に掲載され、ふくしまレッドラリストでは絶滅危惧種に掲載されている。また、ウケクチウダイは、秋田県から長野県の日本海側にそぐ河川にのみ生息する種であり、只見川で最初に発見された種である。このほか、12種が環境省レッドラリストに掲載され、10種がふくしまレッドラリストに掲載されている。</p> <p>②植物</p> <p>本地域及びその周辺では、160科 1436種が確認されている。そのうち、</p>

変更後	変更前
<p>ヒメサユリは地域固有種であるが、本地域の広い範囲に分布している。また、只見町蒲生地区にはカタクリの群生地があり、地域住民によつて、カタクリ公園として手厚く管理されている。環境省レッドリスト及びふくしまレッドリストの掲載種は非常に多く、そのいずれかで絶滅危惧種に掲載されている種は、90種以上である。</p> <p>エ 自然現象</p> <p>本地域は基本的には冬季に多量の積雪がある日本海側の気候である。特徴的なのは、地形的に盆地となつていて、夏季は高温となる内陸性気候の特徴も併せ持つことである。公園の北側の西会津町では冬季の平均最深積雪深は、1m程度であるのに対し、只見町では2mを超える。只見川には数多くのダムがあるため、その流速は遅い。そこに、温度の低い上流の融雪水が流れ込むため、河川水も温度は低く保たれている。夏季には、この水面に温かい空気が接触することにより川霧が発生し、年間30日程度しか発生しないといわれている希少な自然現象となっている。</p> <p>また、大塩炭酸泉と滝沢炭酸泉の2つの炭酸泉源が存在している。高温の水に高濃度の炭酸ガスが含まれることは稀であり、火山の多い我が国においては貴重な存在である。</p>	<p>ウ 自然現象 (※項目なし)</p> <p>エ 文化景観 (※項目なし)</p>

変更後	変更前
<p>「曲がり家」などとよばれている。現在では、その屋根は茅葺ではなくなっているが、これらの家屋は、大志の俯瞰などで河川とともに、美しい景観を形成している。</p> <p>また、本地域の河川は交通路でもあったことから、多數の廻船や渡し舟がみられた。現在では、観光渡し船などの旅客船として、只見川においてその姿を見ることができる。</p>	<p>(2) 利用の特性 (2) 利用の特性 (※項目なし)</p> <p>本地域の利用特性として、越後三山や浅草岳及び朝日岳、蒲生岳等の登山利用、旧街道等を利用したトレッキング、磐越西線や只見線、自動車等各種交通手段国道を利用した公園内の多様な景観資源を巡る周遊利用、鉄道と只見川、多雪地特有の家屋等が作り出す景観の撮影地巡り、只見川ライン下りや田子倉湖における周遊船運航等の多様な利用形態があげられる。</p> <p>公園への交通手段は陸路のみであり、自家用車による来訪が2/3を占めている。次いで、貸し切りバス、新幹線となっている。最寄りの新幹線の停車駅は、上越新幹線の越後湯沢、浦佐、新潟の各駅と、東北新幹線の郡山駅となっている。いずれも、只見線や磐越西線と只見線を介さないと本公園内には達しない。公園内の公共交通は、磐越西線と只見線（不通区間の代行バスを含む）だけであり、路線バスについては、ほとんどがそれぞれの自治体内だけの運行となっている。そのほか、小規模ではあるが、タクシー、レンタカー及びレンタサイクルがある。</p> <p>磐越西線と只見線は、車窓景観や走行景観を目的に多数の観光客が訪れる。磐越西線には定期的にSL列車が走り、只見線では只見川の橋梁を走</p>

行する景観を眺望するための施設やスポットが沿線各地にあるなど、いずれの路線も四季を通じてにぎわいを見せている。また、その景観は東南アジア諸国をはじめとした海外でも高い評価を受けており、東日本大震災直後は一時的な利用者の減少がみられたものの、再び増加傾向にある。

(3) 社会経済的背景

ア 土地所有別

(※項目なし)

ア 土地所有別

(※項目なし)

本地域は、公園区域 50,431ha（陸域）のうち、国有地 35,533ha、公有地 1,301ha、私有地 13,597ha であり、国有地の本区域全体に占める割合が大きい。

イ 人口及び産業

(※項目なし)

本地域における各市町村の人口の合計は、平成 27 年の国勢調査結果によると、86,062 人である。喜多方市は 49,377 人、椿岐村は 615 人、只見町は 4,470 人、西会津町は 6,582 人、会津坂下町は 16,303 人、柳津町は 3,536 人、三島町は 1,668 人、金山町は 2,189 人となっている。年齢構成は 14 歳以下の人口が 9,223 人 (10.9%)、15 歳以上 64 歳未満の人口が 43,859 人 (51.8%)、65 歳以上の人口が 30,496 人 (36.0%) となっている。人口推移は、いずれの市町村でも減少傾向にある。

産業別の就業者人口は、第一次産業は 5,759 人 (13.9%)、第二次産業は 12,324 人 (29.8%)、第三次産業は 22,970 人 (55.5%) となっている。第一次産業では農業 (13.5%)、第二次産業では製造業 (19.9%)、第三次産業では卸売・小売業 (13.0%) が多い。福島県全体の農業の就業者人口比が 6.1% であることから、本地域及びその周辺での農業は主要な産業といえる。

農業は、本地域内の地形が急峻であることから耕地は少ないが、米やソ

(3) 社会経済的背景

(※項目なし)

ア 土地所有別

(※項目なし)

イ 人口及び産業

(※項目なし)

ア 土地所有別

(※項目なし)

イ 人口及び産業

(※項目なし)

変更後	変更前
<p>バ、キノコ類、トマト等、生産品は地域によって特色がある。また、就業者人口はごく少數であるが、キリの材の材の生産地としても有名である。このほか、農閑期の産業として発達したタンスや下駄などのキリ製品、つる植物を編んだ「編み組み細工」、漆器などの工芸品の生産も有名である。</p>	

変更後		変更前	
ウ 権利制限関係 (ア) 保安林 (国有林)		ウ 権利制限関係 (※項目なし)	
種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
水源かん養	福島県南会津郡檜枝岐村地内 福島県南会津郡只見町地内 福島県大沼郡金山町地内	8,910.35 13,540.59 1,104.69	昭37.3.15 昭45.3.31 昭46.3.29
			昭49.4.11
			昭58.7.25
			平5.11.24
			平12.8.11
			平15.12.25
			平19.4.24
土砂流出防備	福島県南会津郡只見町地内 福島県大沼郡金山町地内	10,324.48 1,166.56	昭36.8.10 昭37.3.15
			昭49.4.11
			昭58.5.2
			昭58.5.10
			昭58.7.25
			平7.2.9
			平22.7.12
土砂崩壊防備	福島県大沼郡金山町地内	42.69	昭58.7.25 平7.2.9

		変更前	
		変更後	
干害防備	福島県大沼郡金山町地内	6.79	昭 36.8.10
なだれ防止	福島県大沼郡金山町地内	6.33	昭 13.8.24
保健	福島県大沼郡金山町地内	113.94	昭 58.7.25
(民有林)			
種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
水源かん養	福島県南会津郡只見町地内	213.72	昭 29.10.23 他
	福島県耶麻郡西会津町地内	0.02	昭 57.2.15
	福島県河沼郡柳津町地内	0.12	昭 43.10.19
	福島県大沼郡三島町地内	0.09	昭 31.1.12
	福島県大沼郡金山町地内	330.39	昭 46.3.29 他
土砂流出防備	福島県喜多方市地内	1.96	昭 12.5.15 他
	福島県南会津郡只見町地内	75.35	大 2.2.5 他
	福島県耶麻郡西会津町地内	0.003	昭 56.10.12
	福島県河沼郡会津坂下町地内	0.75	昭 16.3.15 他
	福島県河沼郡柳津町地内	10.28	大 11.4.13 他
	福島県大沼郡三島町地内	4.06	平 2.7.16 他
	福島県大沼郡金山町地内	598.11	大 5.4.17 他

		変更前	
		変更後	
土砂崩壊防備	福島県喜多方市地内 福島県耶麻郡西会津町地内 福島県河沼郡御津町地内 福島県大沼郡三島町地内 福島県大沼郡金山町地内	0.01 0.23 明 1.40 昭 41.12.28 他 0.19 昭 41.5.30 他 24.34 大 11.4.13 他	不明 昭 41.12.28 他 昭 41.5.30 他 大 11.4.13 他
なだれ防止	福島県南会津郡只見町地内 福島県耶麻郡西会津町地内 福島県河沼郡御津町地内 福島県大沼郡三島町地内 福島県大沼郡金山町地内	75.22 3.17 昭 57.2.15 5.72 大 5.4.17 他 3.48 大 5.4.17 他 104.70 昭 12.5.15 他	昭 9.5.19 他 昭 57.2.15 大 5.4.17 他 大 5.4.17 他 昭 12.5.15 他
落石防止	福島県大沼郡金山町地内	0.97	昭 57.7.23

		変更後		変更前	
ウ 権利制限関係 (イ) 鳥獣保護区 (県指定)					
名称	位置	重複面積 (ha)		指定年月日	
高郷	福島県喜多方市高郷町 塙坪古屋敷		86	昭46.10.31	
阿賀川	福島県耶麻郡西会津町 新郷大字豊洲		60	昭46.10.31	
舟渡	福島県河沼郡会津坂下 町高寺大字舟渡		11	昭46.10.31	
柳津	福島県河沼郡柳津町大 字柳津		231	昭47.10.31	
沼沢湖	福島県大沼郡金山町大 字大栗山		379	昭34.10.31	
黒谷	福島県南会津郡只見町 地内		35	昭52.4.1	
只見	福島県南会津郡只見町 地内		15,817 (うち特保 6,090)	昭55.1.1	
奥只見	福島県南会津郡只見町 地内、椿枝岐村地内		9,431	平9.11.1	

(ウ) 史跡名勝天然記念物		変更後		変更前	
区分	名称	位置			
国 特別天然記念物	カモシカ	地域を定めず指定	昭 30. 2. 15		
国 天然記念物	ヤマネ	地域を定めず指定	昭 50. 6. 26		
国 天然記念物	イヌワシ	地域を定めず指定	昭 40. 5. 12		
国 天然記念物	柳津ウグイ生息地	福島県河沼郡柳津町柳津字諏訪町	昭 15. 7. 12		
市 天然記念物	塩化石層	福島県喜多方市東北電力(株)	平 18. 1. 4		
市 天然記念物	ギフチョウ	福島県喜多方市全域	令 2. 3. 4		
市 天然記念物	キマダラリツバメ	福島県喜多方市全域	令 2. 3. 4		
町 天然記念物	石伏日若宮八幡神社の大クワ	福島県南会津郡只見町石伏	平 14. 4. 23		
町 天然記念物	ギフチョウ	福島県耶麻郡西会津町全城	平 27. 4. 16		
町 天然記念物	キマダラリツバメ	福島県耶麻郡西会津町全城	平 27. 4. 16		
町 史跡	玉網城跡	福島県大沼郡金山町大字川口字上岩下	昭 48. 3. 1		
町 史跡	糠塚古墳	福島県大沼郡金山町大字大志字糠塚	昭 49. 7. 1		
町 史跡	石原経塚	福島県大沼郡金山町大字大栗山字上石原	昭 52. 7. 1		
町 史跡	宮崎館跡	福島県大沼郡金山町大字中川字館ノ越	昭 62. 3. 30		
町 史跡	高祖沼沢府君之碑	福島県大沼郡山町大字沼沢字寺ノ北	昭 57. 10. 10		

町	史跡	太郎布鞠形ノ館跡	福島県大沼郡金山町大字太郎布字沢田	昭61. 6. 10
町	史跡	廻戸の一里塚	福島県大沼郡金山町大字沢字廻戸	昭61. 6. 10
町	史跡	高屋敷中井館跡	福島県大沼郡金山町大字玉梨字高屋敷	昭63. 12. 10
町	史跡	山ノ内墨敷跡	福島県大沼郡金山町大字横田字居平	平18. 3. 27
町	天然記念物	キマダラルリツバメ	福島県大沼郡金山町全域	平17. 6. 9

4 変更する公園区域

越後三山只見国定公園（福島県地域）の公園区域を次のとおり変更する。

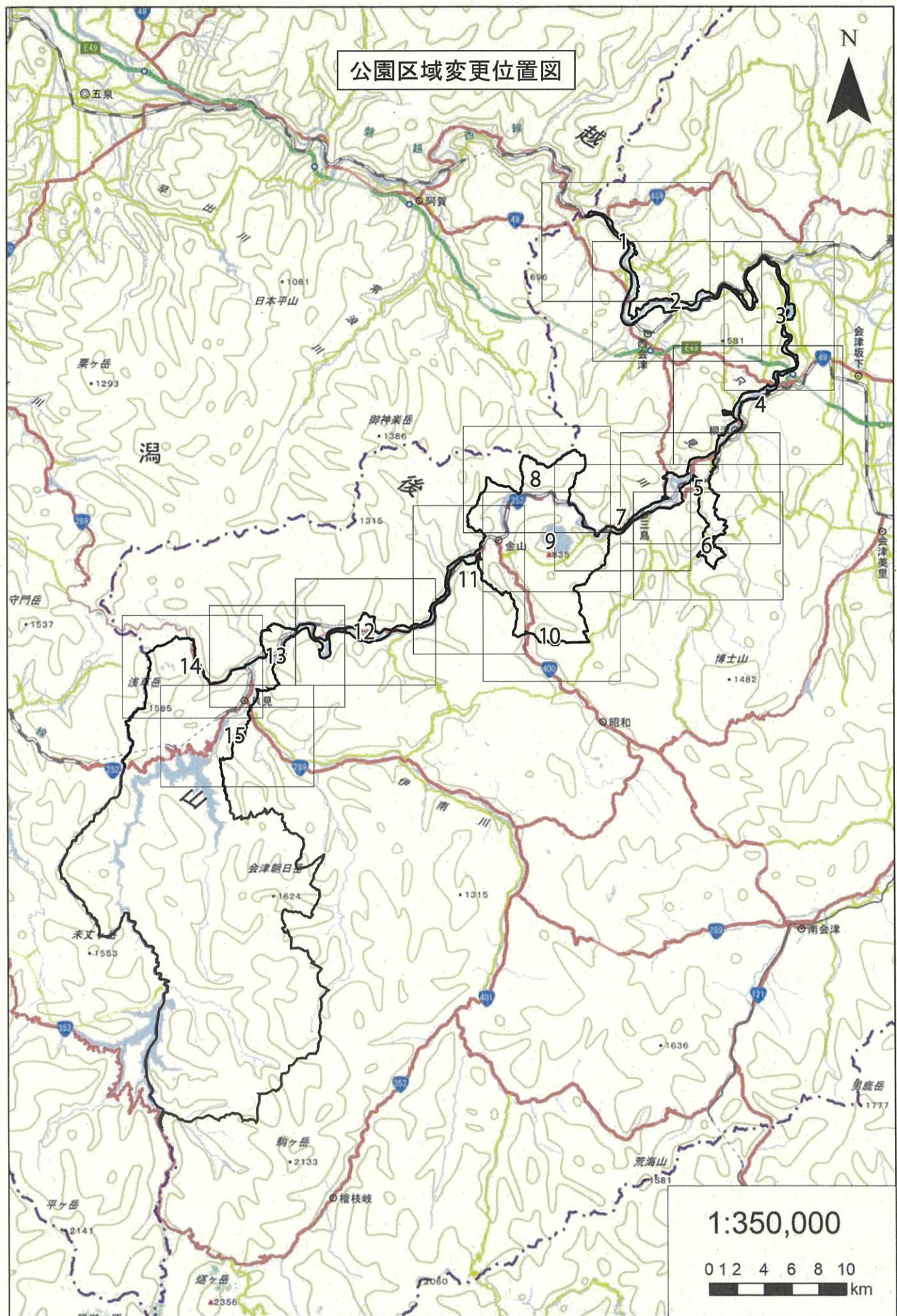
(表3：公園区域（陸域）変更表)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	拡張	喜多方市 高郷町の一部	只見柳津県立自然公園の公園区域を国定公園として拡張するとともに、多様な魚類の生息環境や景観の連続性を確保するため、只見川の河川区域の一部を国定公園として拡張するため。	361 0 0 361
2	拡張	南会津郡只見町内 国有林会津森林管理署南会津支署 1121 林班から 1122 林班の全部並びに 1117 林班、1123 林班から 1124 林班及び 1133 林班の各一部 南会津郡只見町 塩沢、蒲生、叶津、只見、石伏及び田子倉の各一部	只見柳津県立自然公園の公園区域を国定公園として拡張するとともに、会津のマッターホルンと呼ばれる蒲生岳の山岳景観を保全するため、蒲生岳とその一帯を国定公園区域として拡張するため。	4,030 1,828 606 1,596
3	拡張	耶麻郡西会津町 群岡、上野尻及び登世島の各一部	只見柳津県立自然公園の公園区域を国定公園として拡張するため。	698 0 8 690
4	拡張	河沼郡会津坂下町 高寺、片門の各一部	多様な魚類の生息環境や景観の連続性を確保するため、只見川の河川区域の一部を国定公園として拡張するため。	124 0 0 124

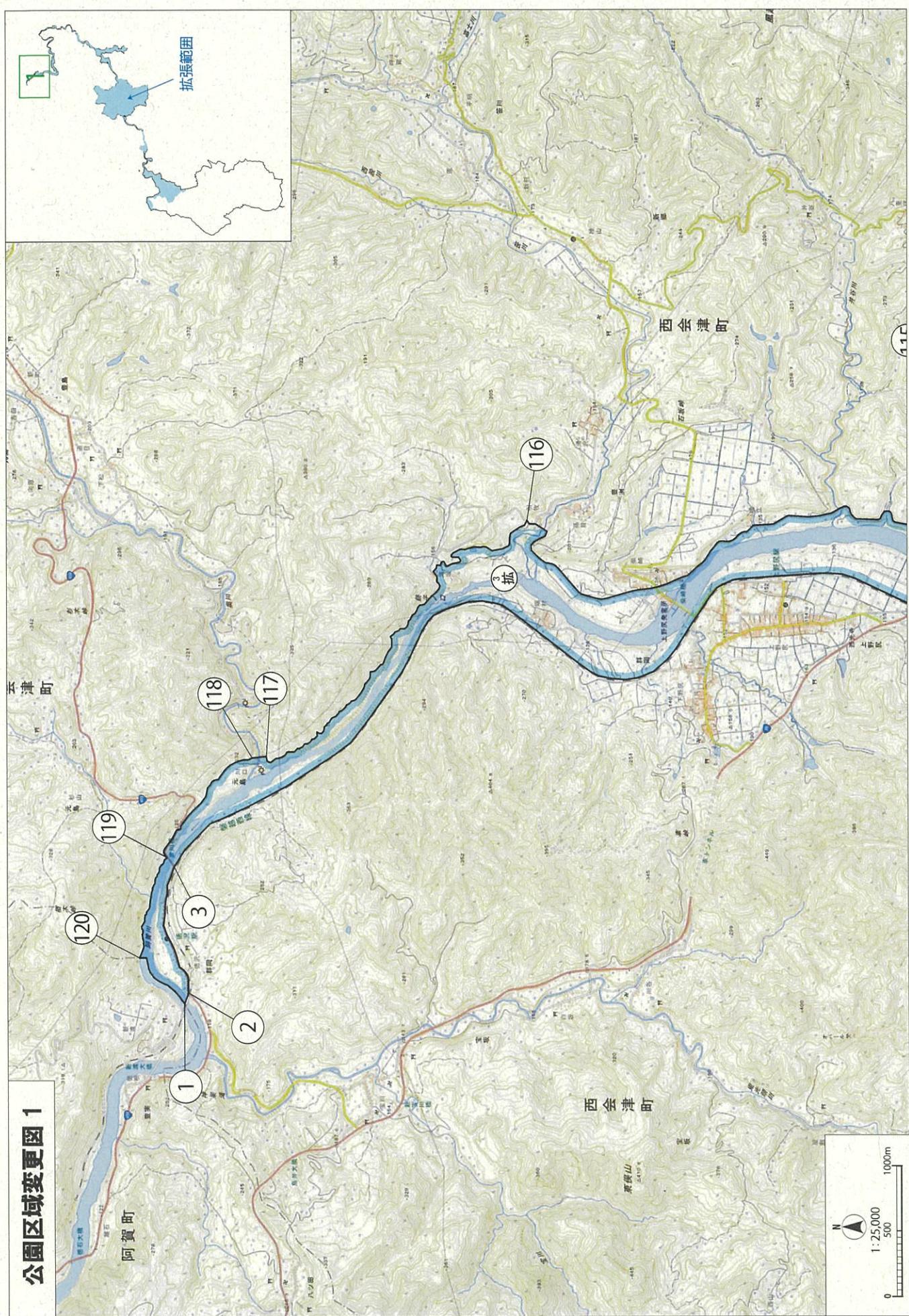
番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)						
5	拡張	河沼郡柳津町 柳津、郷戸、飯谷、藤及び細八の各一部	只見柳津県立自然公園の公園区域を国定公園として拡張するため。	<table border="0"> <tr> <td>国</td><td>0</td> </tr> <tr> <td>公</td><td>26</td> </tr> <tr> <td>私</td><td>1,086</td> </tr> </table>	国	0	公	26	私	1,086
国	0									
公	26									
私	1,086									
6	拡張	大沼郡三島町 桧原、名入、川井、大登、宮下及び早戸の各一部	只見柳津県立自然公園の公園区域を国定公園として拡張するため。	<table border="0"> <tr> <td>国</td><td>0</td> </tr> <tr> <td>公</td><td>3</td> </tr> <tr> <td>私</td><td>837</td> </tr> </table>	国	0	公	3	私	837
国	0									
公	3									
私	837									
7	拡張	大沼郡金山町内 国有林会津森林管理署 547 林班から 548 林班まで、550 林班から 552 林班まで、555 林班から 556 林班まで及び 646 林班から 647 林班までの全部並びに 549 林班、553 林班、557 林班、608 林班から 610 林班まで、645 林班及び 648 林班の各一部 金山官行造林地 1 林班の全部 大沼郡金山町 大栗山、小栗山、川口、大志、太郎布、中川、沼沢、水沼、玉梨、横田、大塩及び滝沢の各一部	只見柳津県立自然公園の公園区域を国定公園として拡張するため。 大栗山、小栗山、川口、大志、太郎布、中川、沼沢、水沼、玉梨、横田、大塩及び滝沢の各一部	<table border="0"> <tr> <td>国</td><td>0</td> </tr> <tr> <td>公</td><td>328</td> </tr> <tr> <td>私</td><td>6,465</td> </tr> </table>	国	0	公	328	私	6,465
国	0									
公	328									
私	6,465									
			変更部分 面積計	<table border="0"> <tr> <td>国</td><td>4,470</td> </tr> <tr> <td>公</td><td>971</td> </tr> <tr> <td>私</td><td>11,130</td> </tr> </table>	国	4,470	公	971	私	11,130
国	4,470									
公	971									
私	11,130									
				16,571						

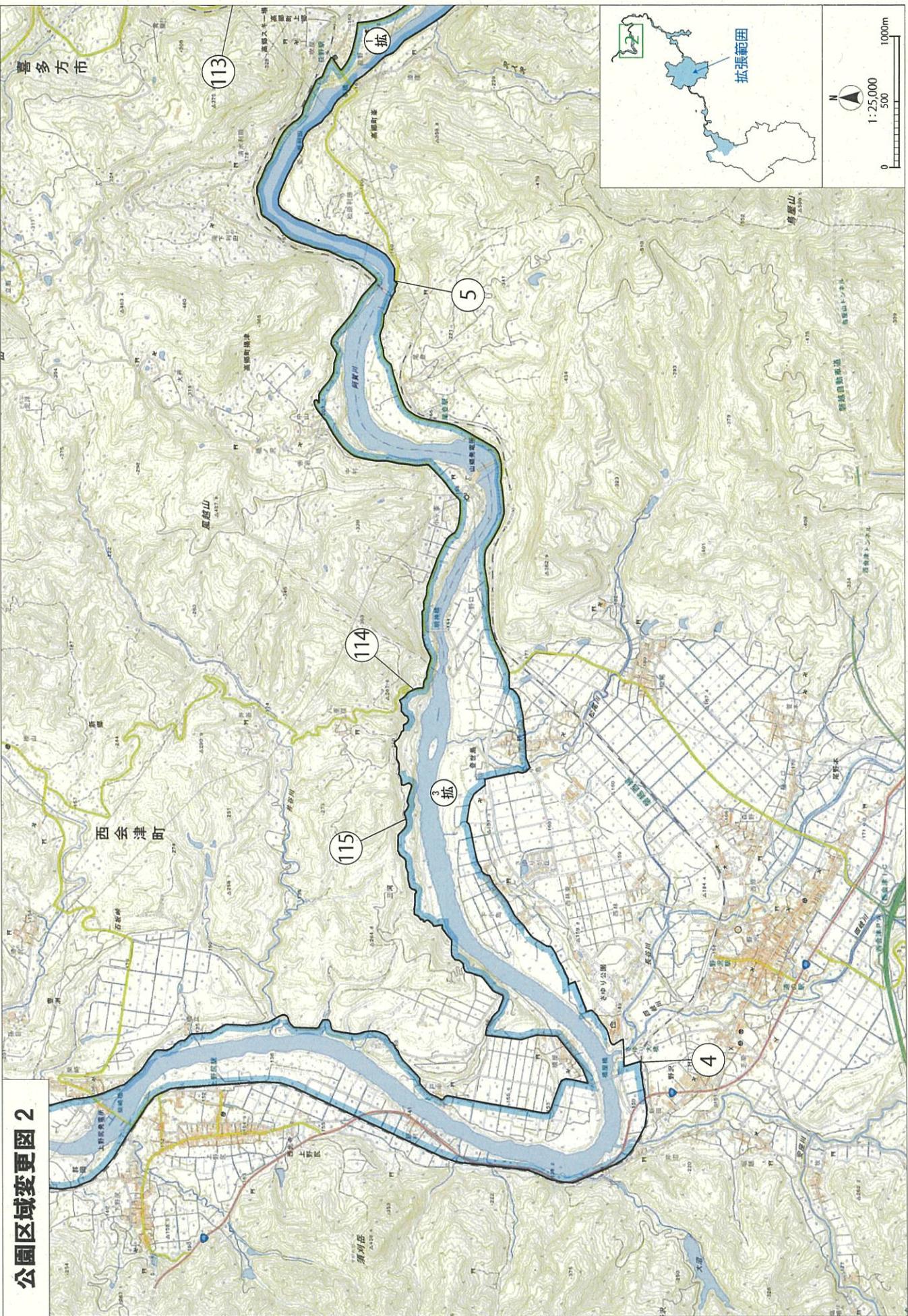
		33,860
	変更前	
公園面積	国	31,063
	公	330
	私	2,467
		50,431
	変更後	
公園面積	国	35,533
	公	1,301
	私	13,597

※端数処理により合計が一致しない。

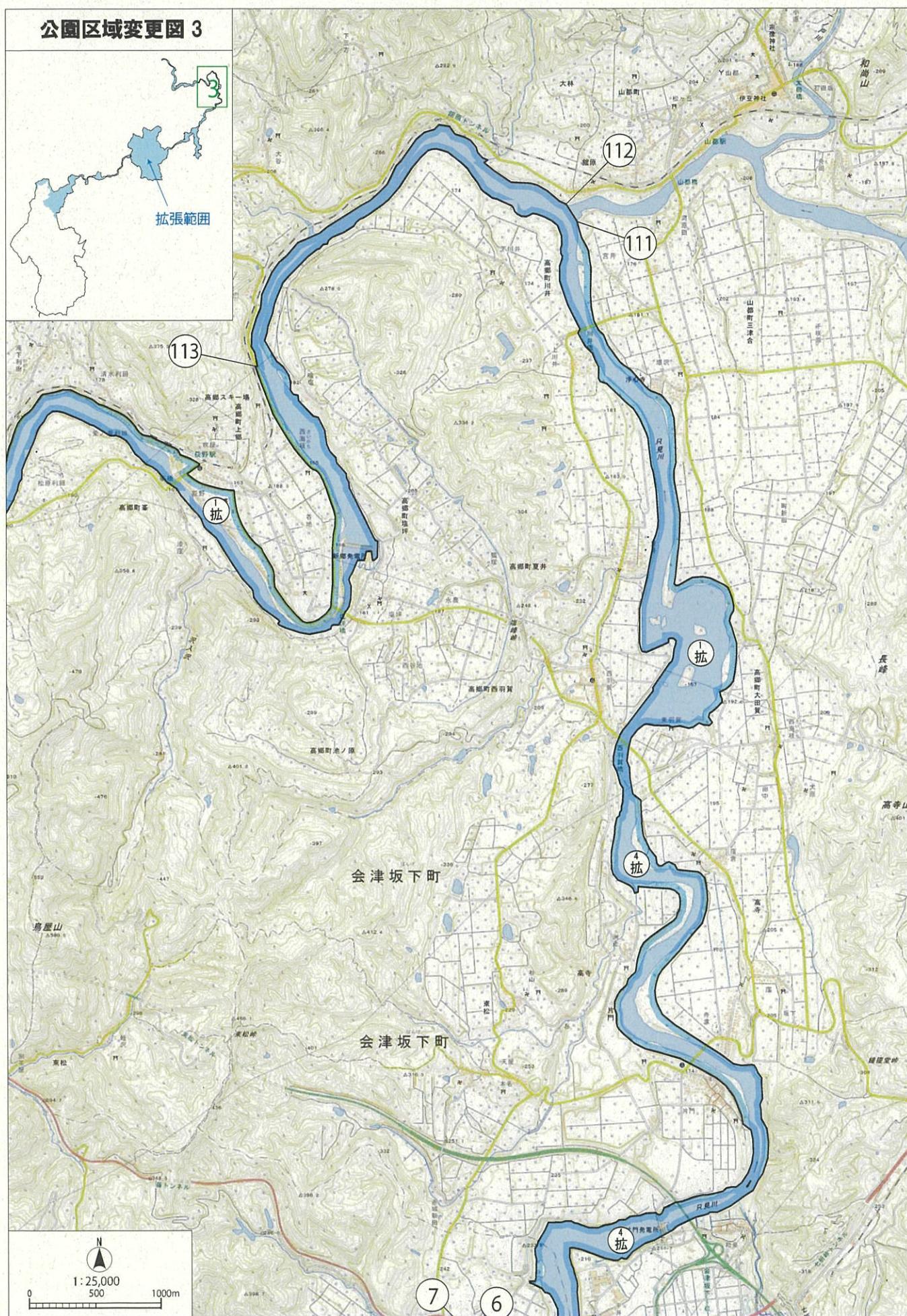


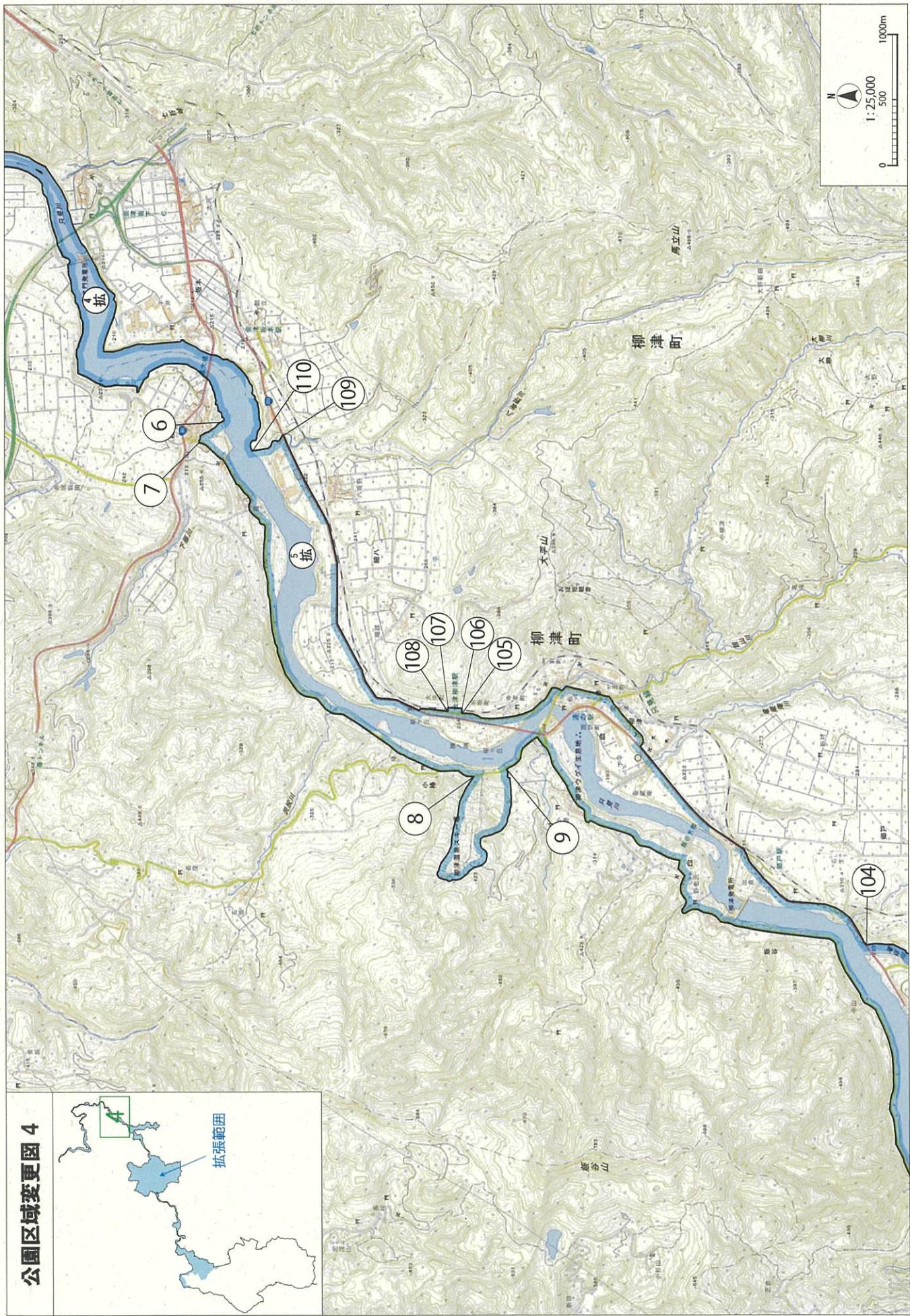
公園区域変更図 1

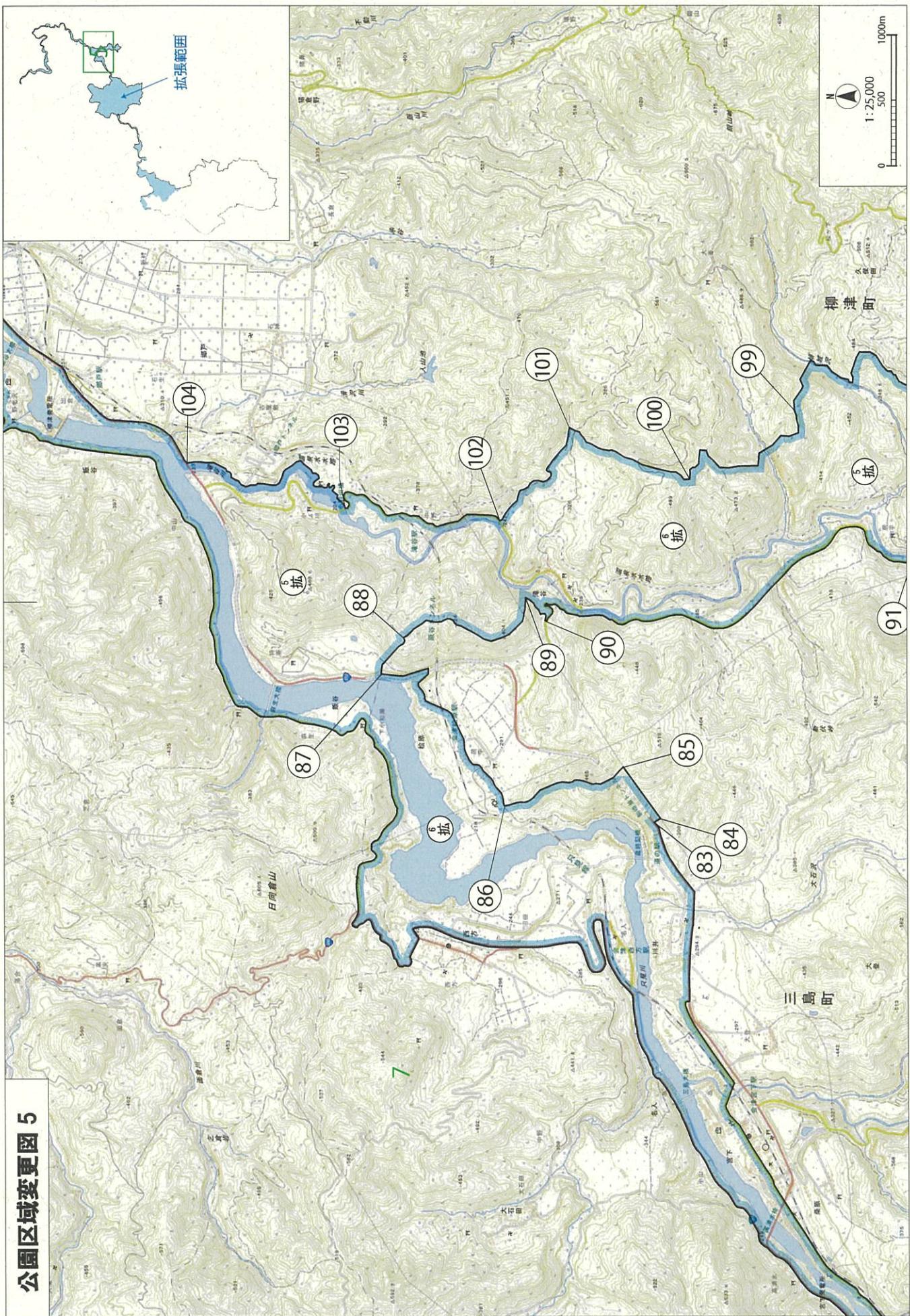


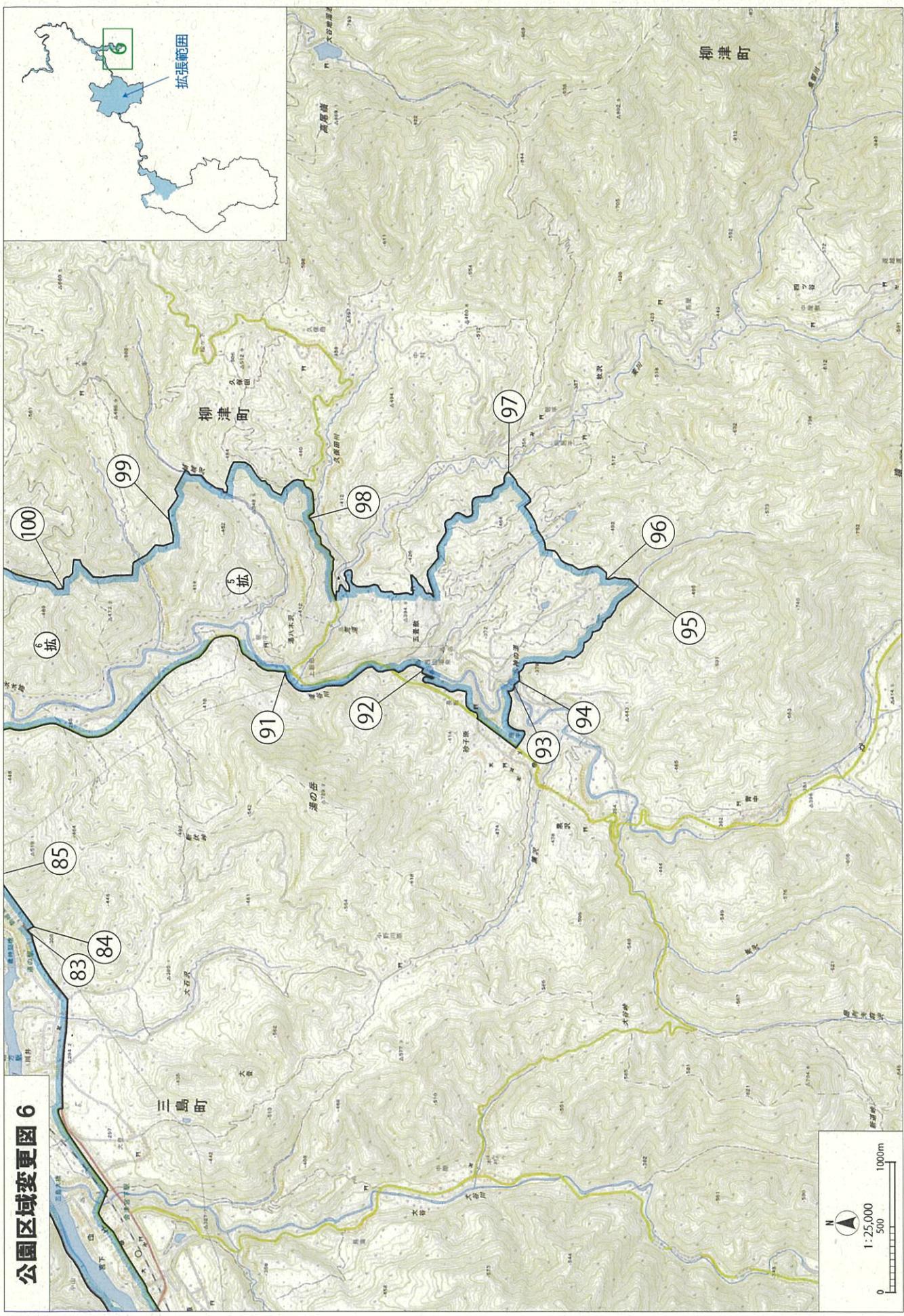


公園区域変更図 3

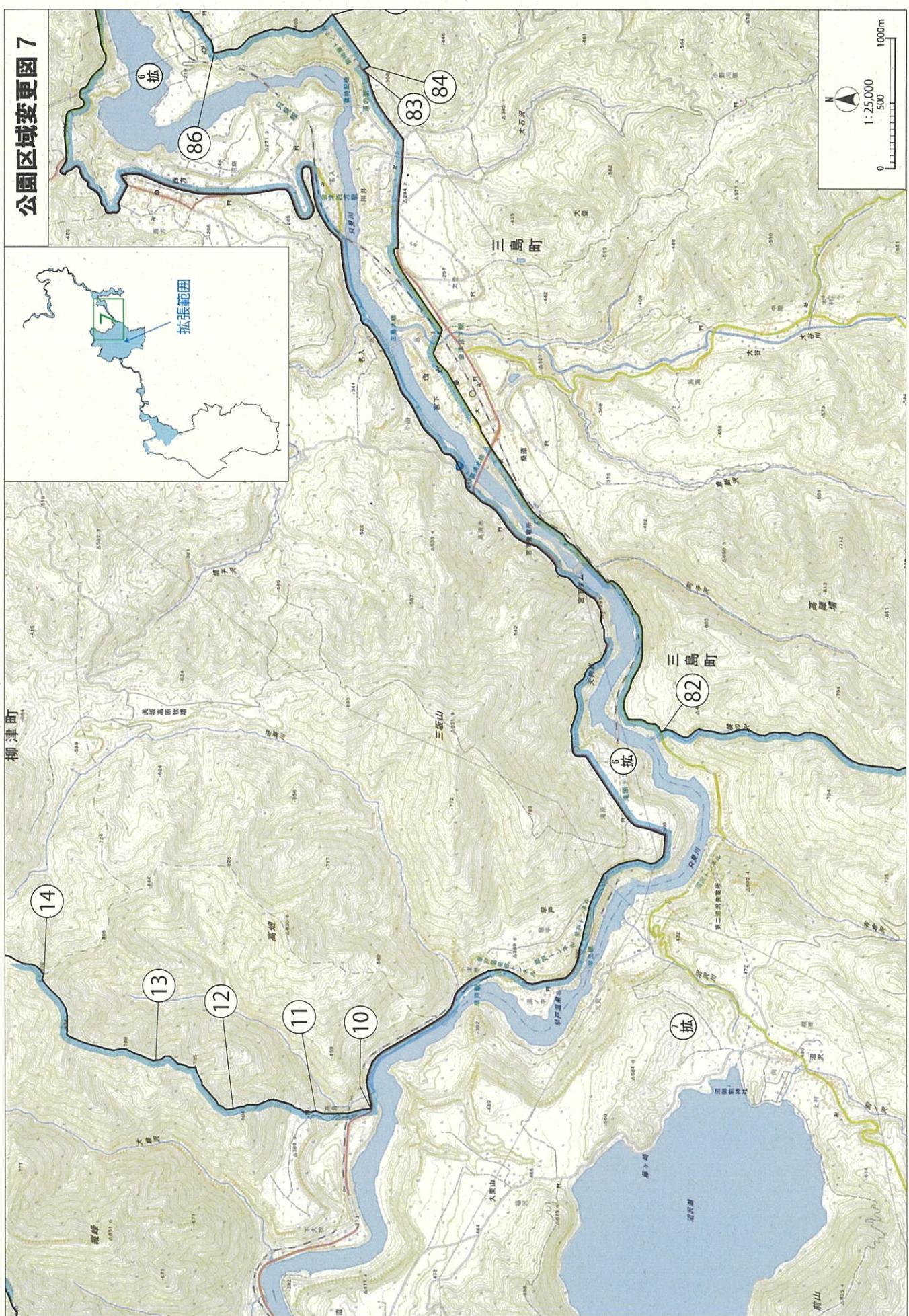


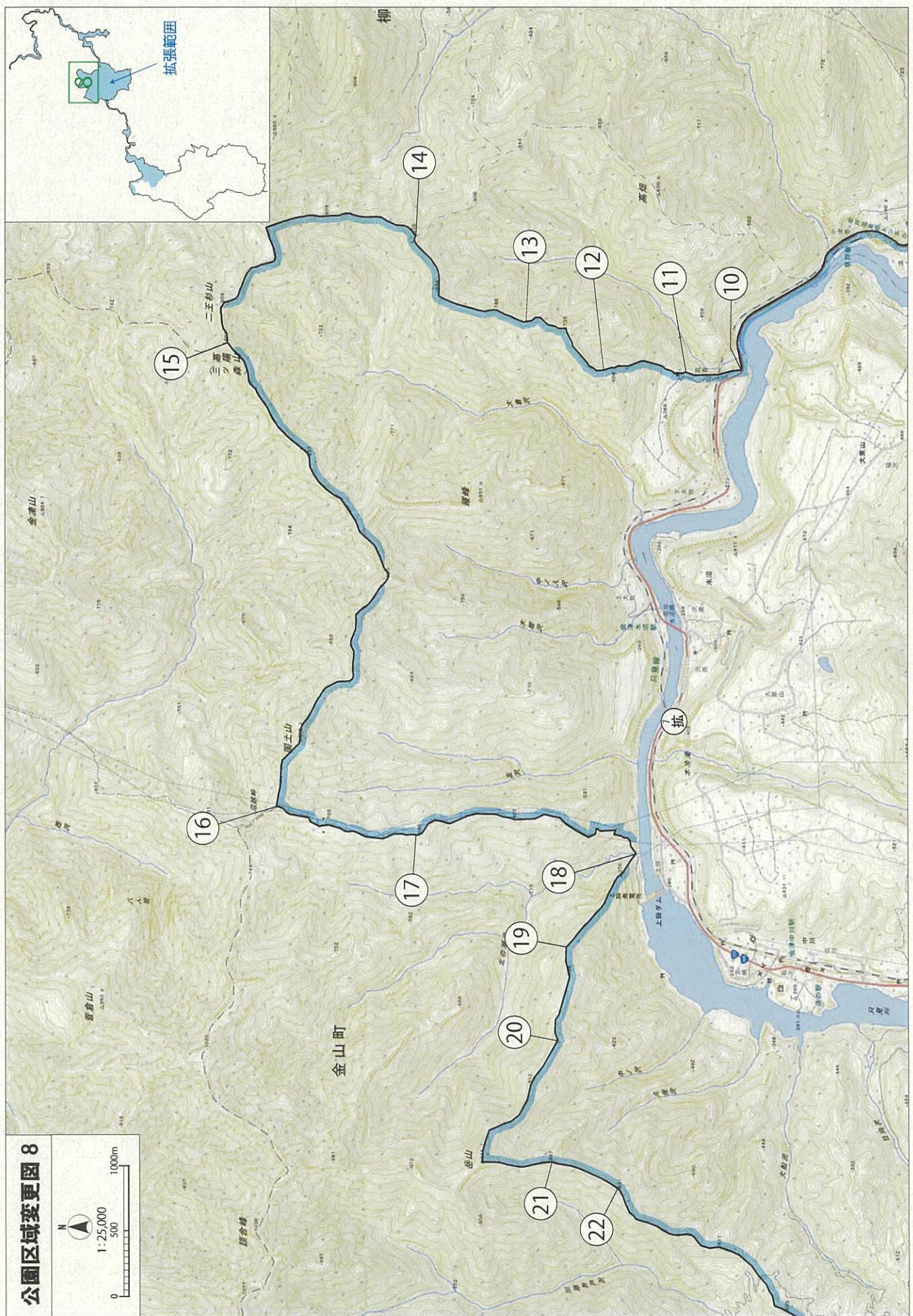






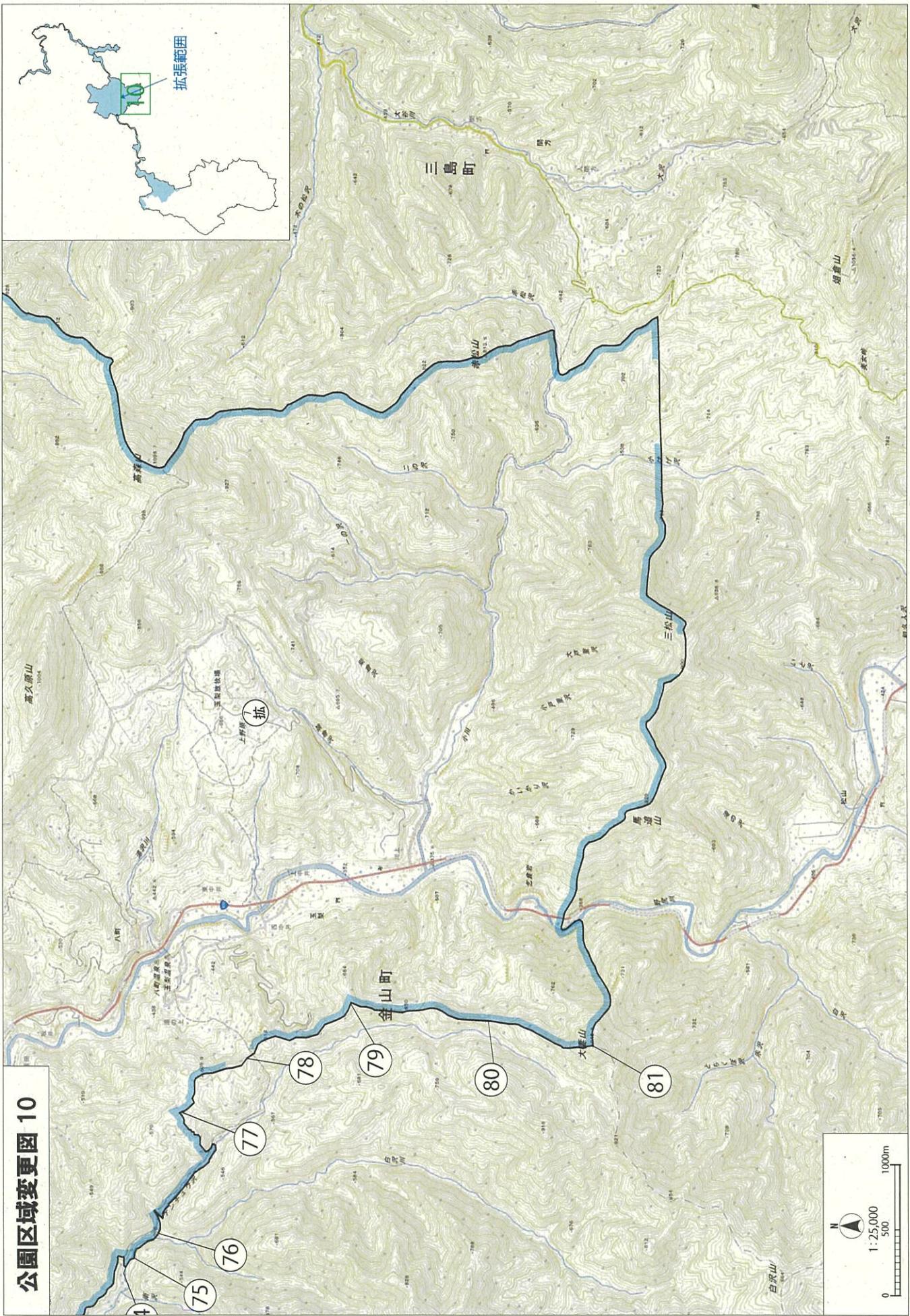
公園区域変更図 7



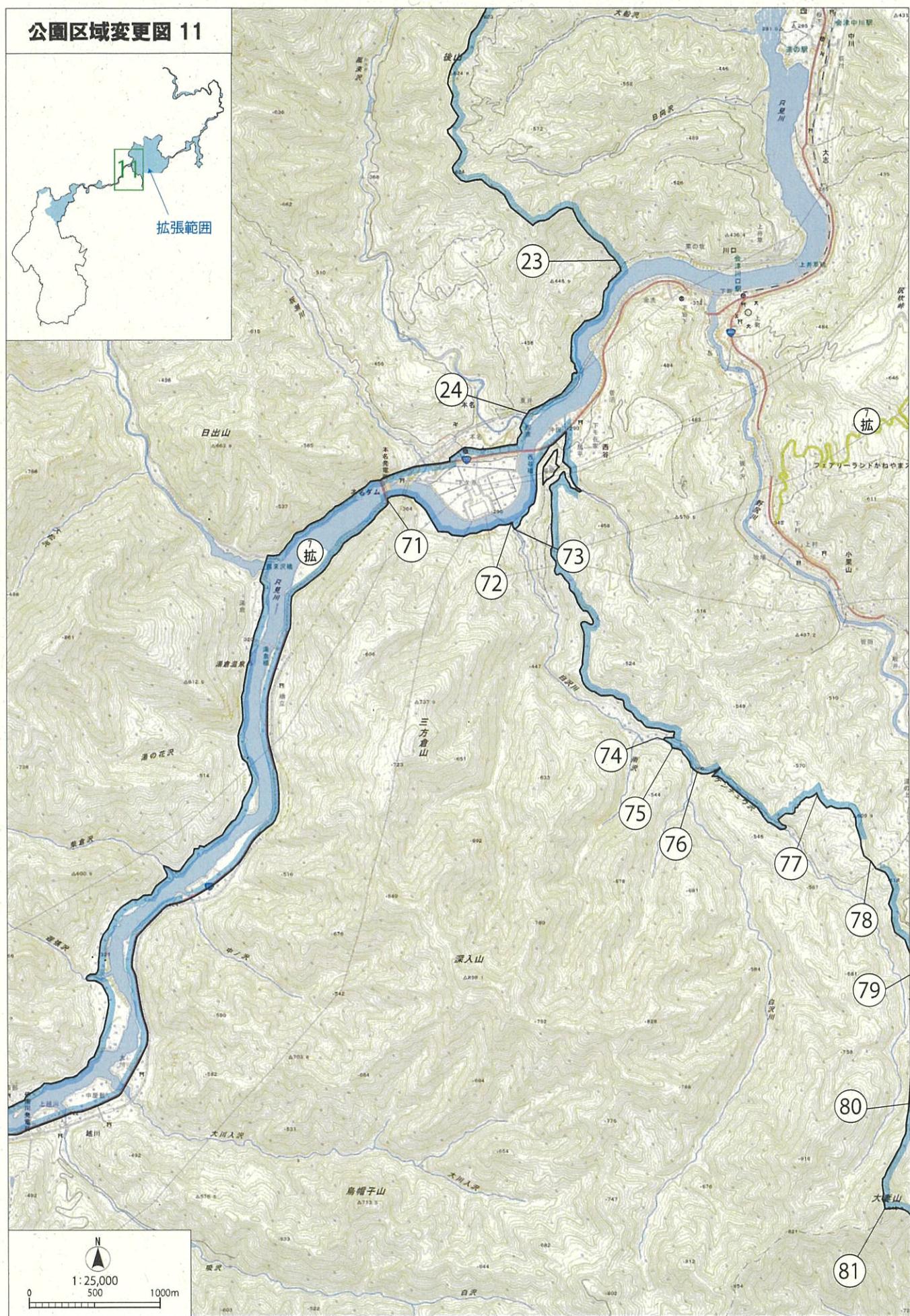




公園区域変更図 9



公園区域変更図 11



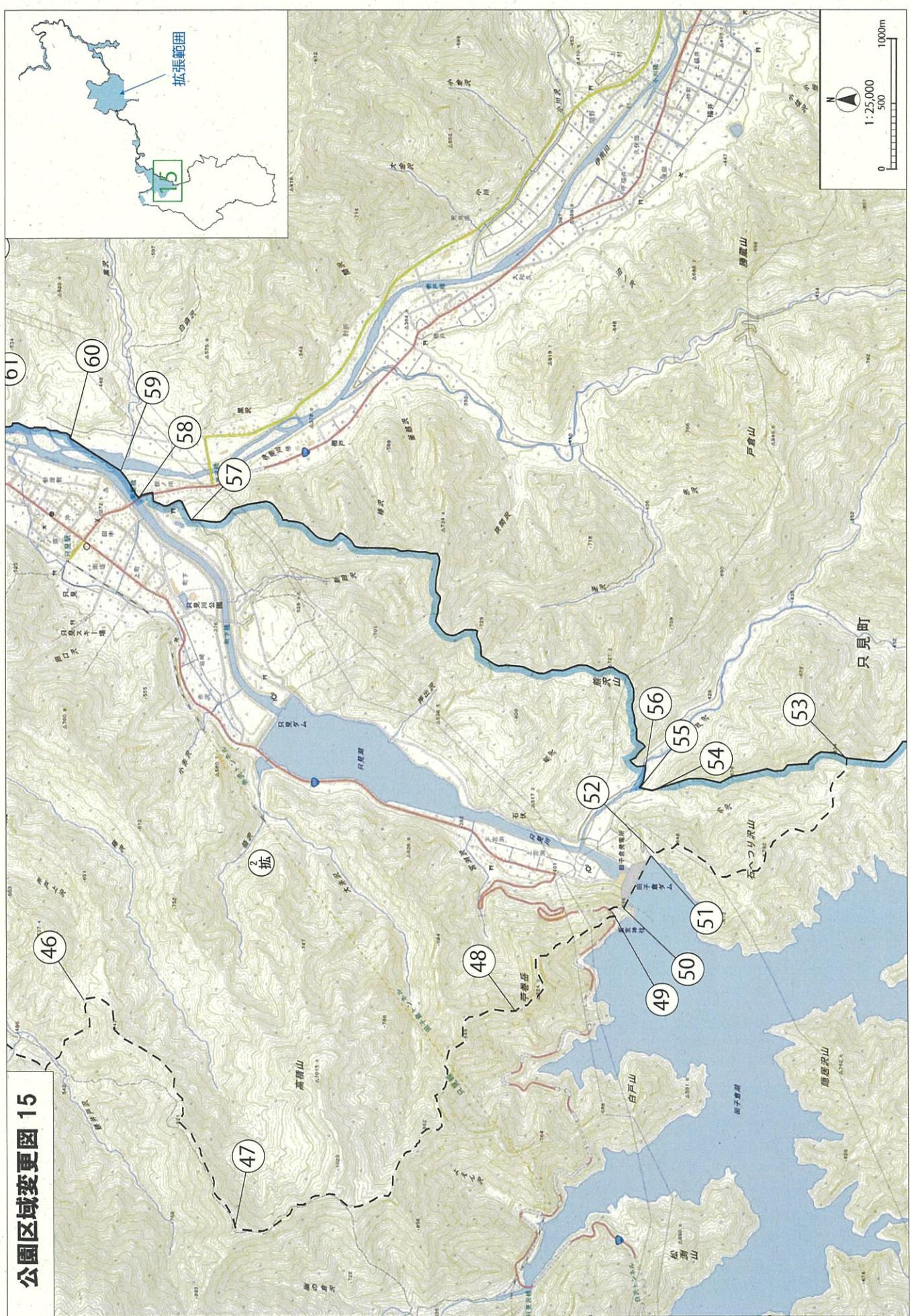


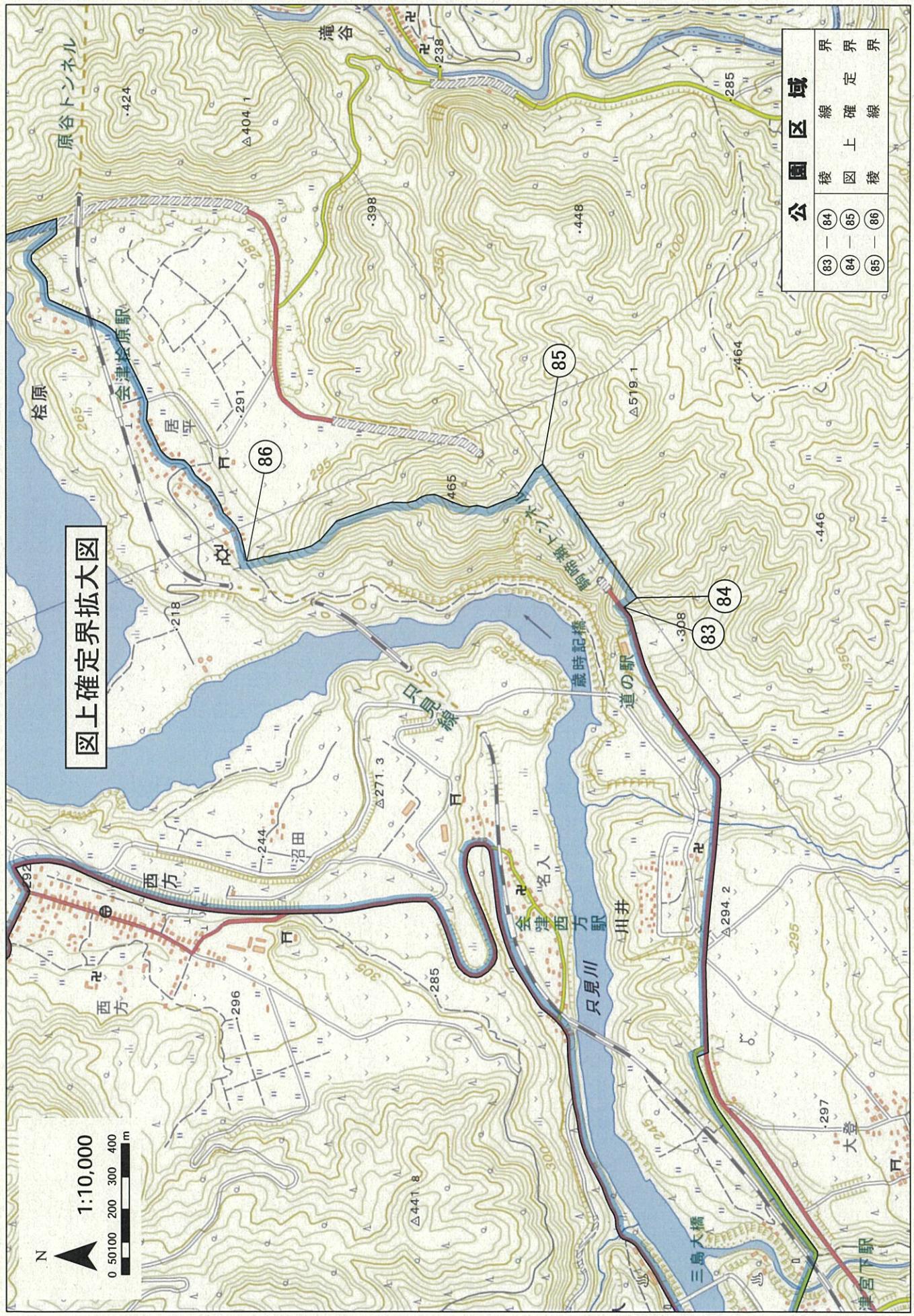


公園区域変更図 14



公園区域変更図 15





公園区域変更図 凡例表

第2 公園計画の変更

1 変更理由

公園区域の変更に伴い、とくに只見川及び阿賀川を含む福島県地域について公園計画を変更するものである。

保護規制計画については、既存公園区域について地種区分線の明確化を図るとともに、沼ノ平周辺及び沼沢湖周辺において風致の保護上特に重要な区域について、特別地域の指定を行う。

利用施設計画については、公園区域の拡張に伴い新規の計画を追加するほか、既存公園区域においても、現行の単独施設、道路（車道）、道路（歩道）について、事業執行状況、利用実態、必要性及び実施可能性等を確認し、必要な追加、変更又は削除を行う。

2 基本方針の変更内容

基本方針を次のとおり変更する。

(表4：基本方針変更表)

変更後	変更前
<p>越後三山只見国定公園（福島県地域）は福島県会津地方の西半分の阿賀川流域・只見川とその上流の越後山脈、これに接する三国山脈の一部からなる。本地域は国内でも有数の豪雪地域であり、急峻な山岳において雪食地形などの世界的にも珍しい独特の自然景観が広がるとともに、只見川とその支流、阿賀川の周辺に暮らす人々の暮らしの豊かさによって様々な特徴的な風景が形成されている。</p> <p>檜枝岐村、只見町、金山町が含まれる只見川源流域には、広大なブナの自然林や雪食地形が混然一体となった自然豊かな山岳景観がみられる。柳津町、三島町、金山町が含まれる只見川とその周辺には、只見川や沼沢火山等の自然景観の中に自然と共に共生した地域の暮らしが溶け込み、独特な里山景観や幻想的な風景がつくりだされている。喜多方市、西会津町、会津坂下町が含まれる只見川下流域と阿賀川下流域には鉢子の口等の河川の作用でつくられた勇壮な景勝地がみられる。</p> <p>公園利用の面では、阿賀川と只見川沿いに磐越西線と只見線があり、各地域の景観を車窓から眺望できることとともに、列車の走行景観も公園の重要な風景の一部となっている。</p> <p>以上のように本国定公園の福島県地域では、只見川源流域に広がるブナ林等の森林域を集水域として、只見川や阿賀川流域の自然の恵みを享受しながら雪国特有の自然環境と共生した生活が営まれ、今日ではそれら古くから継承されてきた自然景観と鉄道やダム湖等の近代の生活基盤が見事に融合した他に類を見ない景観が保全・利用されている。</p>	<p>（※これまでの計画書では公園計画の基本方針を定めていない）</p>

このことから、福島県地域における公園のテーマを「ブナの森、森が育んだ只見川、里山の自然をつなぐ多様な營み～奥会津の自然と暮らしが織りなす風景との出会い」とし、只見川及び阿賀川の両河川流域の自然環境や人々の暮らしの中で育まれた風致景観を適切に保護・保全するとともに、適正な公園利用を推進するため、公園計画を定める。

(1) 規制計画

ア 保護規制計画および関連事項

(ア) 特別保護地区

ア) 特別保護地区

浅草岳の南東側は、南西の鬼ヶ面山とともに雪食地形がみられ、本地域の代表的な景観を有している。また、山麓には広大なブナ自然林が広がり、特別天然記念物であるカモシカや天然記念物であるイヌワシ、ヤマネの生息域となっている。このほかにも、ツキノワグマ等の生態系の上位を占める種が多数生息している。

この浅草岳と六十里越峠を接んだ南側の毛猛山～大鳥岳に至る東斜面一帯、さらに只見川の右岸側となる大川猿倉山～会津朝日岳一帯、梵天岳～高幽山に至る東斜面一帯にも広大なブナ自然林が広がっており、浅草岳南東側と同様に生態系の上位を占める種が多数生息している。また、大川猿倉山一帯は、田子倉ダム等の眺望地点からの重要な景観資源となっている。

これらの優れた景観および生態系を保護するため、浅草岳南東、毛猛山～大鳥岳に至る東斜面一帯、大川猿倉山～会津朝日岳一帯、梵天岳～高幽山に至る東斜面一帯を特別保護地区とする。

イ) 第1種特別地域

只見川支流の叶津川上流域の沼ノ平にはブナ自然林に囲まれた湖沼群があり、浮島を有するなど特筆すべき自然景観を有している。これらの湖沼群には、希少な水生生物群の生息環境にもなっている。

田子倉湖と奥只見湖の広大な湖面景観は、周辺のブナ自然林と雪食地形が一体となつた本地域特有の優れた自然景観を有している。

沼沢湖西岸の落葉広葉樹林は、東岸の集団施設地区から眺望される湖面景観と一体となつた重要な景観資源となつており、優れた自然景観を有している。

これら優れた自然景観を有する地域、貴重な水生生物とその生息環境となつているブナ自然林や湖沼群とその水源を涵養する地域、さらに特別保護地区周辺において優れた自然景観を有する地域を第1種特別地域とする。

ウ) 第2種特別地域

良好な状態で自然植生や湖沼が維持されている地域、特別保護地区や第1種特別地域のブナ自然林と一帯をなす地域を保全し、また、会津朝日岳や蒲生岳の登山利用に際する風致を維持するため、第2種特別地域とする。

エ) 第3種特別地域

沼ノ平下流の小三本沢周辺は、ブナ林や湖沼が一体をなす森林地域となつており、水生生物の生息環境としても適正に保護をする

ことが必要である。また、沼沢湖周辺一帯の森林地帯は、公園利用と同時に林業も営まれている地域となつてゐる。こうした地域について、森林管理等に伴う各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図るため第3種特別地域とする。

(イ) 関連事項

ア) 普通地域

阿賀川や只見川とその支流の野尻川、滝谷川の周辺には河川と森林、周辺の集落、鉄道等が一体となつた里山の風景が広がつてゐる。こうした地域は普通地域とし、奥会津の自然と人々の暮らしが織りなす多様な風景を維持する。

(2) 事業計画

ア 施設計画

(ア) 利用施設計画

ア) 集団施設地区

沼沢湖東岸は、沼沢火山によつてつくりだされた雄大なカルデラ湖と森林の景観を楽しむための総合的な利用拠点として計画に位置づける。また、園地や駐車場、キャンプ場等の公園利用に資する施設を総合的に配置する。

イ) 単独施設

只見川や只見線等の優れた風景地の探勝、浅草岳や猪生岳等の登山、炭酸泉や噴穴群等、本地域の多様な自然資源について適正な利用の推進が図れるように各種施設を配置する。只見線の駅舎とそ

の周辺、道の駅等には広場を設け、様々な自然とのふれあいと風景を楽しむための利用拠点として計画に位置づける。只見川や沼沢湖等の優れた眺望地点には展望施設を計画し、本地域の風景を楽しむことができる場を提供し、眺望景観を適切に維持していく。

ウ) 道路

a 車道

各利用施設を連絡しつつ、主要な利用拠点である沼沢湖や田子倉湖へのアクセスを確保すると同時に、本公司の新潟県側と連絡することを目的に、只見川に沿った国道や県道を主体とした車道を整備する。

b 歩道

浅草岳、会津朝日岳、要害山、蒲生岳等の登山道と、沼沢湖周辺の自然ふれあいのための自然探勝路について、その場所の自然性や利用形態に応じた整備水準を考慮して適切に歩道を整備する。

3 規制計画の変更内容

(1) 保護規制計画及び関連事項
保護規制計画等の一部を次のとおり変更する。

ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表5：特別地域変更表)

都道府県名	区域	変更後		変更前	
		面積(ha)	区域	面積(ha)	区域
福島県	南会津郡只見町内 国有林会津森林管理署南会津支署 1111 林班から 1116 林班、1120 林班、1134 林班及び 1138 林班の全部並びに 1117 林班、から 1118 林班、1122 林班から 1123 林班及び 1135 林班から 1137 林班の各一部 南会津郡只見町 田子倉、黒谷及び蒲生の各一部	24,722 22,262 [国 公 私 330 2,130]	南会津郡只見町内 国有林会津森林管理署南会津支署 1111 林班から 1116 林班、1120 林班、1134 林班及び 1138 林班の全部並びに 1117 林班、1118 林班、1122 林班から 1123 林班及び 1135 林班から 1137 林班の各一部 南会津郡只見町 田子倉、黒谷の各一部	24,465 22,124 [国 公 私 (213) (2,128)]	南会津郡只見町内 国有林会津森林管理署南会津支署 1111 林班から 1116 林班、1120 林班、1134 林班及び 1138 林班の全部並びに 1117 林班、1118 林班、1122 林班から 1123 林班及び 1135 林班から 1137 林班の各一部 南会津郡只見町 田子倉、黒谷の各一部
福島県	大沼郡金山町内 国有林会津森林管理署 547 林班から 548 林班の各一部 大沼郡金山町 沼沢、川口及び大栗山の各一部	543 115 14 414	該当区域なし	0 0 0 0	該当区域なし [国 公 私 0 0 0]

変更部分面積合計	$\begin{pmatrix} \text{国} & 998 \\ \text{公} & 253 \\ \text{私} & 138 \\ \end{pmatrix}$
変更前特別地域面積	$(33,687) \begin{pmatrix} \text{国} & (33,063) \\ \text{公} & (207) \\ \text{私} & (2,417) \\ \end{pmatrix}$
変更後特別地域面積	$34,660 \begin{pmatrix} \text{国} & 31,316 \\ \text{公} & 344 \\ \text{私} & 3,001 \\ \end{pmatrix}$

注) 変更前の公園区域の面積のうち、括弧内は GIS ソフトを用いて再計算した数値である。

(ア) 第1種特別地域

第1種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表7：第1種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1 1	拡張	第1種特別地域の拡張	沼沢湖西岸山麓	福島県大沼郡金山町内 国有林会津森林管理署 548 林班の一部 福島県大沼郡金山町 川口の一部	沼沢湖西岸斜面の広葉樹林は湖面と一体となつた 優れた自然景観となっており、当該地が沼沢湖東 岸の集団施設地区からの重要な景観資源となつて いることから、第一種特別地域に指定する。	72 70 0 2
					変更部分面積計	72
					変更前	(12,818) (10,549) 0 (2,268)
					第1種特別地域面積	12,890 10,619 1 2,270
					変更後	
					第1種特別地域面積	

(イ) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表8：第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	拡張	第2種特別地域の拡張	蒲生岳	福島県南会津郡只見町 蒲生の一部	会津のマッターホルンと呼ばれる蒲生岳の山岳景観を保全するため、蒲生岳周辺について第2種特別地域を拡張する。	119 117 2

変更部分面積計	119 117 2	変更前 第2種特別地域面積	10,031 9,503 (212) (316)	変更後 第2種特別地域面積	10,150 9,503 329 318
---------	-----------------	------------------	-----------------------------------	------------------	-------------------------------

注) 変更前の公園区域の面積のうち、括弧内はGISソフトを用いて再計算した数値である。

(ウ) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域を、次のとおり変更する。

表9：第3種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	拡張	第3種特別 地域の拡張	小三本沢周 辺	南会津郡只見町内 国有林会津森林管理署南会 津支署 1123林班の一部	当該地域は沼ノ平湖沼群と連続した湖沼群があり、ゲンゴロウなど希少な水生生物が生息しているとともに、分布南限種が生息するなど生物多様性にも富む地域であることから、第3種特別地域に指定する。	138 138 — —
2	拡張	第3種特別 地域の拡張	沼沢湖周辺	大沼郡金山町内 国有林会津森林管理署 547 林班及び 548林班の各一部 大沼郡金山町 沼沢、川口及び大栗山の各 一部	沼沢湖周辺一帯に分布するブナ、ミズナラ等の広葉樹林、スギ、ヒノキ等の針葉樹林は、湖面と一体となつた優れた自然景観を有している。一方、林業も営まれている地域であることから、第三種特別地域に指定する。	471 — 45 14 412
変更部分面積計					609	183 14 412
変更前					0	0 0 0
第3種特別地域面積					609	183 14 412
変更後					609	183 14 412
第3種特別地域面積						

イ 関連事項

(ア) 普通地域
普通地城の区域を、次のとおり変更する。

(表 10 : 普通地城変更表)

都道府県名	区域	変更後		面積(ha)	区域	変更前	
		国	公私			国	公私
福島県	喜多方市 高郷町の一部	361 0 0 361	0 0 361	該当区域なし	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0
	南会津郡只見町内 国有林会津森林管理署南会津支署 1121 林班の全部並びに 1117 林班、 1122 林班から 1124 林班及び 1133 林班 の各一部	3,773 1,690 606 1,477	0 0 0 0	該当区域なし	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0
	南会津郡只見町 塩沢、蒲生、叶津、只見、石伏及び 田子倉の各一部	698 0 8 690	0 0 8 690	該当区域なし	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0
	耶麻郡西会津町 群岡、上野尻及び登世島の各一部	124 0 0 124	0 0 0 124	該当区域なし	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0
	河沼郡会津坂下町 高寺及び片門の各一部	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0

都道府県名	面積(ha)	区域	変更後		変更前	
			国	公私	国	公私
福島県	河沼郡柳津町 柳津、郷戸、飯谷、藤及び細八の各一部	1,036 $\begin{cases} \text{国} & 0 \\ \text{公} & 26 \\ \text{私} & 1,060 \end{cases}$	該当区域なし		0 $\begin{cases} \text{国} & 0 \\ \text{公} & 0 \\ \text{私} & 0 \end{cases}$	区域
	大沼郡三島町 桧原、名入、川井、大登、宮下及び早戸の各一部	837 $\begin{cases} \text{国} & 0 \\ \text{公} & 3 \\ \text{私} & 834 \end{cases}$	該当区域なし		0 $\begin{cases} \text{国} & 0 \\ \text{公} & 0 \\ \text{私} & 0 \end{cases}$	区域
	大沼郡金山町内 国有林会津森林管理署 550 林班から 551 林班、555 林班から 556 林班及び 646 林班から 647 林班の全部並びに 547 林班から 549 林班、552 林班から 553 林班、557 林班、608 林班から 610 林班、645 林班及び 648 林班の各一部 金山官行造林地 1 林班の全部		該当区域なし		0 $\begin{cases} \text{国} & 0 \\ \text{公} & 0 \\ \text{私} & 0 \end{cases}$	区域
	大沼郡金山町 大栗山、小栗山、川口、大志、太郎布、中川、沼沢、水沼、玉梨、横田、太塩及び滝沢の各一部	8,892 $\begin{cases} \text{国} & 2,527 \\ \text{公} & 314 \\ \text{私} & 6,051 \end{cases}$			0 $\begin{cases} \text{国} & 0 \\ \text{公} & 0 \\ \text{私} & 0 \end{cases}$	区域

変更部分面積合計	$\begin{Bmatrix} 15,771 \\ 4,217 \\ 957 \\ 10,597 \end{Bmatrix}$
変更前普通地域面積	$\begin{Bmatrix} 0 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \end{Bmatrix}$
変更後普通地域面積	$\begin{Bmatrix} 15,771 \\ 4,217 \\ 957 \\ 10,597 \end{Bmatrix}$

ウ 面積内訳

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。
 (表11 地域地区別土地所有別面積終活表)

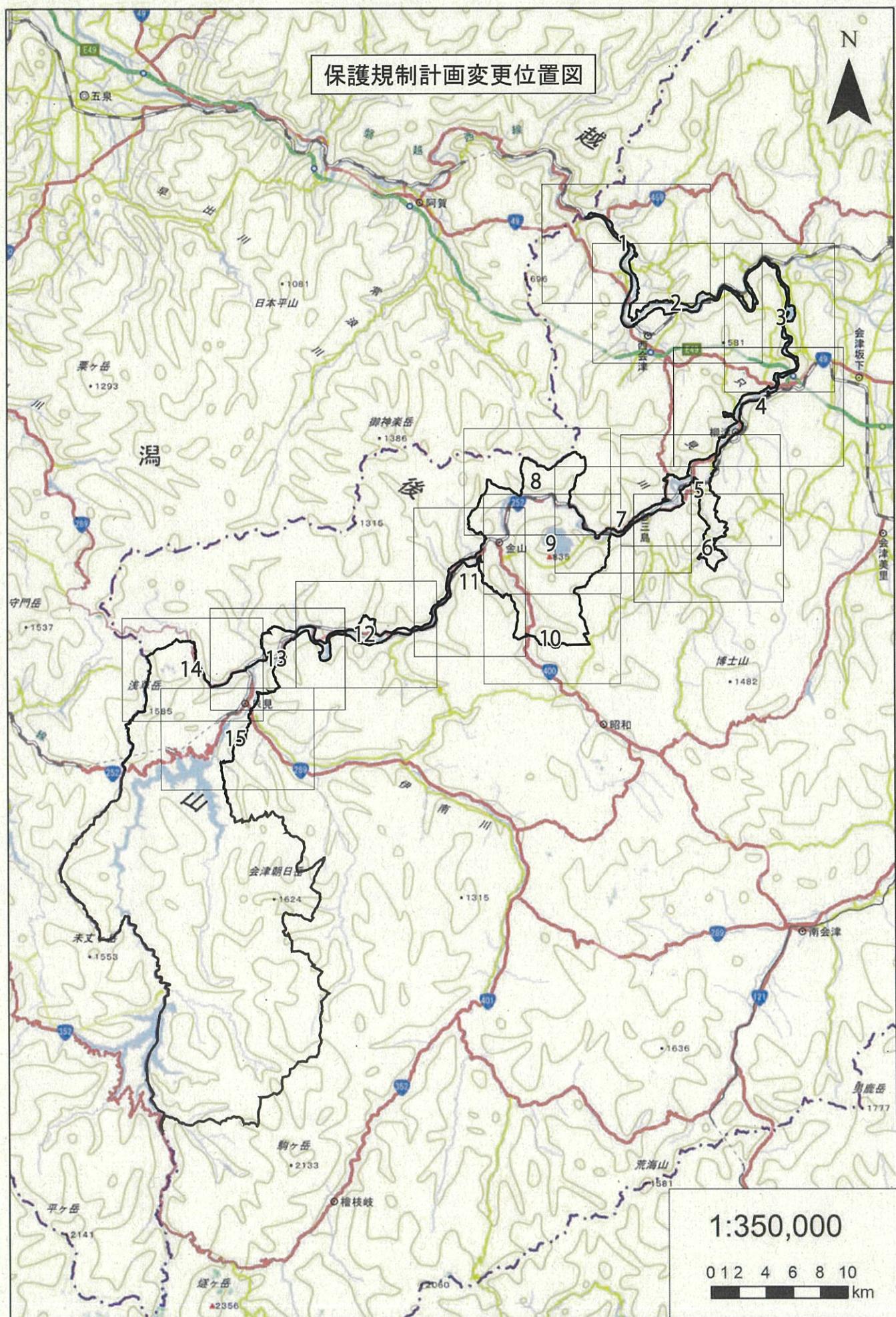
(単位 : ha、比率%)

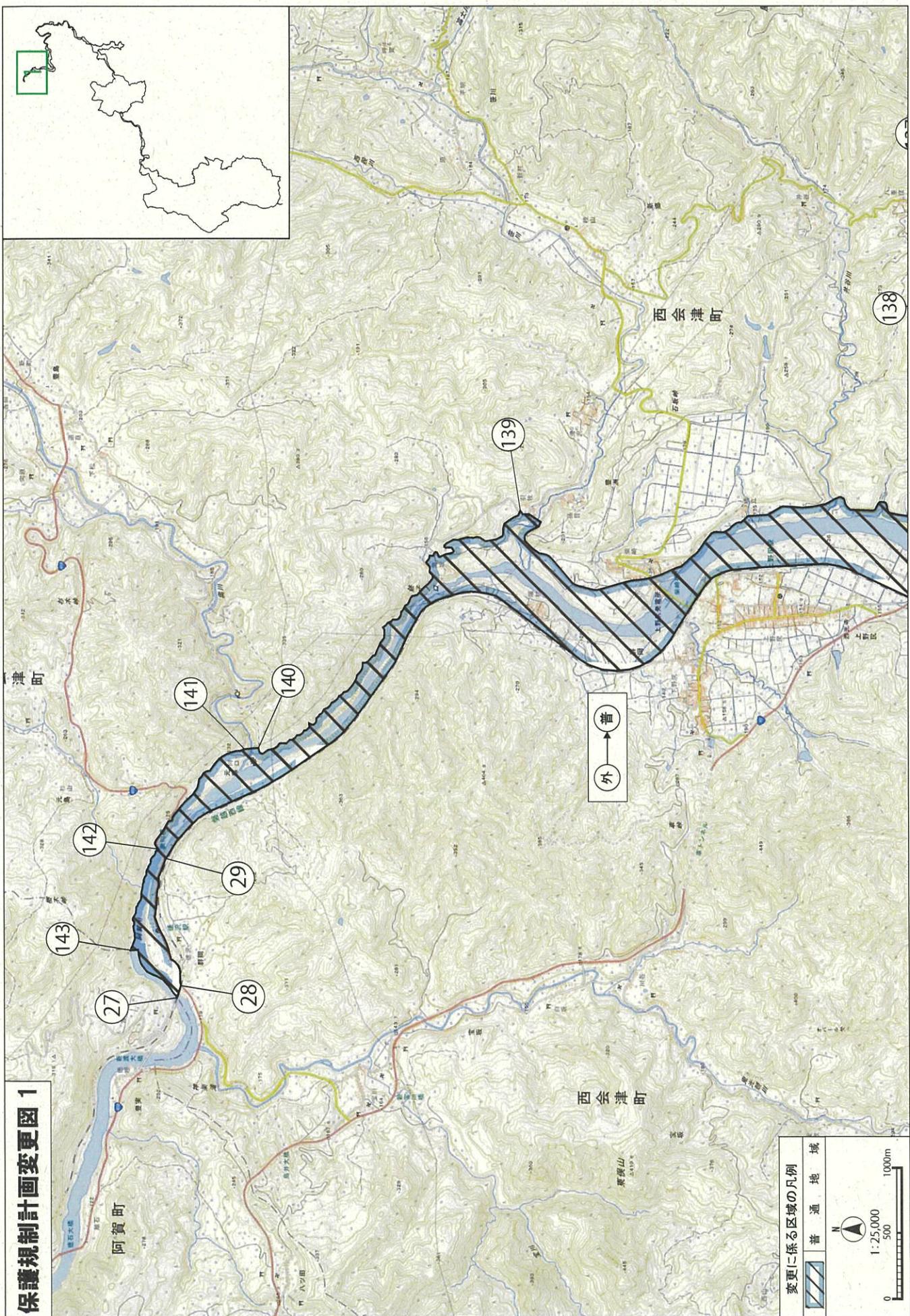
地 域 区 分	特 别 地 域										普通地域				合 計			
	第1種					第2種					第3種							
地 種 区 分	特別保護地区	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私
土 地 所 有 別	國	公	私	國	公	私	國	公	私	國	公	私	國	公	私	國	公	私
土地所有別面積	11,011	0	0	10,619	1	2,270	9,503	329	318	183	14	412	4,217	957	10,597	35,533	1,301	13,597
福 島 県	地城地区別面積					12,890					10,150				609			
地 域 別 面 積	11,011					23,649					23,649							
合 计	土地所有別面積	11,011	0	0	10,619	1	2,270	9,503	329	318	183	14	412	4,217	957	10,597	35,533	1,301
	地種区分別面積 (比率)	11,011 (21.8)					12,890 (25.6)					10,150 (20.1)				609 (1.2)		
	地城地区別面積 (比率)	23,649 (46.9)					34,660					15,771				50,431		
	地域別面積 (比率)	34,660 (68.7)					15,771 (31.3)					15,771 (31.3)				50,431 (100)		

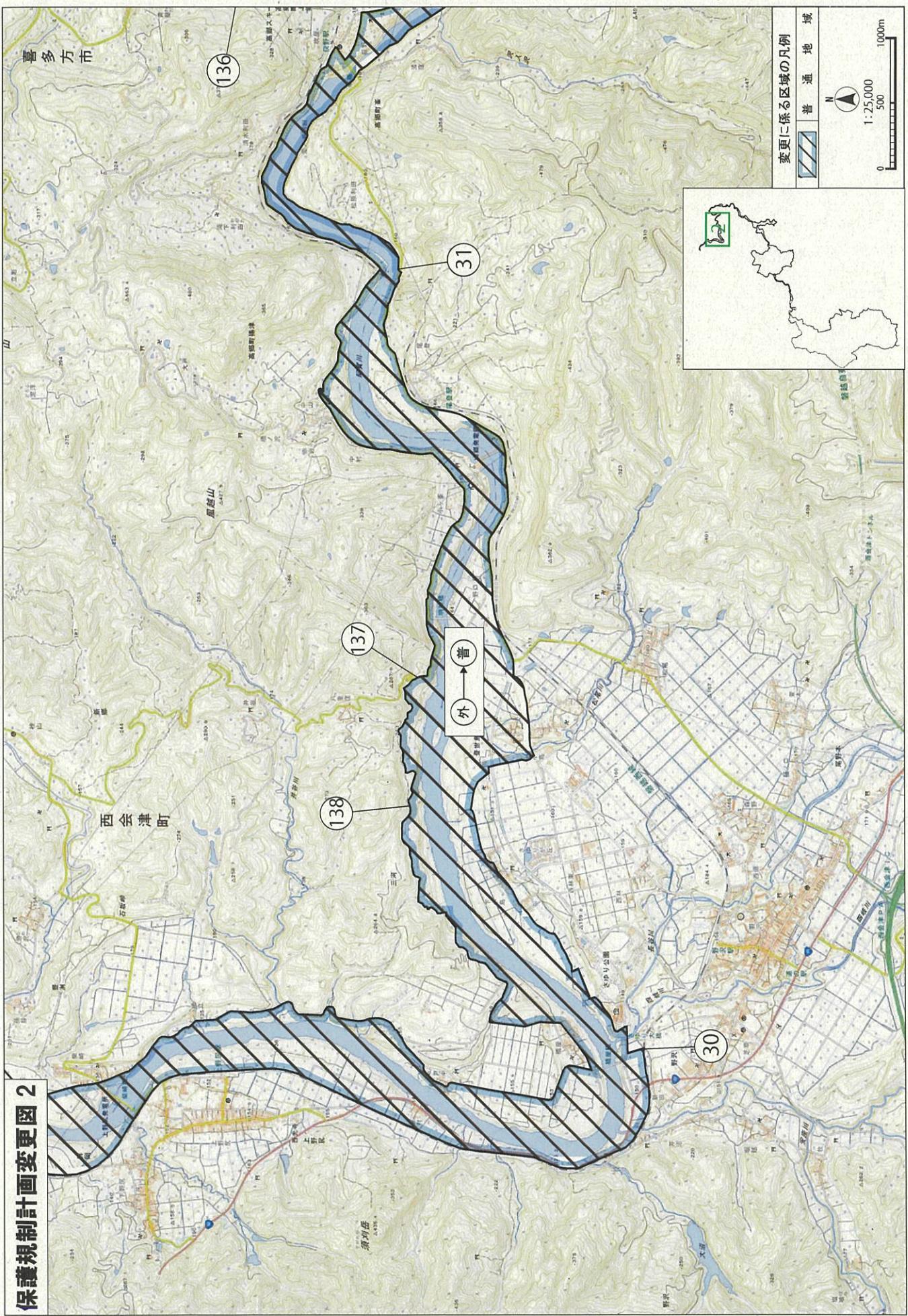
(表 12 : 地域地区別市町村別面積総括表)

(単位 : ha)

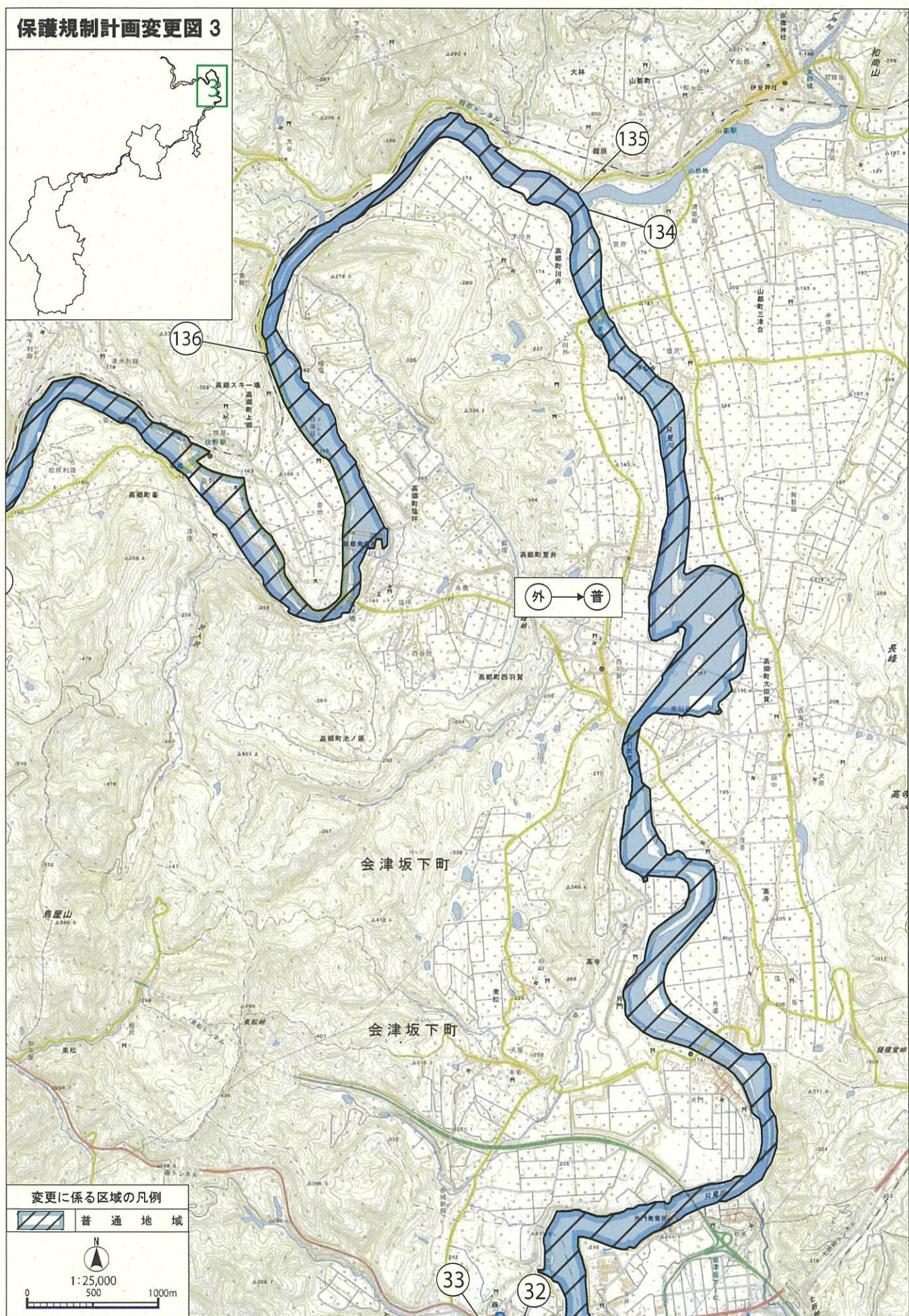
地域区分 市町村名	変更前				変更後				合計 (陸域) (A)	特別地域 特別保護地区 第1種	普通地域 (陸域) (B)	合計 (陸域) (B-A)
	特別保護地区 第2種	第3種	小計		特別保護地区 第1種	第2種	第3種	小計				
福島県	喜多方市	0	0	0	0	0	0	0	361	361	361	0
	南会津郡 只見町	0	371	9,024	0	9,395	0	371	9,024	0	9,395	0
	耶麻郡 西会津町	11,011	12,447	1,007	0	24,465	0	12,447	1,126	138	24,722	3,773
	河沼郡 会津坂下町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	柳津町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大沼郡 三島町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金山町	0	0	0	0	0	0	72	0	471	543	8,892
	合計	11,011	12,818	10,031	0	33,860	0	11,011	12,890	10,150	609	34,660
										15,771	50,431	16,571

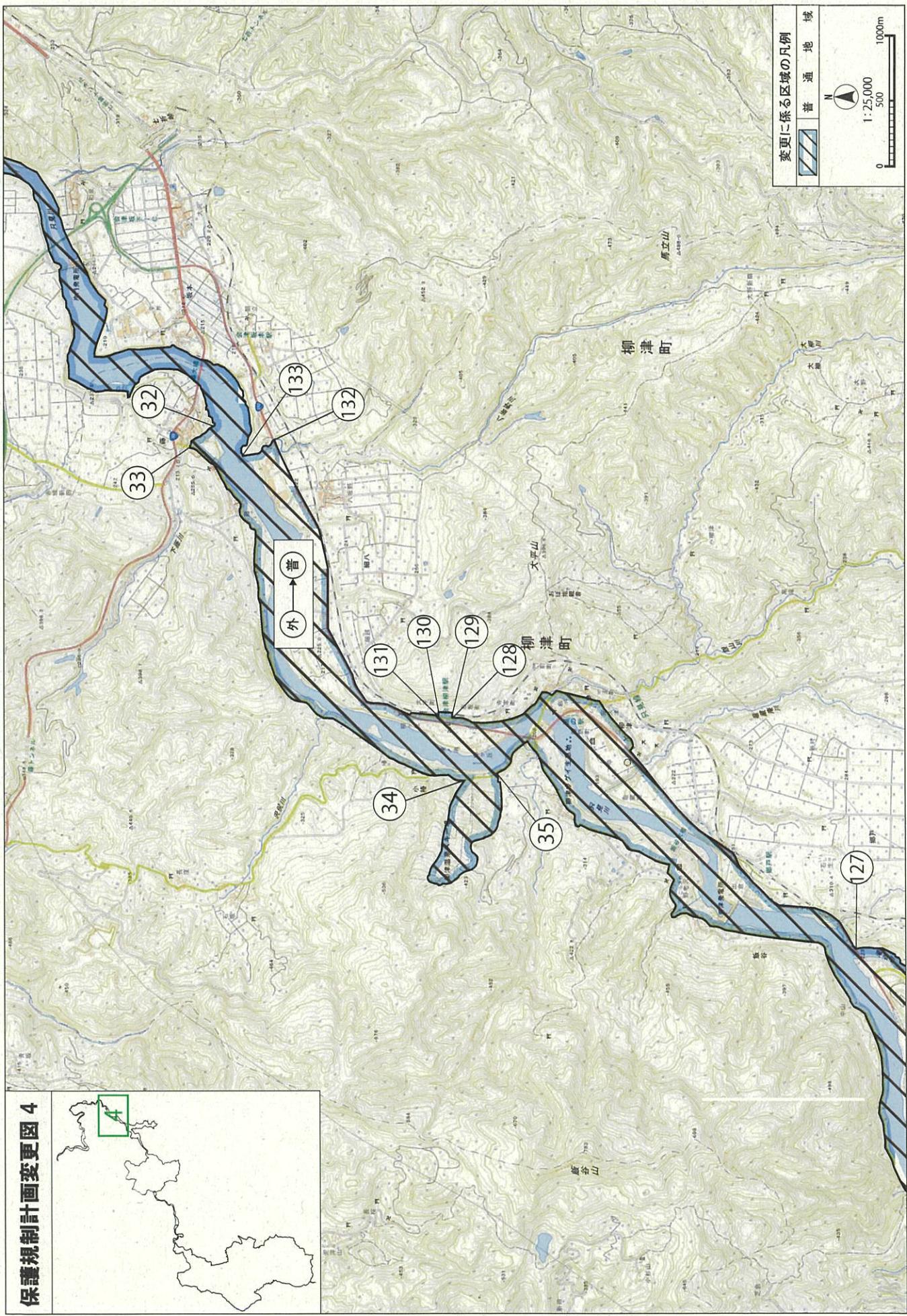




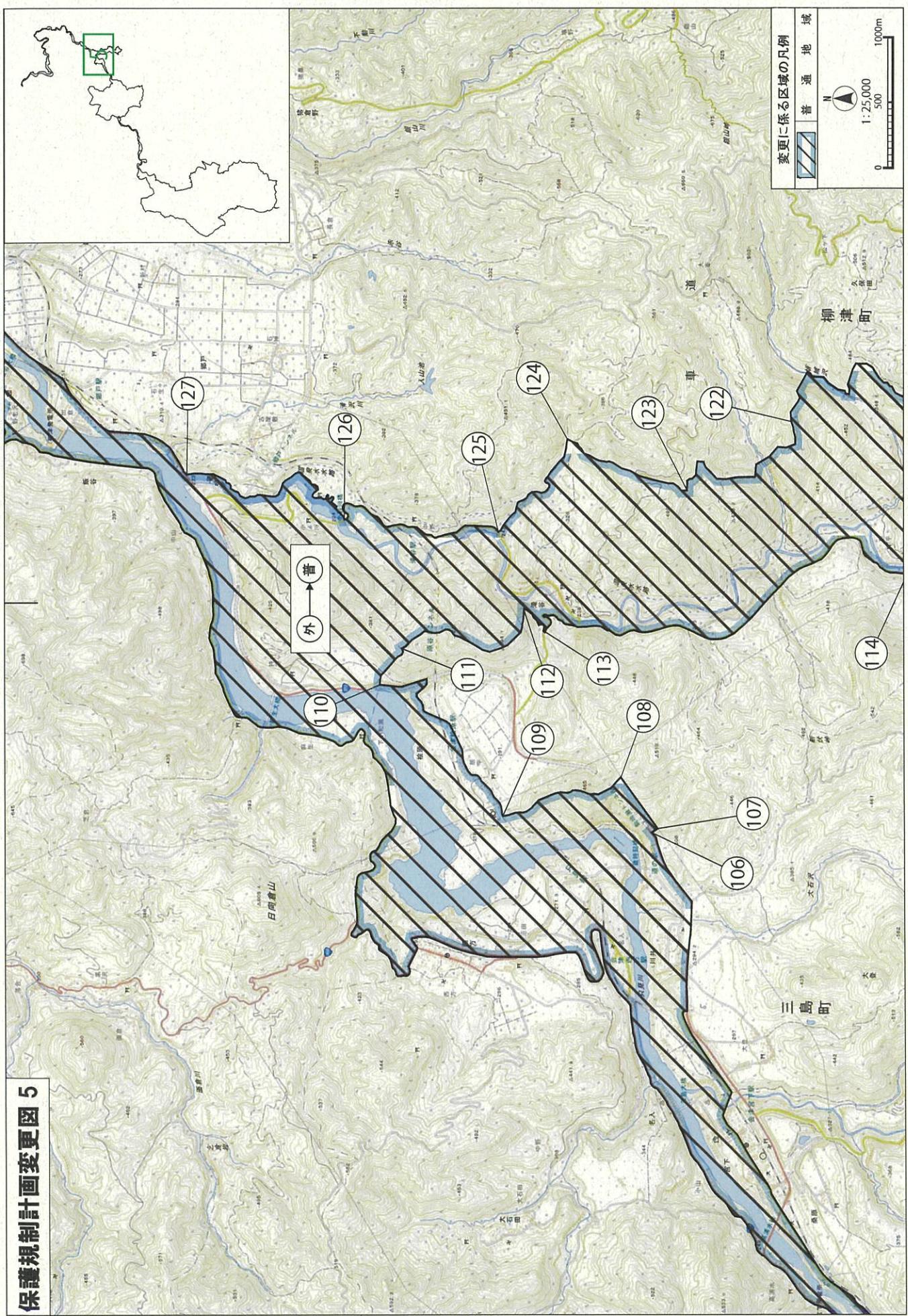


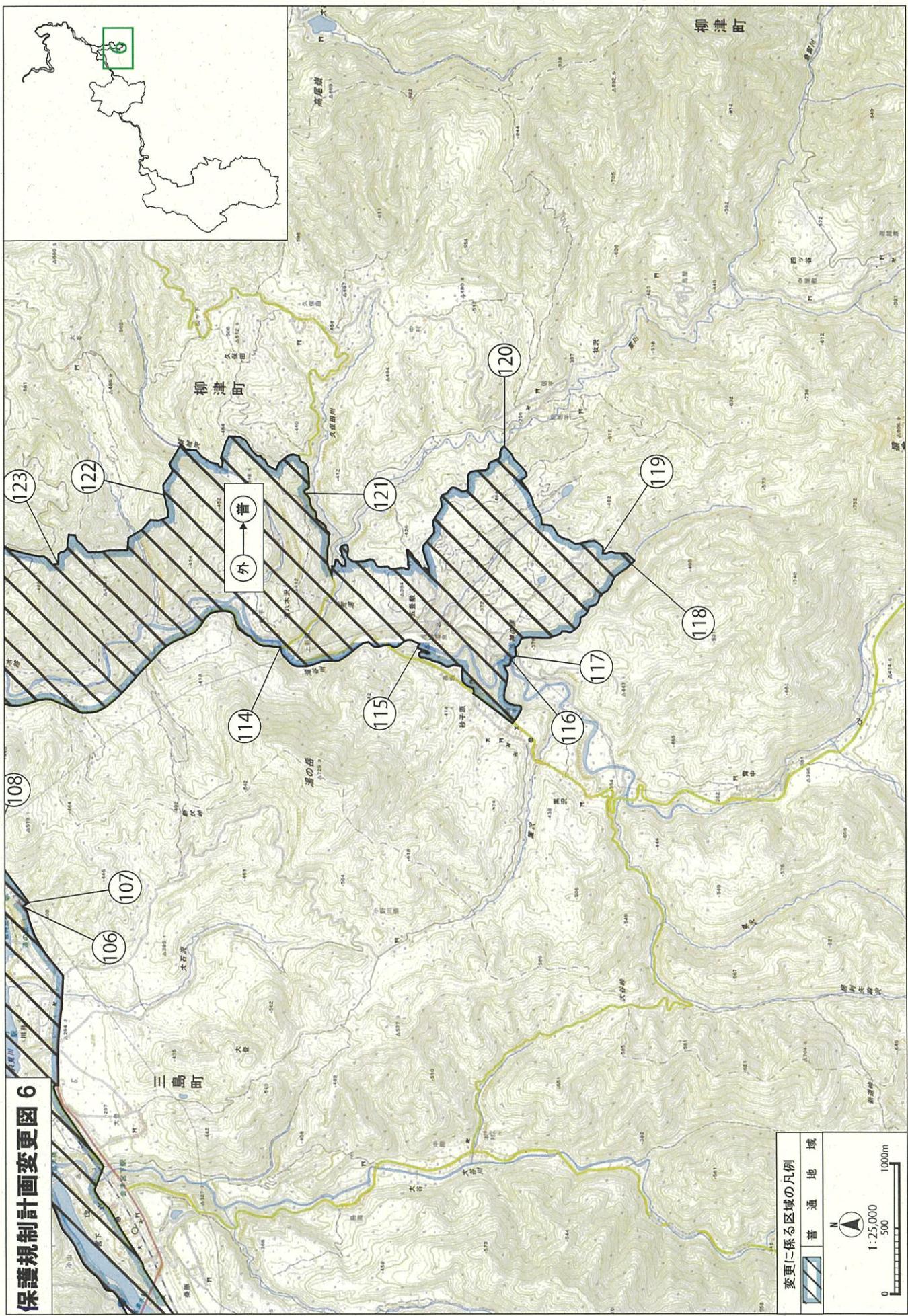
保護規制計画変更図 3

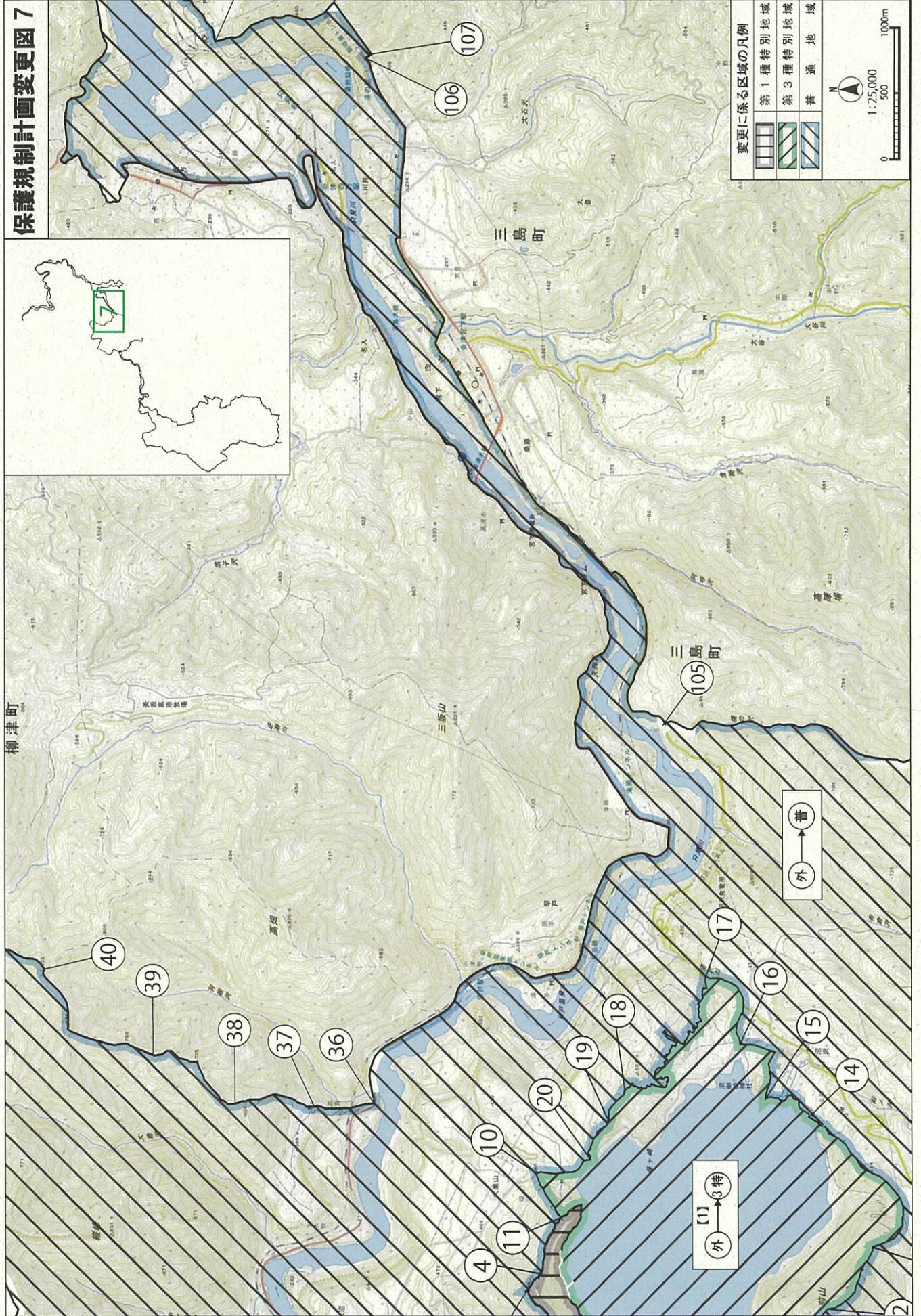


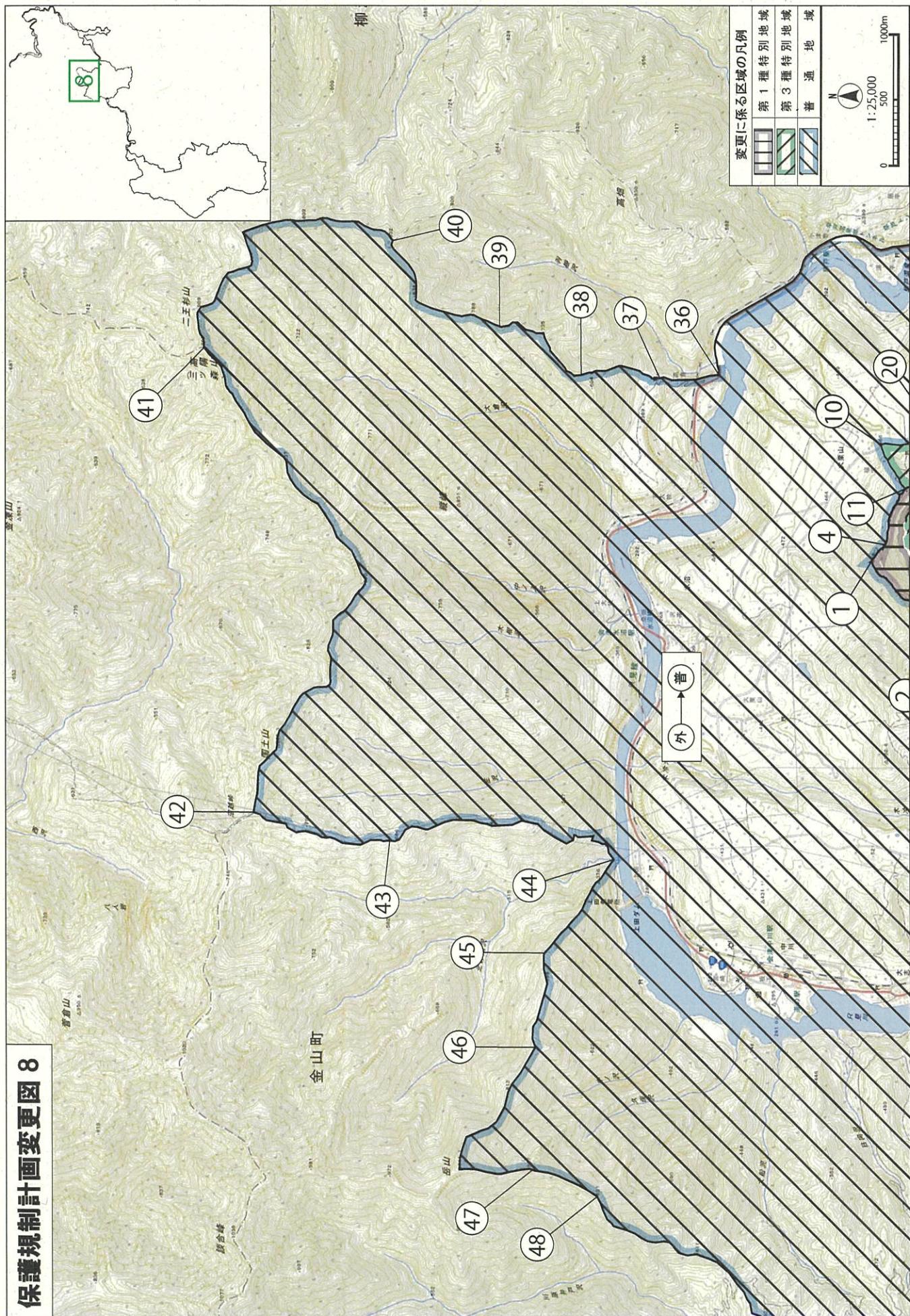


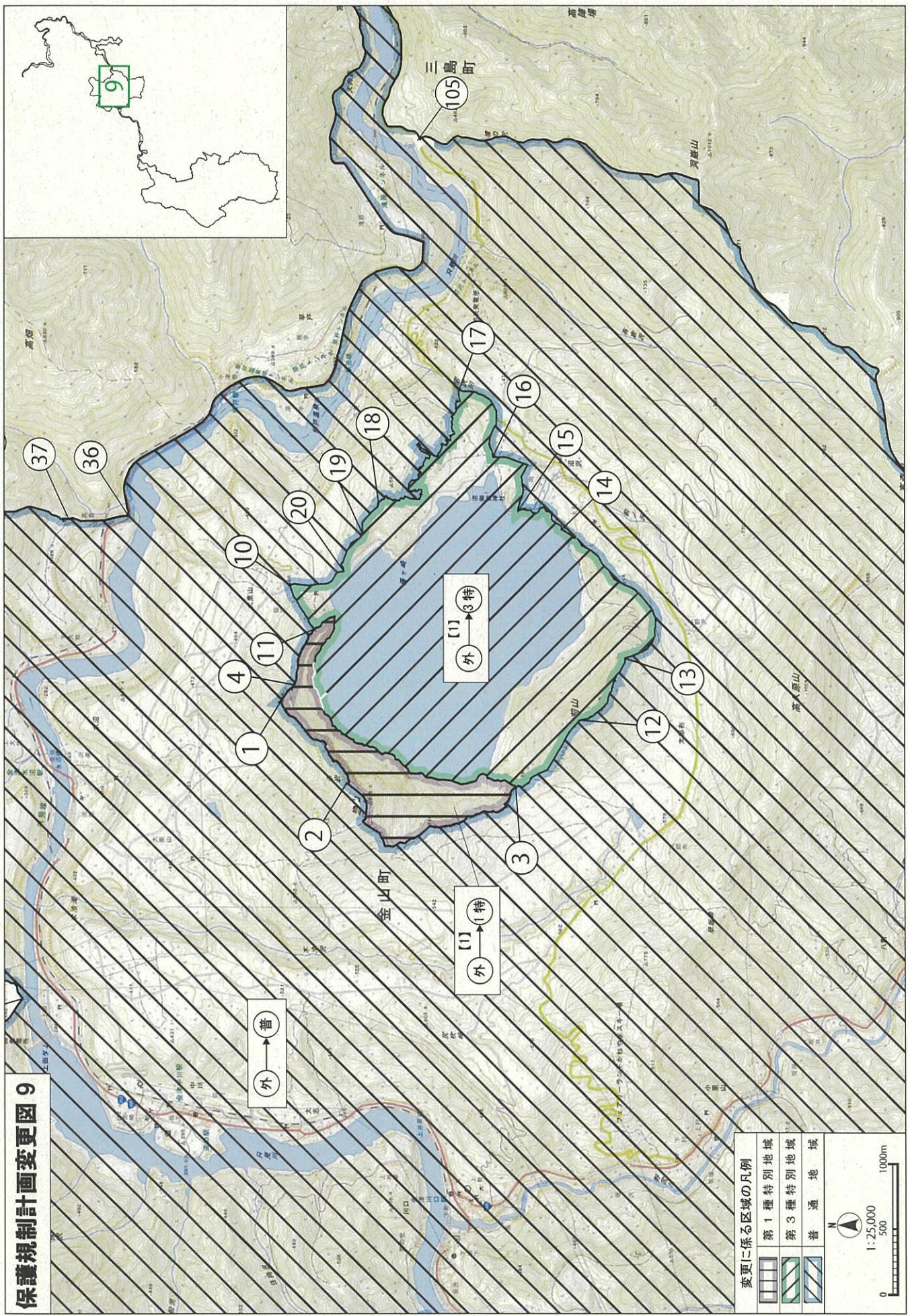
保護規制計画変更図 5

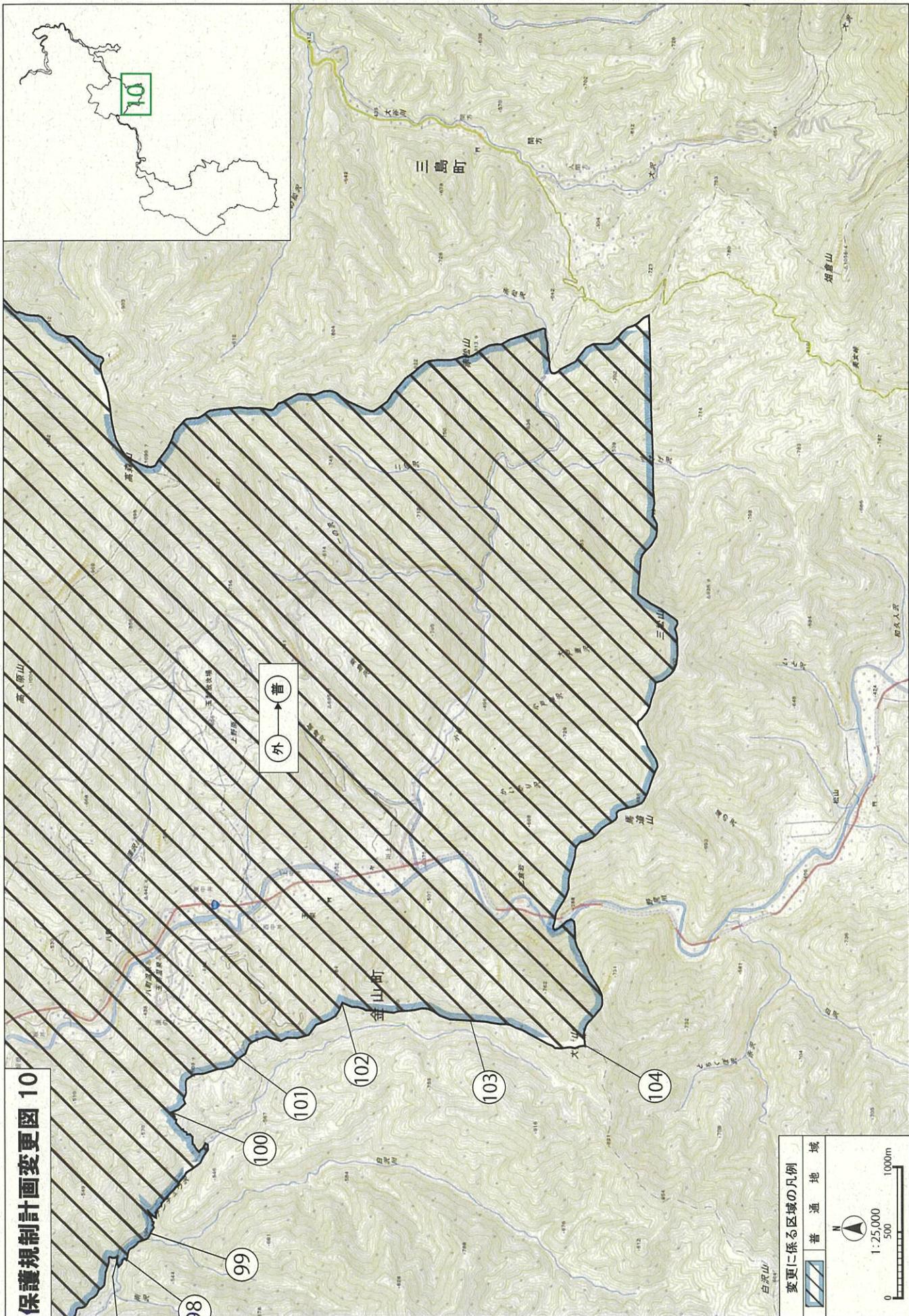




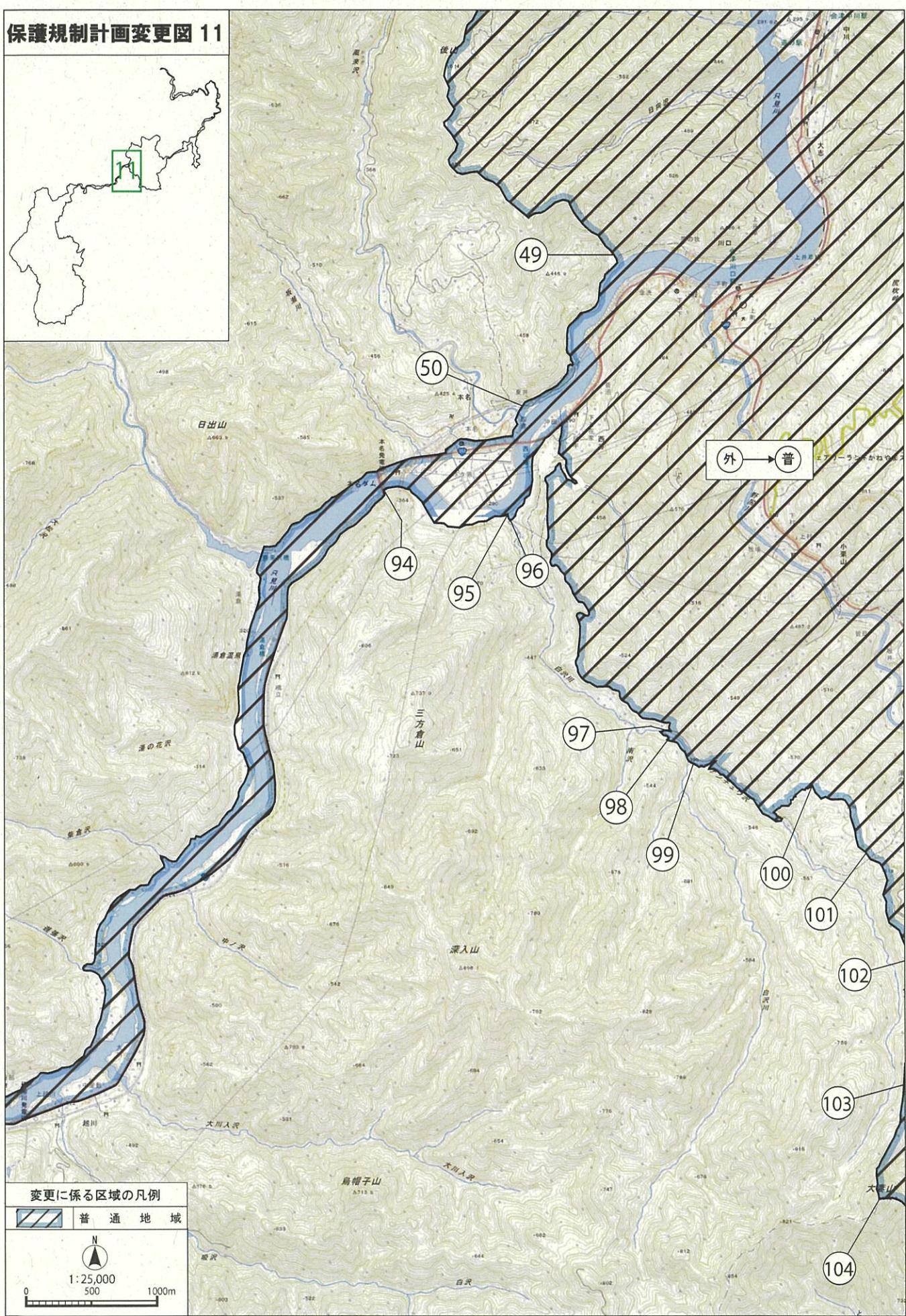


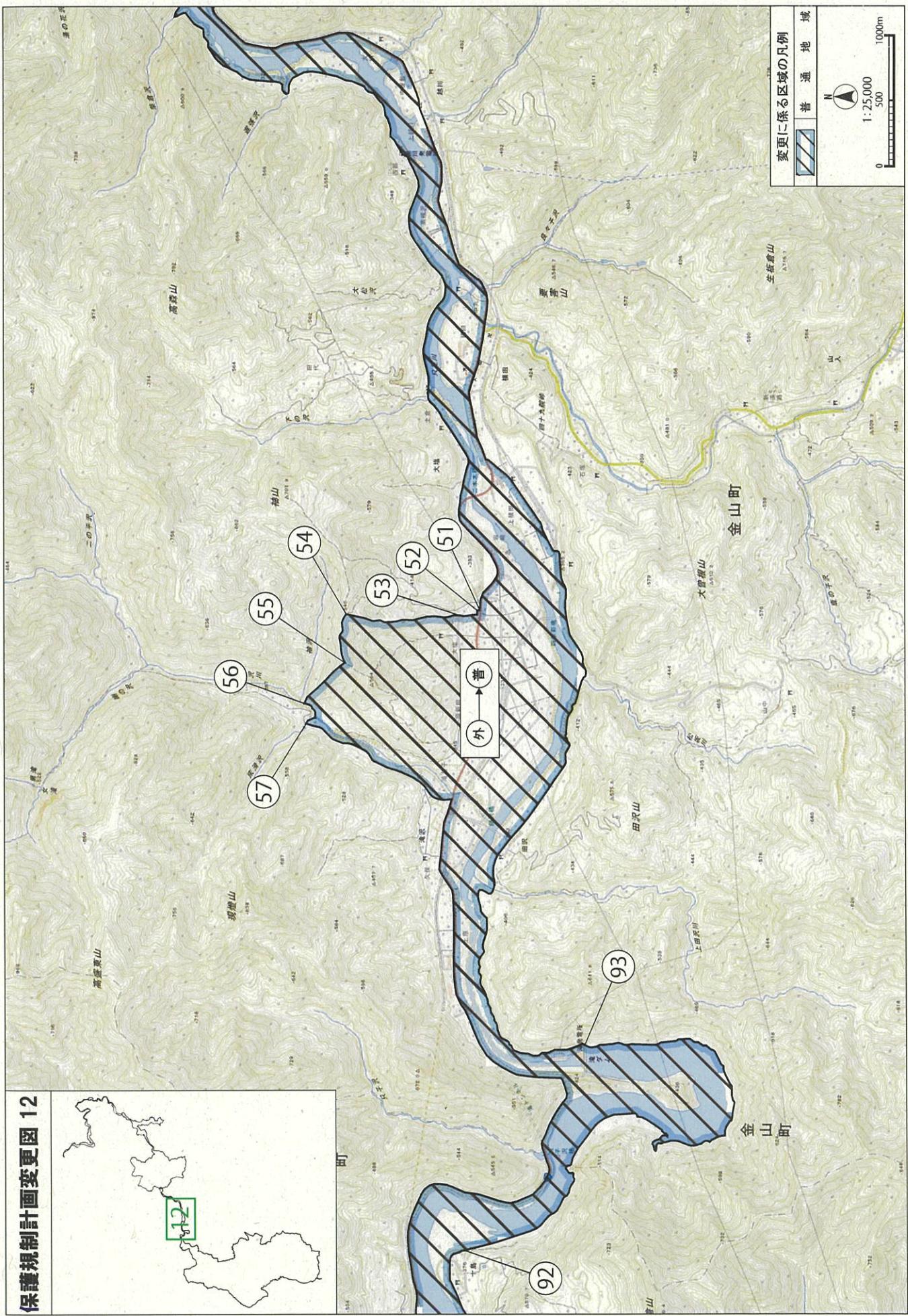


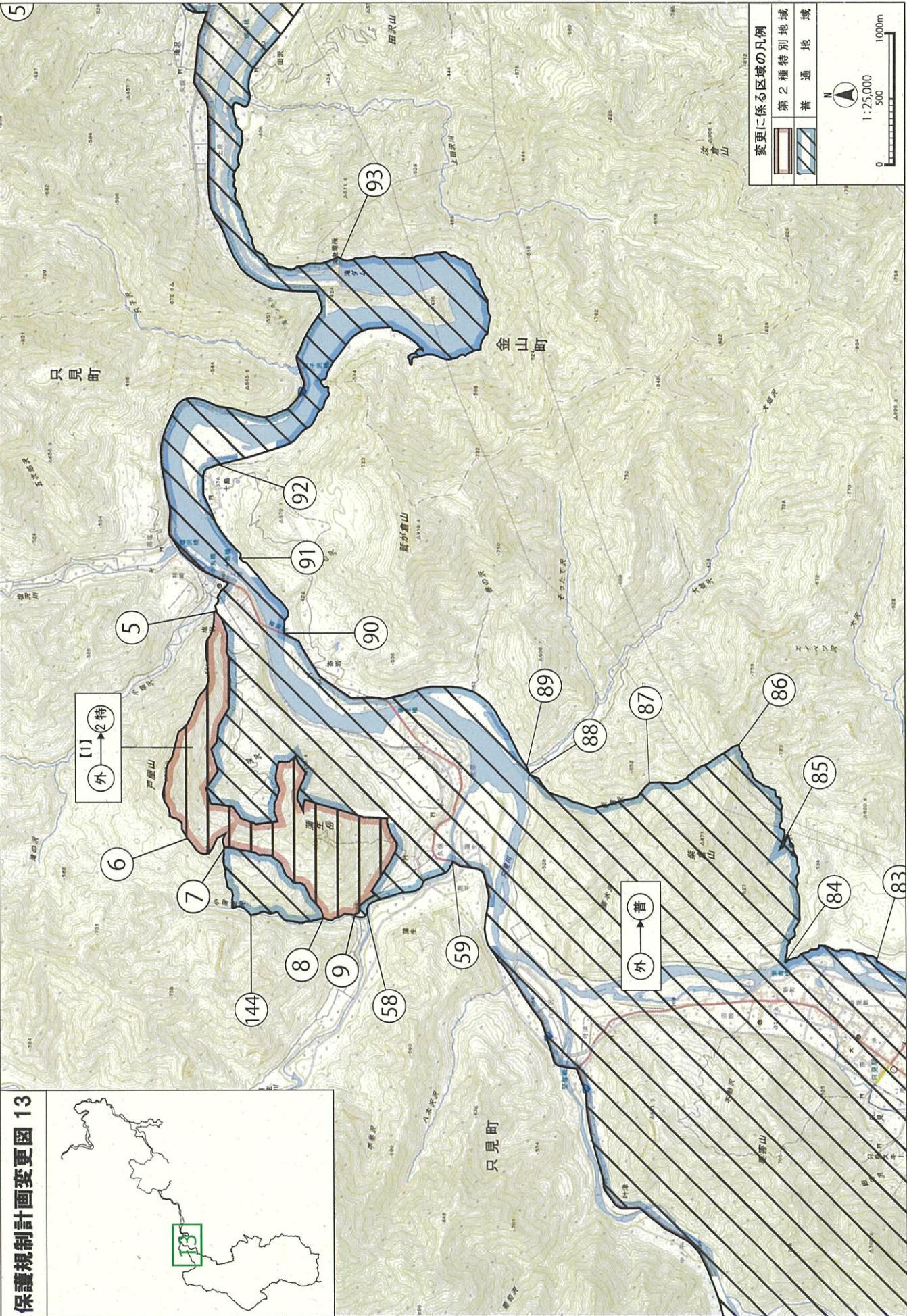


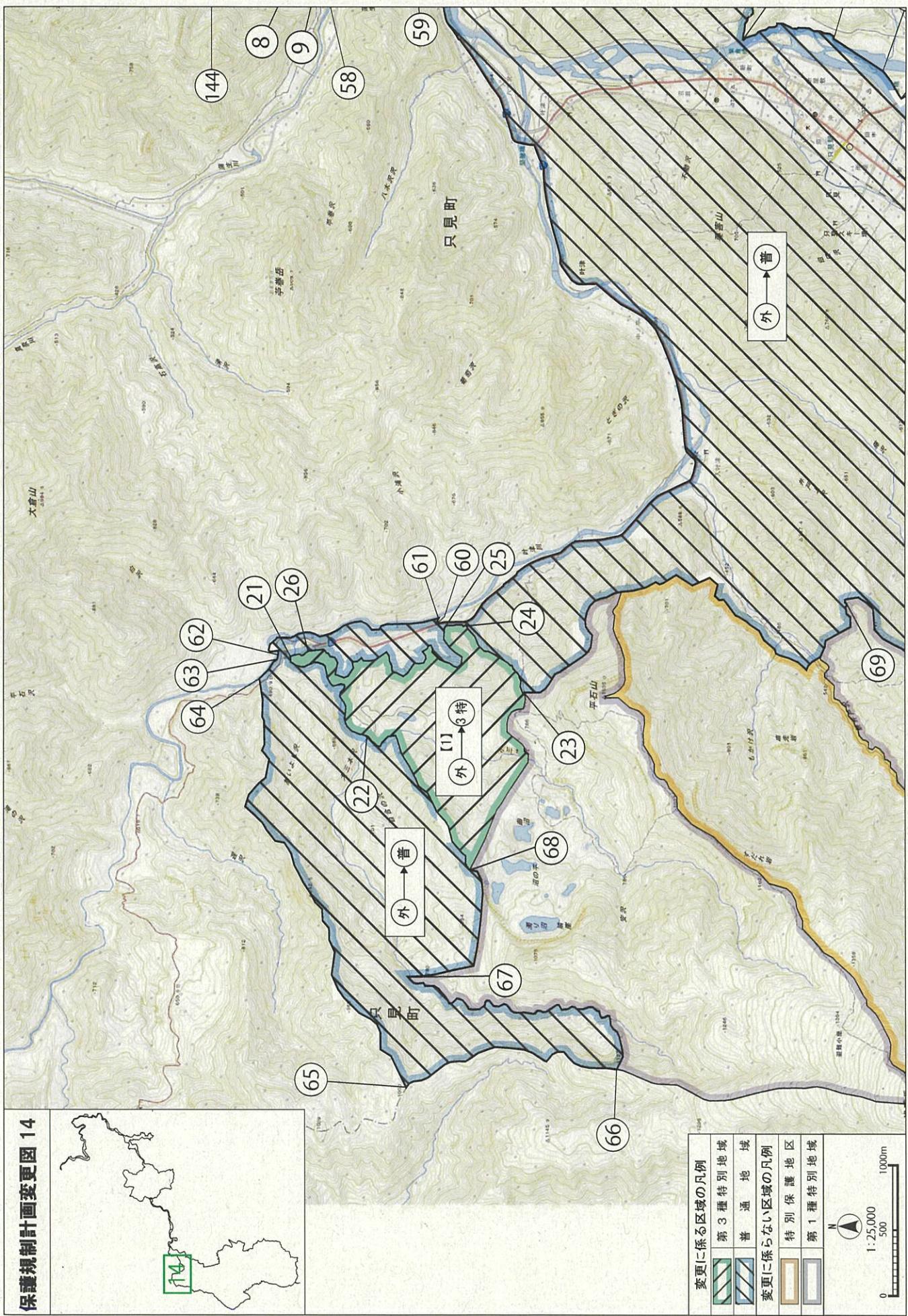


保護規制計画変更図 11

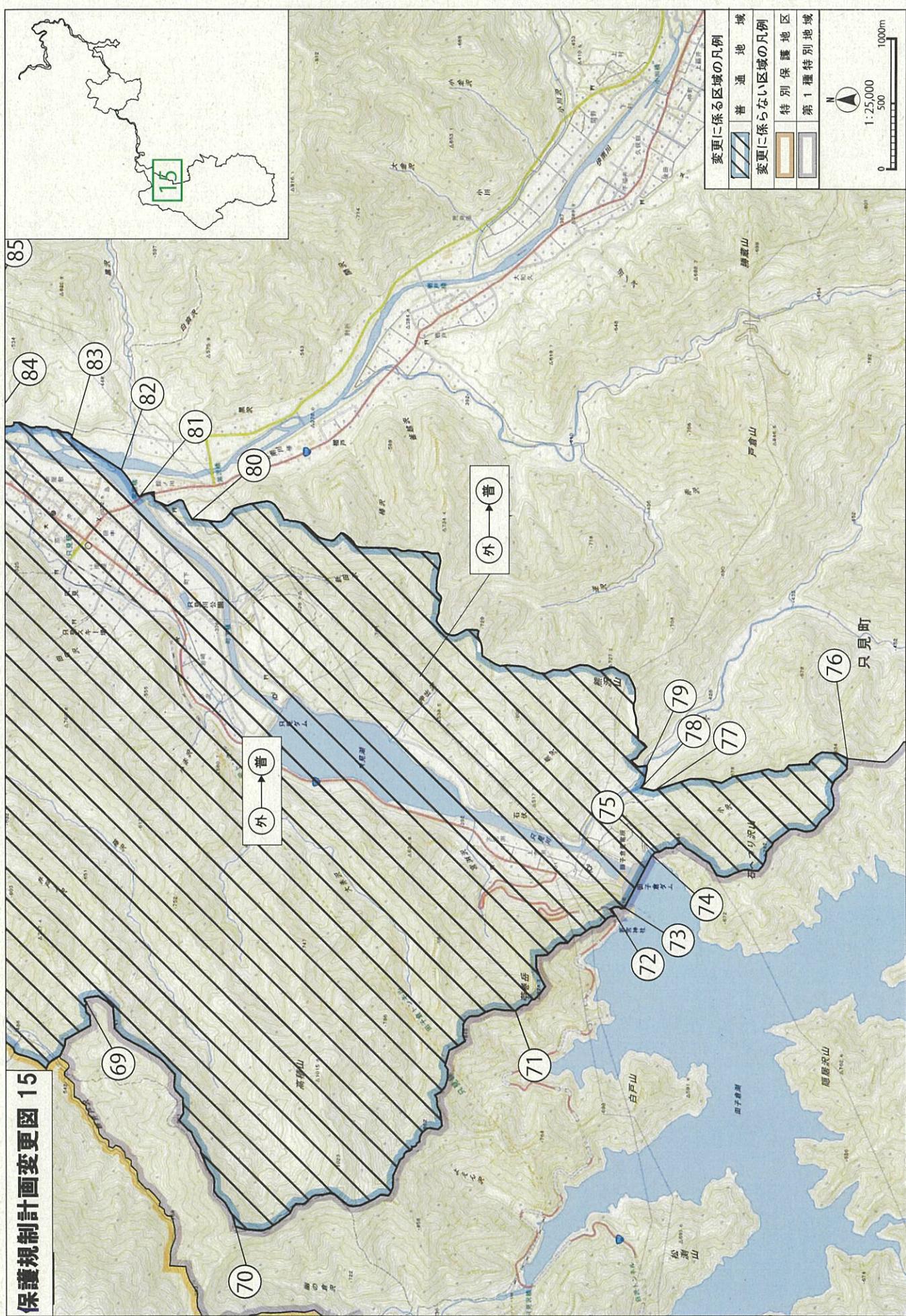








保護規制計画変更図 15



保護規制計画変更図 区域凡例表

4 事業計画の変更内容

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

次の集団施設地区を追加する。

(表 13 : 集団施設地区追加表)

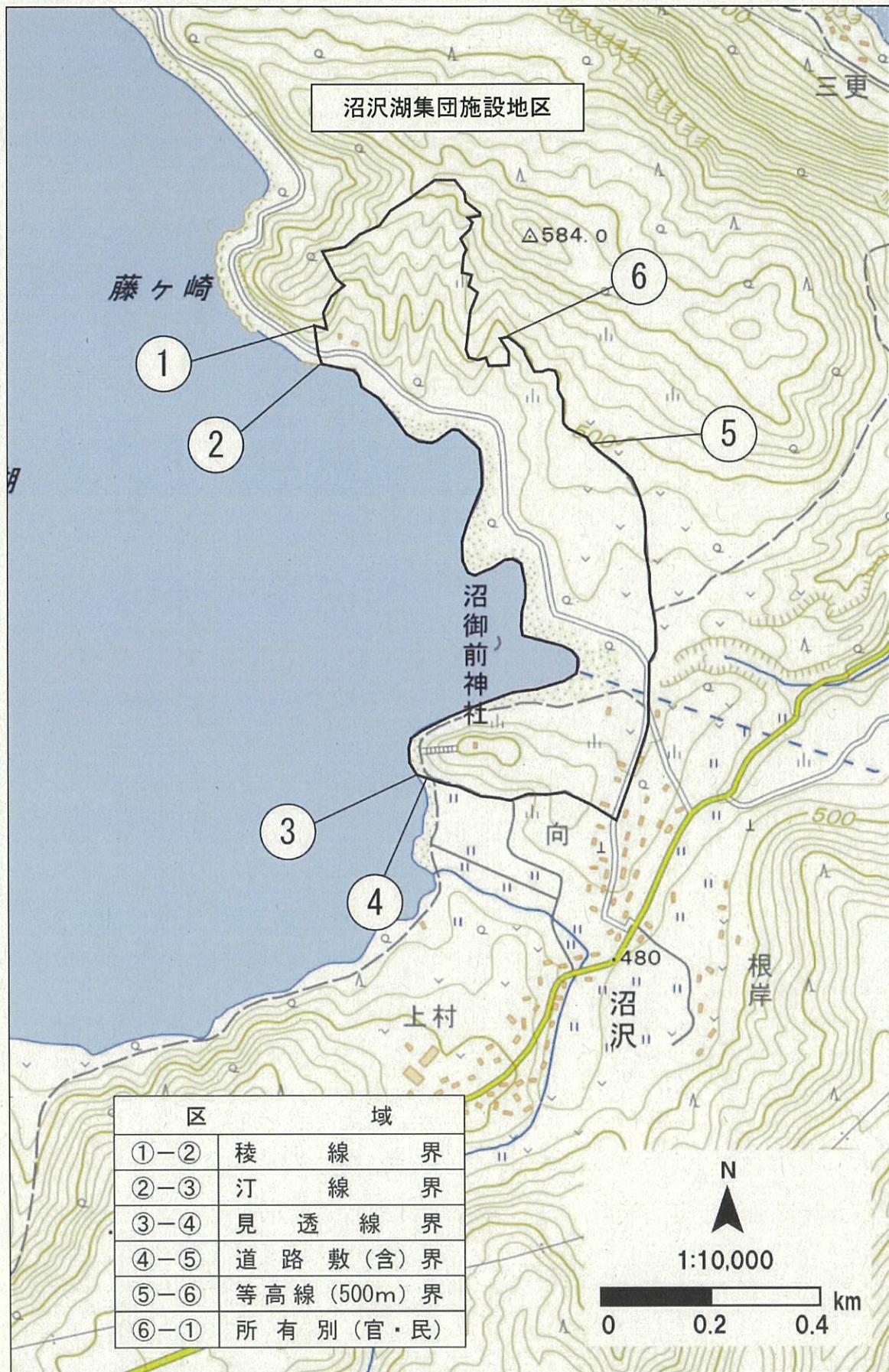
番号	名称	位置	整備方針
1	沼沢湖	福島県大沼郡金山町沼沢大字上道の一部	沼沢湖の風景を楽しみながら、沼沢湖畔と森林の自然を楽しむことを目的として、園地、キャンプ場、駐車場等の施設を総合的に整備する。

(表 14 : 集団施設地区表)

番号	名称	区城	計画目標	整備計画区 及び基盤施設	整備方針	面 積 (ha)
1	沼沢湖	福島県大沼郡 金山町沼沢 大字上道の一部	沼沢湖東岸において、沼沢火山によつてつくりだされた 雄大なカルデラ湖の景観と沼沢湖畔と森林の自然を楽し むための総合的な利用拠点として、園地やキャンプ 場、駐車場等の公園利用に資する施設を総合的に配置す る。	沼沢湖整備計画区 沼沢湖整備計画区	沼沢湖の風景を楽しみながら、沼沢湖畔と森林の自 然を楽しむことを目的として、園地、キャンプ場、展 望施設、駐車場等を整備する。	29.6

面 積	面 積 計
公	0
私	3.5
	26.1

29.6



(イ) 単独施設

次の単独施設を追加する。

(表 15 : 単独施設表)

番号	種類	位置	整備方針
1	園地	福島県南会津郡只見町 (蒲生岳)	蒲生岳登山者のための登山口として駐車場を整備する。
2	駐車場	福島県南会津郡只見町 (入叶津)	沼ノ平や浅草岳方面への登山口として駐車場を整備する。
3	広場	福島県南会津郡只見町 (只見)	JR 只見線只見駅周辺において、公園利用に関する情報発信機能等を有する広場を整備する。
4	野営場	福島県南会津郡只見町 (向山)	只見町の自然を楽しむための利用拠点として、野営場を整備する。
5	博物展示施設	福島県南会津郡只見町 (町下)	只見町のブナと自然をテーマにした展示や映像を用いた総合的な情報発信施設を整備する。
8	駐車場	福島県南会津郡只見町 (赤倉沢)	会津朝日岳登山者のための登山口として駐車場を整備する。
10	園地	福島県耶麻郡西会津町 (銚子ノ口)	阿賀川の峡谷にある景勝地である銚子ノ口の眺望を楽しむための園地を整備する。
11	広場	福島県河沼郡柳津町 (会津柳津)	JR 只見線会津柳津駅周辺において、公園利用に関する情報発信機能等を有する広場を整備する。
12	園地	福島県河沼郡柳津町 (小幡)	只見川の眺望や柳津町の風景を楽しむための園地を整備する。
13	園地	福島県河沼郡柳津町 (瑞光寺)	只見川や柳津温泉などの柳津町の風景を楽しむための園地を整備する。

番号	種類	位置	整備方針
14	宿舎	福島県河沼郡柳津町 (柳津温泉)	只見川を含む柳津町の風景や温泉浴を楽しむ際の宿泊拠点を整備する。
15	駐車場	福島県河沼郡柳津町 (柳津)	只見川を含む柳津町の風景や温泉浴を楽しむ際の利用拠点として駐車場を整備する。
16	露地	福島県河沼郡柳津町 (西山温泉)	西山温泉周辺の風景を楽しむための露地を整備する。
17	宿舎	福島県河沼郡柳津町 (西山温泉)	西山温泉周辺の風景や温泉浴を楽しむための宿泊拠点を整備する。
18	駐車場	福島県河沼郡柳津町 (西山温泉)	西山温泉周辺の風景や温泉浴を楽しむための駐車場を整備する。
19	広場	福島県大沼郡柳津町 (滝谷)	JR 只見線滝谷駅周辺において、公園利用に関する情報発信機能等を有する広場を整備する。
20	広場	福島県大沼郡三島町 (会津桧原)	JR 只見線会津松原駅周辺において、公園利用に関する情報発信機能等を有する広場を整備する。
21	広場	福島県大沼郡三島町 (会津西方)	JR 只見線会津西方駅周辺において、公園利用に関する情報発信機能等を有する広場を整備する。
22	広場	福島県大沼郡三島町 (川井)	公園利用に関する情報発信機能を有する利用拠点として既存の道の駅とその周辺に広場を整備する。
23	展望施設	福島県大沼郡三島町 (川井原)	只見川と只見線を眺望するビューポイントとして展望施設を整備する。

番号	種類	位置	整備方針
24	広場	福島県大沼郡三島町 (早戸)	JR 只見線早戸駅周辺において、公園利用に関する情報発信機能等を有する広場を整備する。
25	宿舎	福島県大沼郡三島町 (早戸温泉)	早戸温泉周辺の風景や温泉浴を楽しむ際の宿泊拠点を整備する。
26	広場	福島県大沼郡金山町 (会津水沼)	JR 只見線会津水沼駅周辺において、公園利用に関する情報発信機能等を有する広場を整備する。
27	宿舎	福島県大沼郡金山町 (中川温泉)	中川温泉周辺の風景や温泉浴を楽しむ際の宿泊施設を整備する。
28	広場	福島県大沼郡金山町 (会津中川)	JR 只見線会津中川駅・道の駅奥会津かねやま周辺において、公園利用に関する情報発信機能等を有する広場を整備する。
29	展望施設	福島県大沼郡金山町 (惣山)	沼沢湖とその周辺を眺望できるビューポイントとして展望施設を整備する。
30	広場	福島県大沼郡金山町 (会津川口)	JR 只見線会津川口駅周辺において、公園利用に関する情報発信機能等を有する広場を整備する。
31	展望施設	福島県大沼郡金山町 (大志)	大志集落を望むビューポイントとして展望施設を整備する。
32	展望施設	福島県大沼郡金山町 (尻吹峠)	尻吹峠から大志集落を俯瞰するビューポイントとして展望施設を整備する。
33	展望施設	福島県大沼郡金山町 (玉縄城址)	金山町の風景を眺望できるビューポイントとして展望施設を整備する。

番号	種類	位置	整備方針
34	展望施設	福島県大沼郡金山町 (前山)	沼沢湖とその周辺を眺望できるビューポイントとして展望施設を整備する。
35	スキーコース	福島県大沼郡金山町 (小栗山)	小栗山北側斜面にスキー場を整備する。
36	宿舎	福島県大沼郡金山町 (湯倉温泉)	湯倉温泉周辺の風景や温泉浴を楽しむ際の宿泊拠点を整備する。
37	宿舎	福島県大沼郡金山町 (玉梨・八町温泉)	玉梨温泉・八町温泉周辺の風景や温泉浴を楽しむ際の宿泊拠点を整備する。
38	園地	福島県大沼郡金山町 (玉梨牧野白樺林)	玉梨牧野において白樺林の散策を楽しむための園地を整備する。
39	宿舎	福島県大沼郡金山町 (滝沢温泉)	滝沢川甌穴群や滝沢温泉周辺の風景や温泉浴を楽しむ際の宿泊拠点を整備する。
40	園地	福島県大沼郡金山町 (滝沢川)	滝沢川甌穴群を利用するための園地を整備する。
41	園地	福島県大沼郡金山町 (大塩炭酸泉)	大塩天然炭酸水を利用するための園地を整備する。
42	園地	福島県大沼郡金山町 (滝沢炭酸泉)	滝沢天然炭酸水を利用するための園地を整備する。
43	宿舎	福島県大沼郡金山町 (大塩温泉)	滝沢川甌穴群や大塩温泉周辺の風景や温泉浴を楽しむ際の宿泊拠点を整備する。

番号	種類	位置	整備方針
44	広場	福島県大沼郡金山町 (会津大塩)	JR 只見線会津大塩駅周辺において、公園利用に関する情報発信機能等を有する広場を整備する。

次の単独施設を削除する。

(表 16：単独施設削除表)

番号	種類	位置	告示年月日	理由
31	野営場	福島県南会津郡只見町 (只見沢)	昭和 49 年 3 月 29 日 (福島県報)	今後整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
32	園地	福島県南会津郡只見町 (アイヨシ沢)	昭和 49 年 3 月 29 日 (福島県報)	今後整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
33	園地	福島県南会津郡只見町 (大鳥ダム下)	昭和 49 年 3 月 29 日 (福島県報)	今後整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
34	スキーコース	福島県南会津郡只見町 (浅草岳山腹)	昭和 49 年 3 月 29 日 (福島県報)	今後整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
35	避難小屋	福島県南会津郡只見町 (浅草岳下)	昭和 49 年 3 月 29 日 (福島県報)	今後整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
37	避難小屋	福島県南会津郡只見町 (丸山岳)	昭和 49 年 3 月 29 日 (福島県報)	今後整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
38	避難小屋	福島県耶麻郡西会津町 (坪入山)	昭和 49 年 3 月 29 日 (福島県報)	今後整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。

(ウ) 道路
a 車道
次の車道を追加する。

(表 17 : 道路(車道)表)

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針
1	只見川線	起点一福島県河沼郡御津町 (細八・国定公園境界) 終点一福島県大沼郡三島町 (桧原・国定公園境界) 起点一福島県大沼郡三島町 (川井・国定公園境界) 終点一福島県大沼郡三島町 (大登・車道会流点) 起点一福島県大沼郡三島町 (上ノ原・国定公園境界) 終点一福島県大沼郡三島町 (施ハイバス北出入口) 起点一福島県大沼郡金山町 (施ハイバス南出入口) 終点一福島県南会津郡只見町 (六十里越 (県境))	只見川、田子倉湖等	御津町の国定公園境界から只見川、只見線に沿った広場、園地等の主要な利用施設を経由し、新潟県側に至る国道 252 号線の一部について、只見川と、JR 只見線の繋りなす風景を楽しむための車道として整備する。
2	西山温泉線	起点一福島県河沼郡御津町 (川口原・車道分歧点) 終点一福島県大沼郡三島町 (湯川木沢・国定公園境界)	滝谷駅 西山温泉	只見川線 (国道 252 号線) から西山温泉に至る県道 32 号柳津昭和線及び県道 59 号会津若松三島線の一部を車道として整備する。
3	小栗山宮下線	起点一福島県大沼郡三島町 (大登・車道分歧点) 終点一福島県大沼郡金山町 (小栗山・車道会流点)	沼沢湖畔、小栗山スキーサー	只見川線 (国道 252 号線) から宮下地区、沼沢湖畔を経由し、小栗山に至る県道 237 号小栗山宮下線について、車道として整備する。
4	野尻線	起点一福島県大沼郡金山町 (早戸温泉・車道分歧点) 終点一福島県大沼郡金山町 (大栗山・車道会流点)	只見川	只見川線 (国道 252 号線) 早戸温泉付近から小栗山宮下線 (県道 237 号小栗山宮下線) に連絡する車道を整備する。
5	水沼沢線	起点一福島県大沼郡金山町 (大沼・車道分歧点) 終点一福島県大沼郡金山町 (沼沢・車道会流点)	沼沢湖畔	只見川線 (国道 252 号線) 会津水沼駅付近から沼沢湖畔を経由し小栗山宮下線 (県道 237 号小栗山宮下線) に連絡する車道について、沼沢湖の眺望を楽しむための車道として整備する。
6	玉梨温泉線	起点一福島県大沼郡金山町 (川口・車道分歧点) 終点一福島県大沼郡金山町 (木ノ根山・国定公園境界)	玉梨温泉	只見川線 (国道 252 号線) 会津川口駅付近から玉梨温泉を経由し昭和村に連絡する車道を整備する。
7	八十里越線	起点一福島県南会津郡只見町 (木ノ根山・国定公園境界) 終点一福島県南会津郡只見町 (叶津・車道会流点)	浅草岳登山口 (入叶津)	只見川線 (国道 252 号線) から分岐し、浅草岳登山口 (入叶津) を経由し、公園境界に至る国道 289 号線の一部を車道として整備する。

次の車道を削除する。

(表 18 : 道路(車道)削除表)

番号	路線名	区間	主要経過地	告示年月日	理由
2	六十里越線	起点一新潟県北魚沼郡入広瀬村大白川 (公園境界) 終点一福島県会津郡只見町田子倉 (公園境界)	六十里越	昭和 48 年 5 月 15 日	公園区域の拡張に伴い、計画区間が大きく変わることから福島県内の計画区間を削除する。

b 自転車道
次の自転車道を追加する。

(表 19 : 道路・自転車道) 表)

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針
1 ク線	沼沢湖サイクリング 線	起点一福島県大沼郡金山町 (沼沢湖東岸) 終点一福島県大沼郡金山町 (沼沢湖南岸)	沼沢湖	沼沢湖畔のサイクリング利用のための自転車道を整備する。

c 歩道 次の歩道を追加する。

(表 20 : 道路・歩道) 表)

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針
1 蒲生岳登山線	起点一福島県南会津郡只見町 (蒲生) 終点一福島県南会津郡只見町 (蒲生岳山頂)	蒲生岳	蒲生の登山口から蒲生岳山頂に至るルートを登山道として整備する。	
2 浅草岳登山線	起点一福島県南会津郡只見町 (八叶津) 終点一福島県南会津郡只見町 (只見沢)	平石山、浅草岳	入叶津の登山口から浅草岳山頂を経て只見沢の登山口に至るルートを登山道として整備する。	
3 要害山登山線	起点一福島県南会津郡只見町 (只見) 終点一福島県南会津郡只見町 (要害山山頂)	要害山	宮ノ沢及び南尾根登山口から要害山に至るルートを登山道として整備する。	
4 会津側日岳登山線	起点一福島県南会津郡只見町 (赤倉沢) 終点一福島県南会津郡只見町 (会津側日岳山頂)	会津側日岳	赤倉沢登山口から会津側日岳山頂に至るルートを登山道として整備する。	
5 銚子ノロ線	起点一福島県耶麻郡西会津町 (銚子ノロ) 終点一福島県耶麻郡西会津町 (鶴沢)	銚子ノロ、阿賀川	阿賀川の峡谷にある景勝地である銚子ノロの眺望を楽しめる歩道として整備する。	
6 沼沢湖岸線	起点一福島県大沼郡金山町 (福沢) 終点一福島県大沼郡金山町 (沼沢)	前山、惣山	沼沢湖の眺望を楽ししながら沼沢火山の内輪火山を一周する登山道を整備する。	
7 大栗山線	起点一福島県大沼郡金山町 (水浴湯) 終点一福島県大沼郡金山町 (巻巻、木無山)	木無山	沼沢湖の眺望と森林の自然を楽しむための探勝歩道を整備する。	
8 太郎布登山線	起点一福島県大沼郡金山町 (太郎布) 終点一福島県大沼郡金山町 (惣山・前山分岐・歩道合流点)	—	太郎布の登山口から沼沢湖一周遊歩道の前山・惣山分岐に至る登山道を整備する。	
9 高森山登山線	起点一福島県大沼郡金山町 (上野沢) 終点一福島県大沼郡金山町 (上野原)	高森山	上野沢の登山口から高森山山頂を経由し、上野原に至るルートを登山道として整備する。	

次の歩道を削除する。
(表21:道路(歩道)削除表)

番号	路線名	区間	主要通過地	告示年月日	理由
2	公園純走線	起点一福島県南会津郡只見町叶津（公園境界） 終点一新潟県北魚沼郡湯之谷村鷺の巣	毛塙山、荒沢岳、 平ヶ岳	昭和 48 年 5 月 15 日	今後整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから福島県内の計画区間を削除する。
3	浅草岳線	起点一新潟県北魚沼郡入広瀬村白崩山（車道浅草岳線終点） 終点一福島県南会津郡只見町只見沢（田子倉湖畔）	浅草岳	昭和 48 年 5 月 15 日	今後整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから福島県内の計画区間を削除する。
4	朝日岳線	起点一福島県南会津郡只見町白沢（公園境界） 終点一福島県南会津郡只見町白戸川（田子倉湖畔）	朝日岳、高倉山	昭和 48 年 5 月 15 日	今後整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
18	田子倉ダムサイト 線	起点一福島県南会津郡只見町田子倉（ダムサイト） 終点一福島県南会津郡只見町田子倉（白戸湖日岳線分歧点）	石へつり沢山、 桜沢山	昭和 49 年 3 月 29 日 (福島県報)	今後整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
19	朝日岳坪入山純走 線	起点一福島県南会津郡只見町（会津朝日岳） 終点一福島県南会津郡只見町（坪入山）	丸山岳、高幽山	昭和 49 年 3 月 29 日 (福島県報)	今後整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
20	会津駒岳線	起点一福島県南会津郡檜枝岐村只見川右岸（袖沢合流点） 終点一福島県南会津郡檜枝岐村（駒ヶ岳）	—	昭和 49 年 3 月 29 日 (福島県報)	今後整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
21	丸山岳線	起点一福島県南会津郡檜枝岐村（北沢合流点） 終点一福島県大沼郡金山町（丸山岳）	—	昭和 49 年 3 月 29 日 (福島県報)	今後整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
22	大鳥ダム線	起点一福島県南会津郡只見町（大鳥ダムサイト） 終点一福島県南会津郡只見町（公園線走線）	—	昭和 49 年 3 月 29 日 (福島県報)	今後整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。

(エ) 運輸施設
次の運輸施設を追加する。

(表 22 : 運輸施設表)

番号	名称	種類	位置	主要経過地	整備方針
2	柳津觀光船	船舶運送施設	福島県河沼郡柳津町（柳津）	只見川	国の天然記念物であるウケツチウガイ生息地と只見川の景観を楽しむための船舶運送施設を整備する。
3	霧幻峡の渡し	係留施設	福島県大沼郡金山町（早戸）	霧幻峡	早戸と三更を結び、只見川の景勝や三更集落の産業遺跡等を楽しむ渡し船の係留施設を整備する。
4	和船	係留施設	福島県大沼郡金山町（川口・中川）	—	川舞を楽しむための川口と中川を結ぶ和船の係留施設を整備する。

(表 23 : 運輸施設削除表)

番号	名称	種類	位置	主要経過地	告示年月日	理由
—	田子倉ダムサイト	係留施設	福島県南会津郡只見町田子倉	—	昭和 49 年 3 月 29 日 (福島県報)	今後整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
—	大鳥ダム下	係留施設	福島県南会津郡只見町田子倉	—	昭和 49 年 3 月 29 日 (福島県報)	今後整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
—	白戸川	係留施設	福島県南会津郡只見町田子倉	—	昭和 49 年 3 月 29 日 (福島県報)	今後整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
—	大津峡	係留施設	福島県南会津郡檜枝岐村	—	昭和 49 年 3 月 29 日 (福島県報)	今後整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。

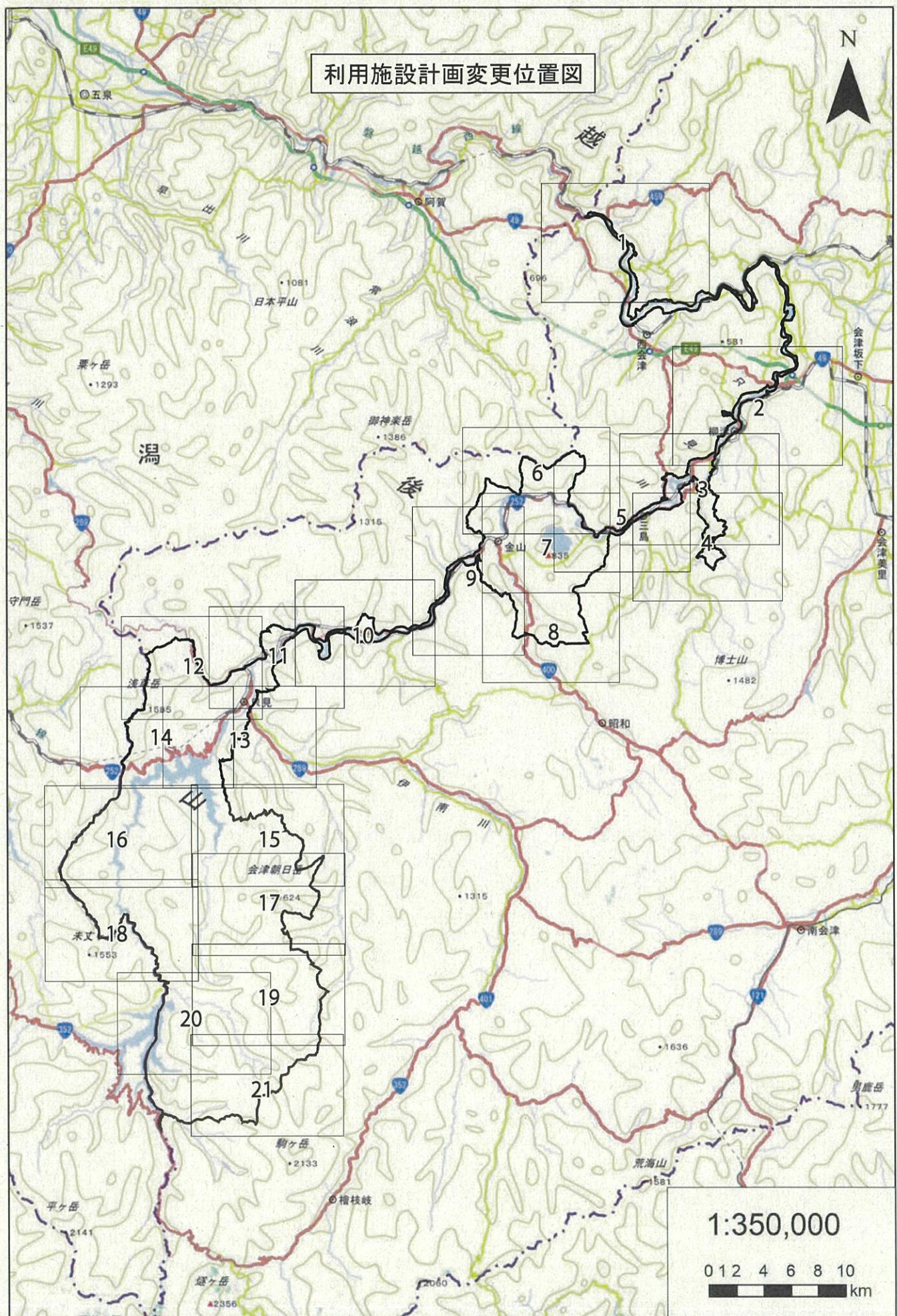
次の運輸施設を次のとおり変更する。

(表 24 : 運輸施設変更表)

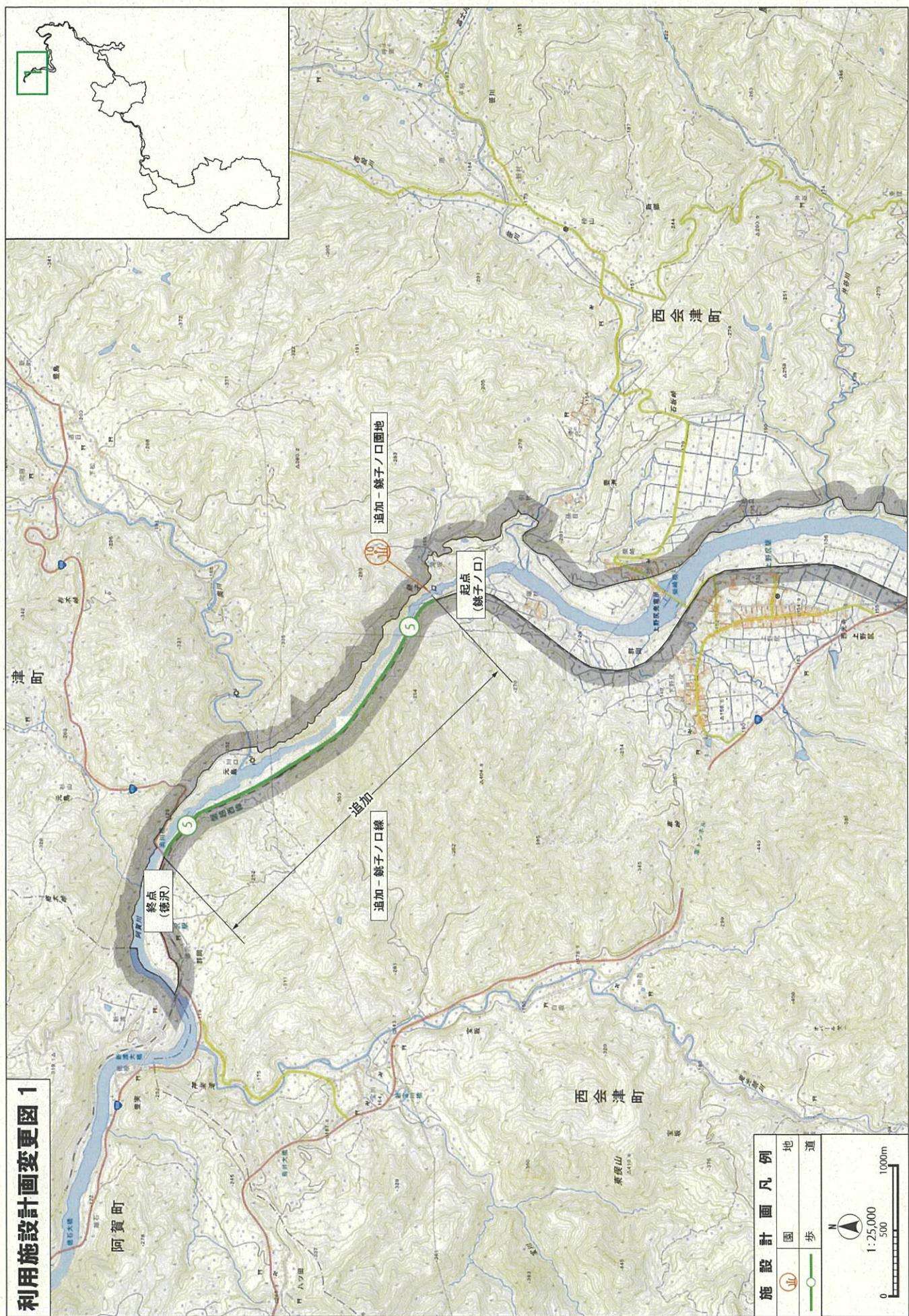
現行				新規				理由			
番号	路線名	種類	位置又は区間	主要経過地	告示年月日	番号	路線名	種類	位置又は区間	主要経過地	整備方針
—	船舶運送施設	田子倉ダムサイト～只見沢～大鳥ダム下	田子倉ダムサイト～白戸川	田子倉湖	昭和 49 年 3 月 29 日 (福島県報)	1	田子倉湖	船舶運送施設	福島県南会津郡只見町（田子倉湖）	田子倉湖	田子倉湖の湖面ににおいて、眺望景観を楽しむための船舶運送施設を踏まえて計画を整備する。

利用施設計画変更位置図

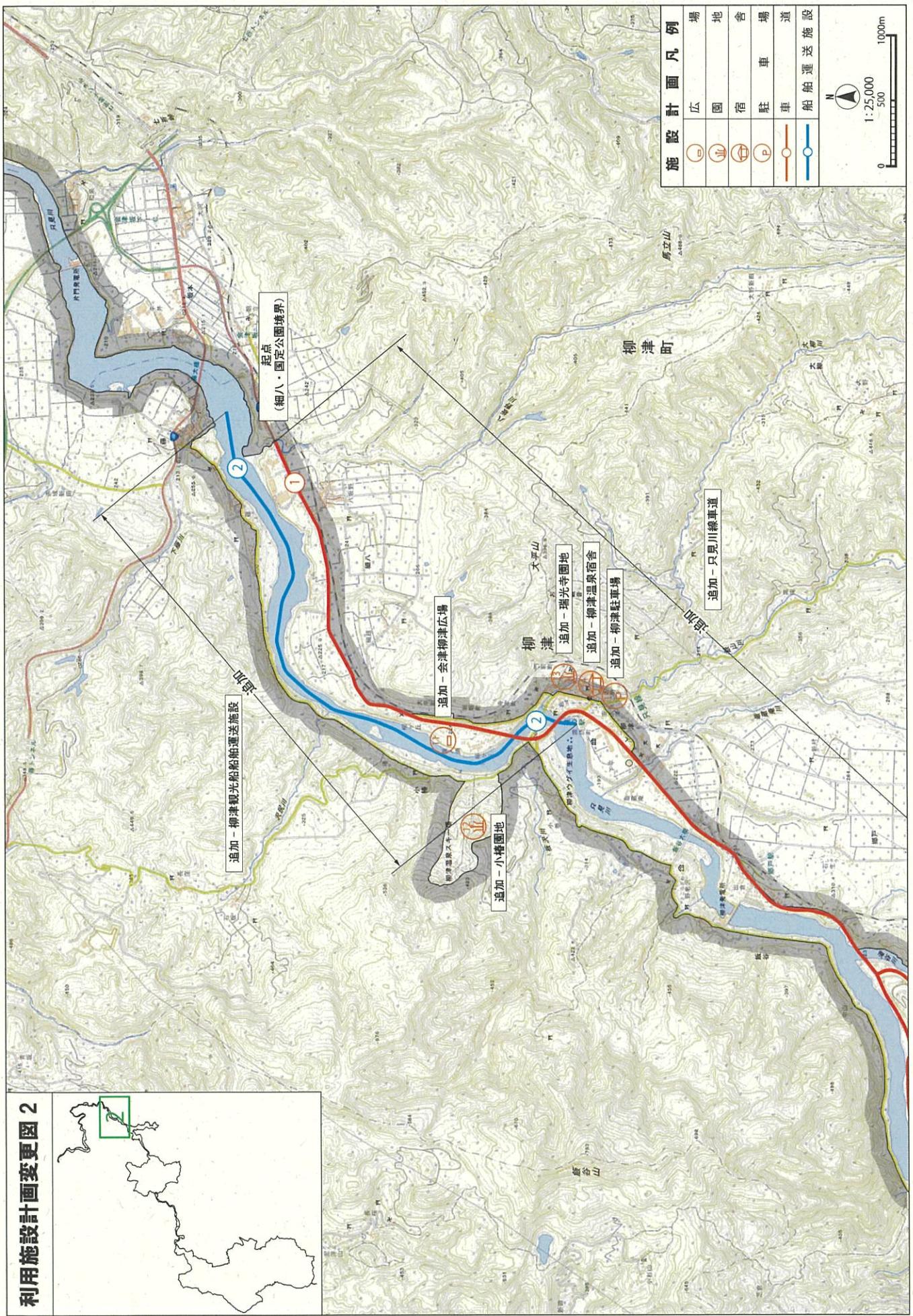
N



利用施設設計変更図 1



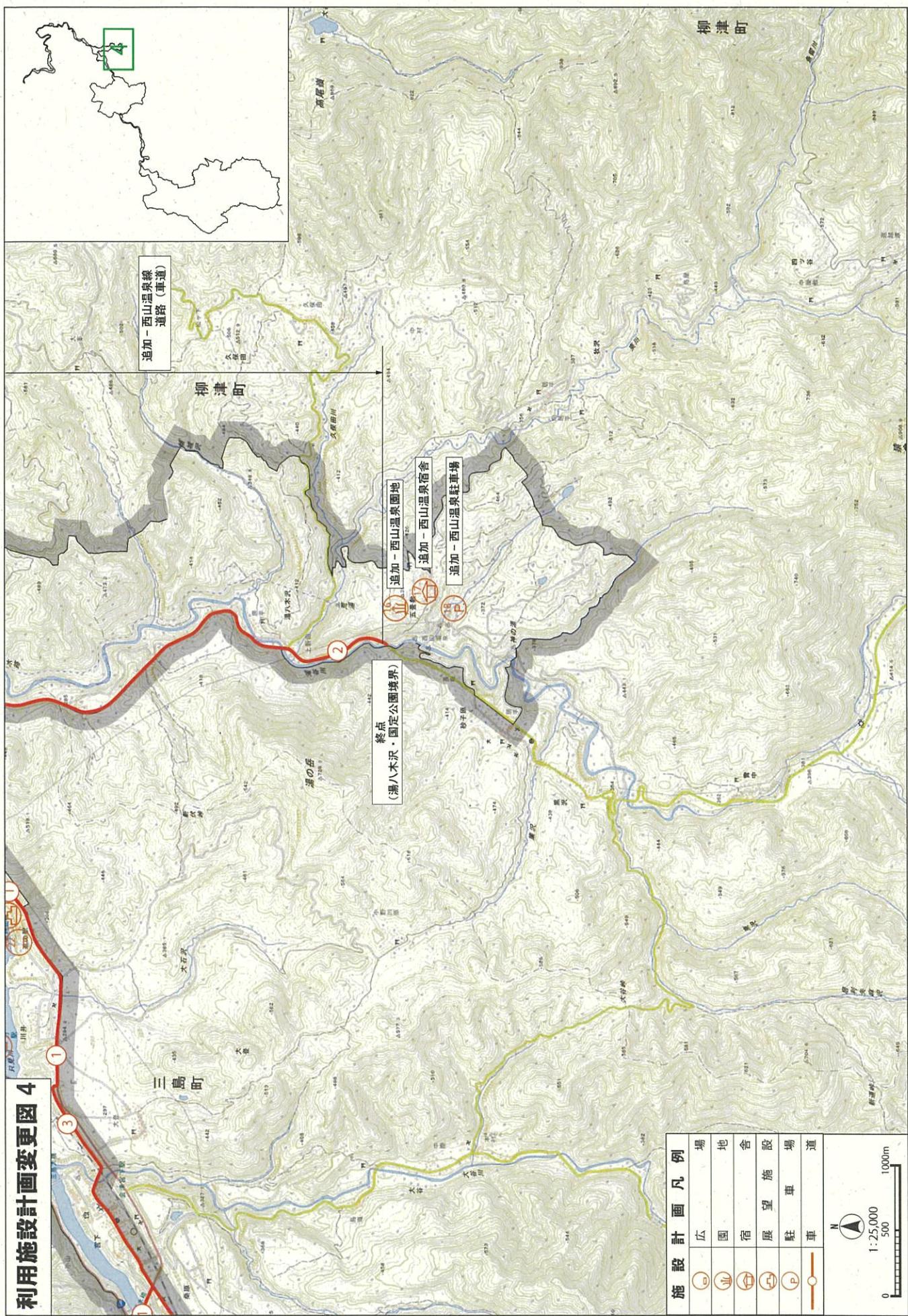
利用施設設計変更図 2



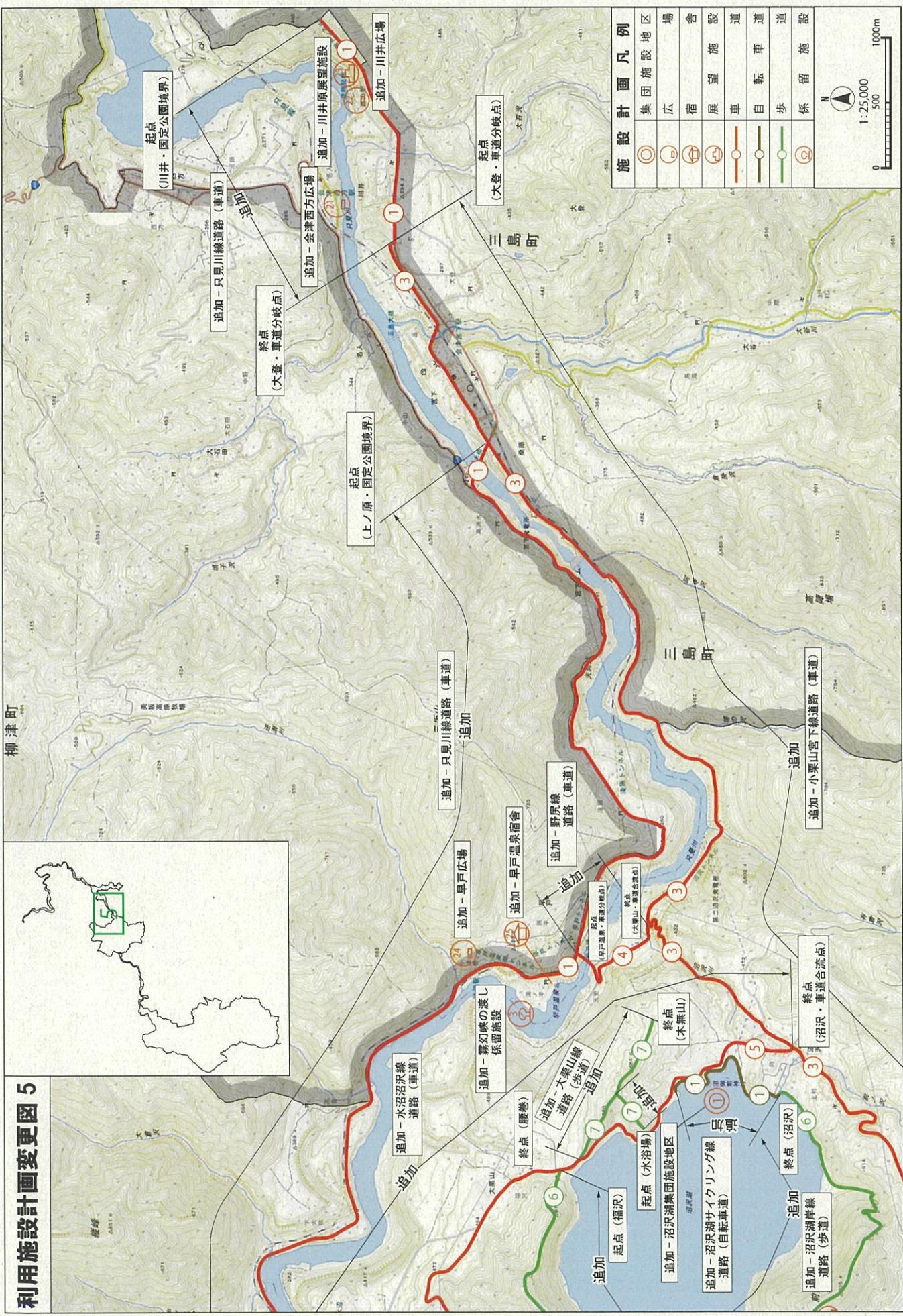
利用施設設計変更図 3



利用施設設計変更図 4

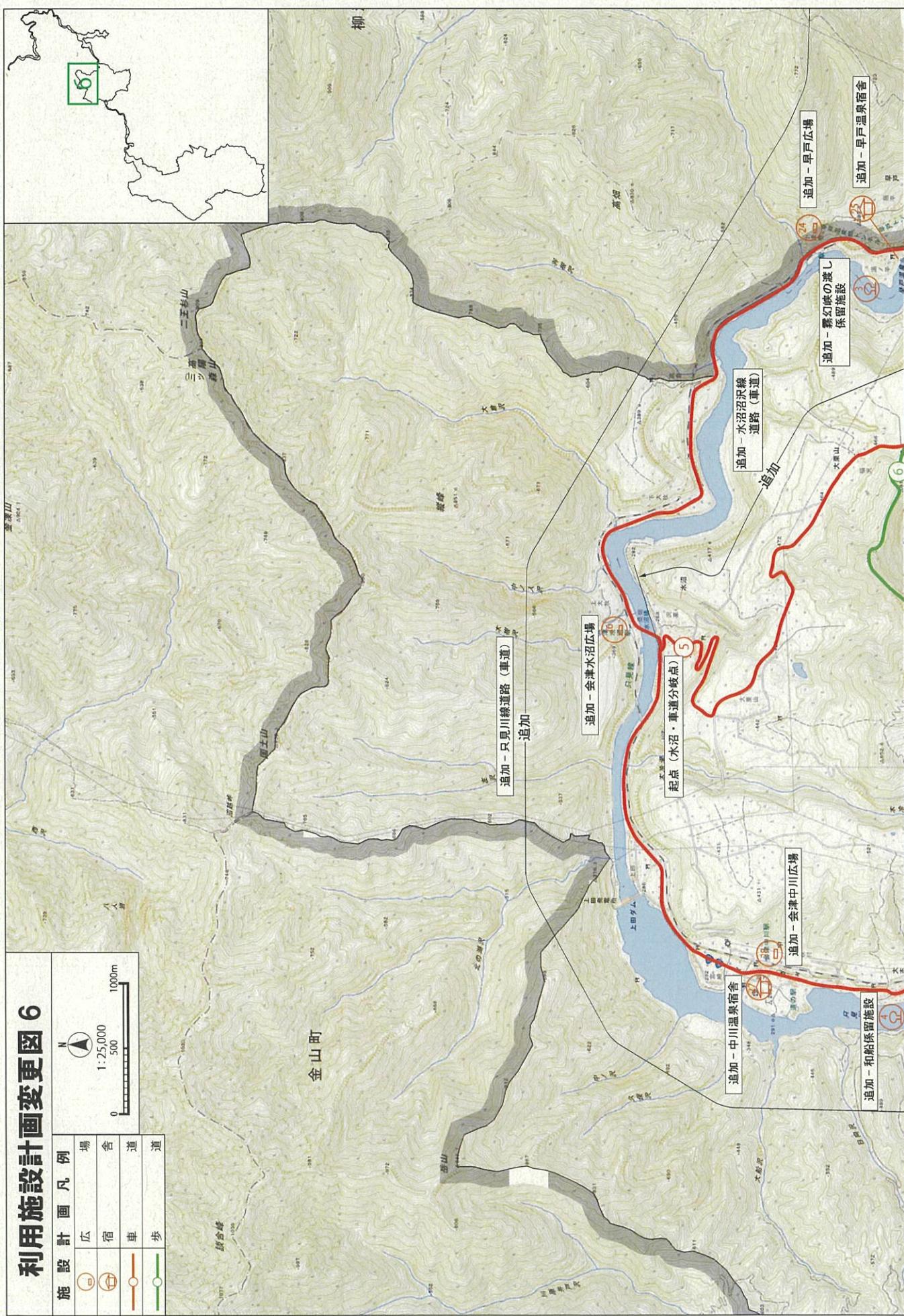


利用施設設計変更図 5



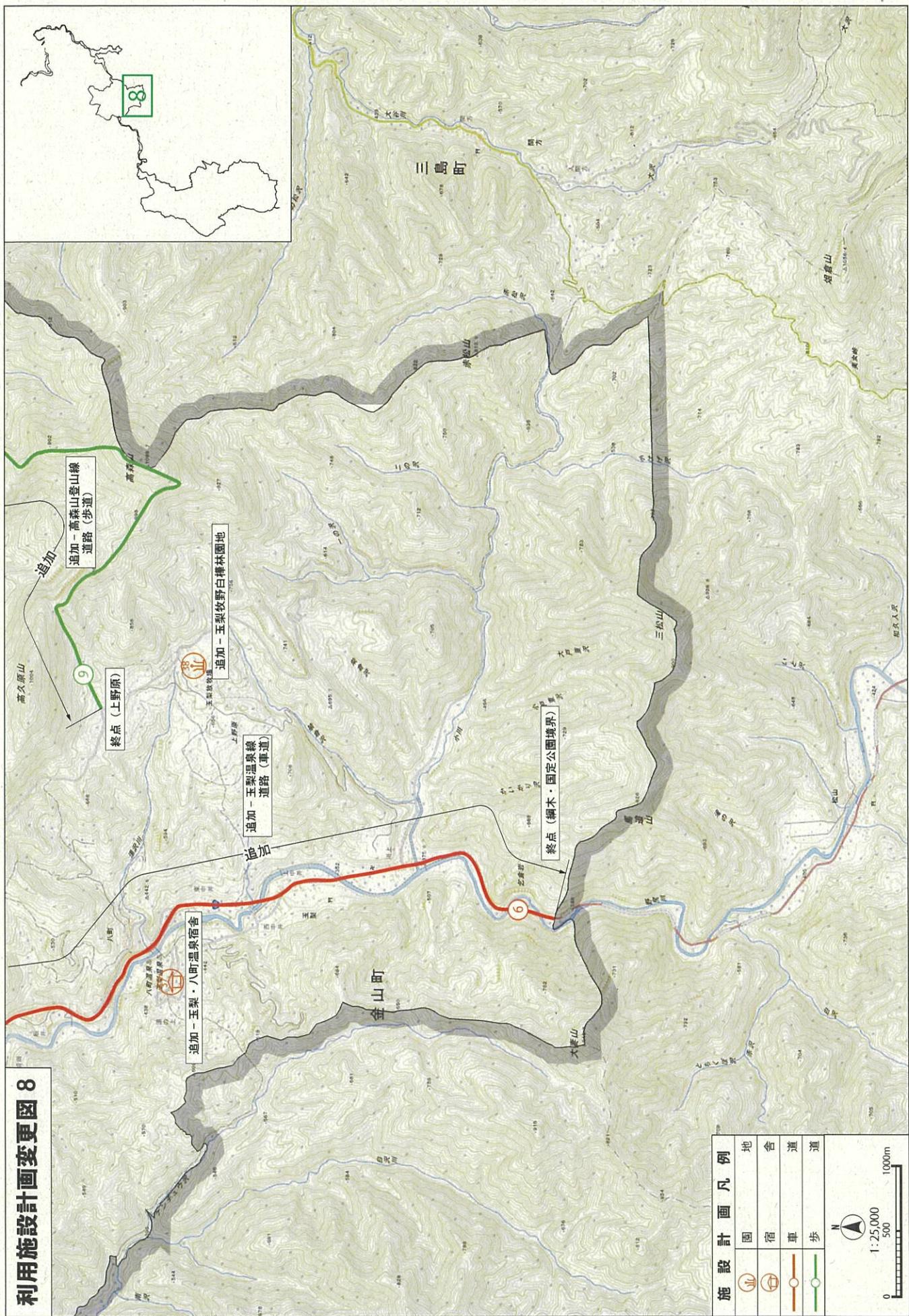
利用施設計画変更図 6

施設計画凡例	
○ 広場	場
○ 宿舎	宿舎
— 車道	車道
— 歩道	歩道



利用施設設計変更図 7

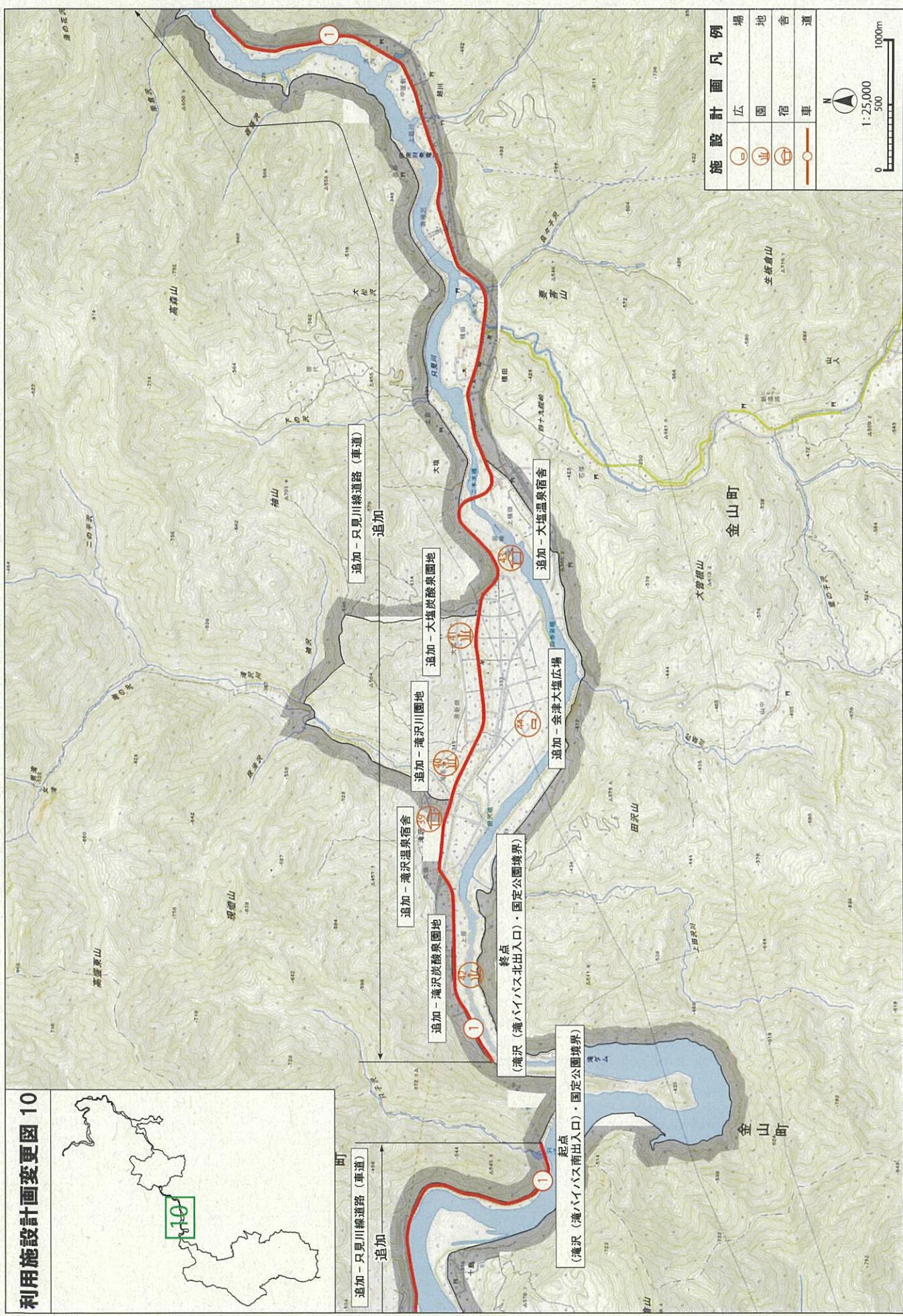




利用施設計画変更図 9



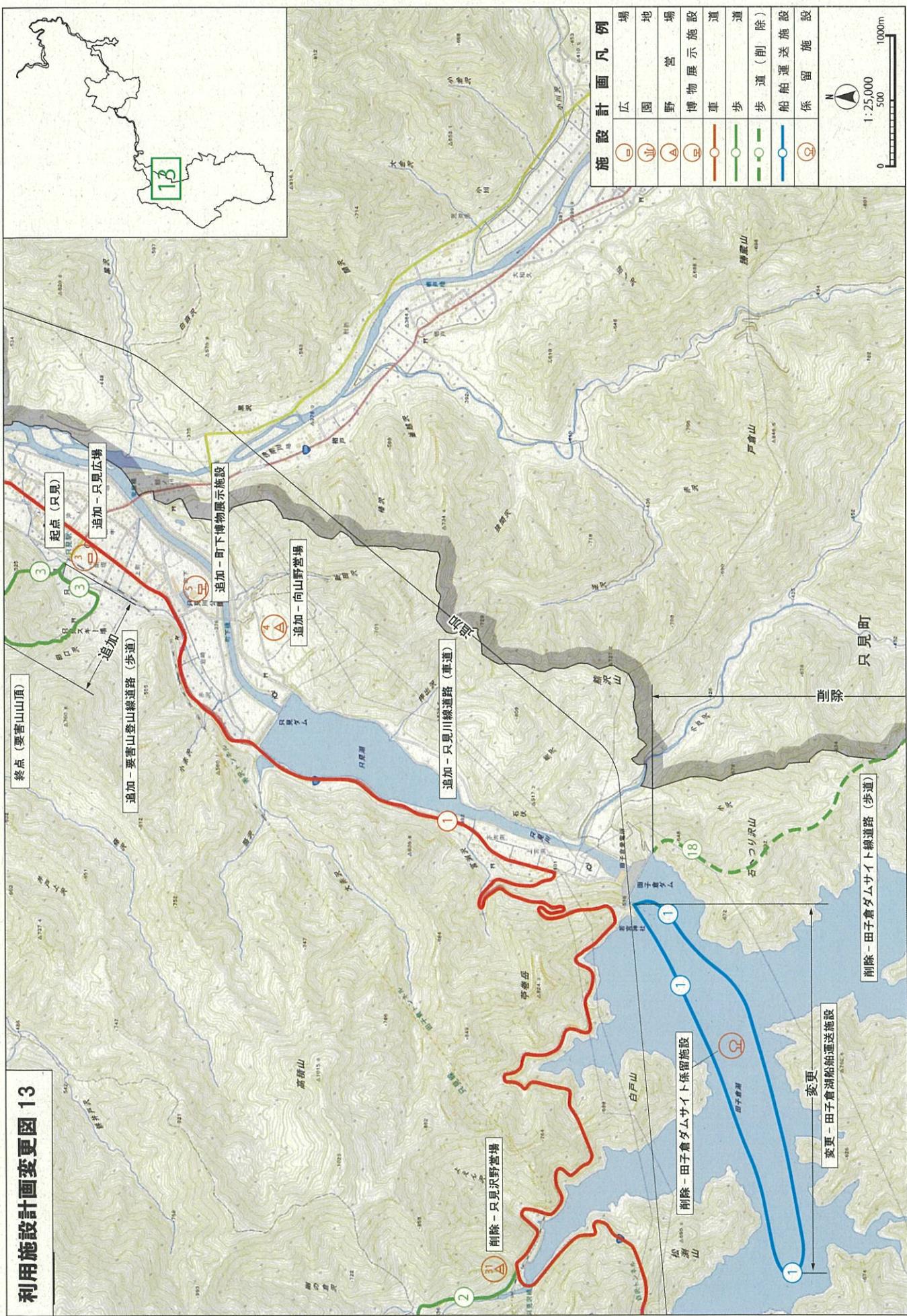
利用施設計画変更図 10



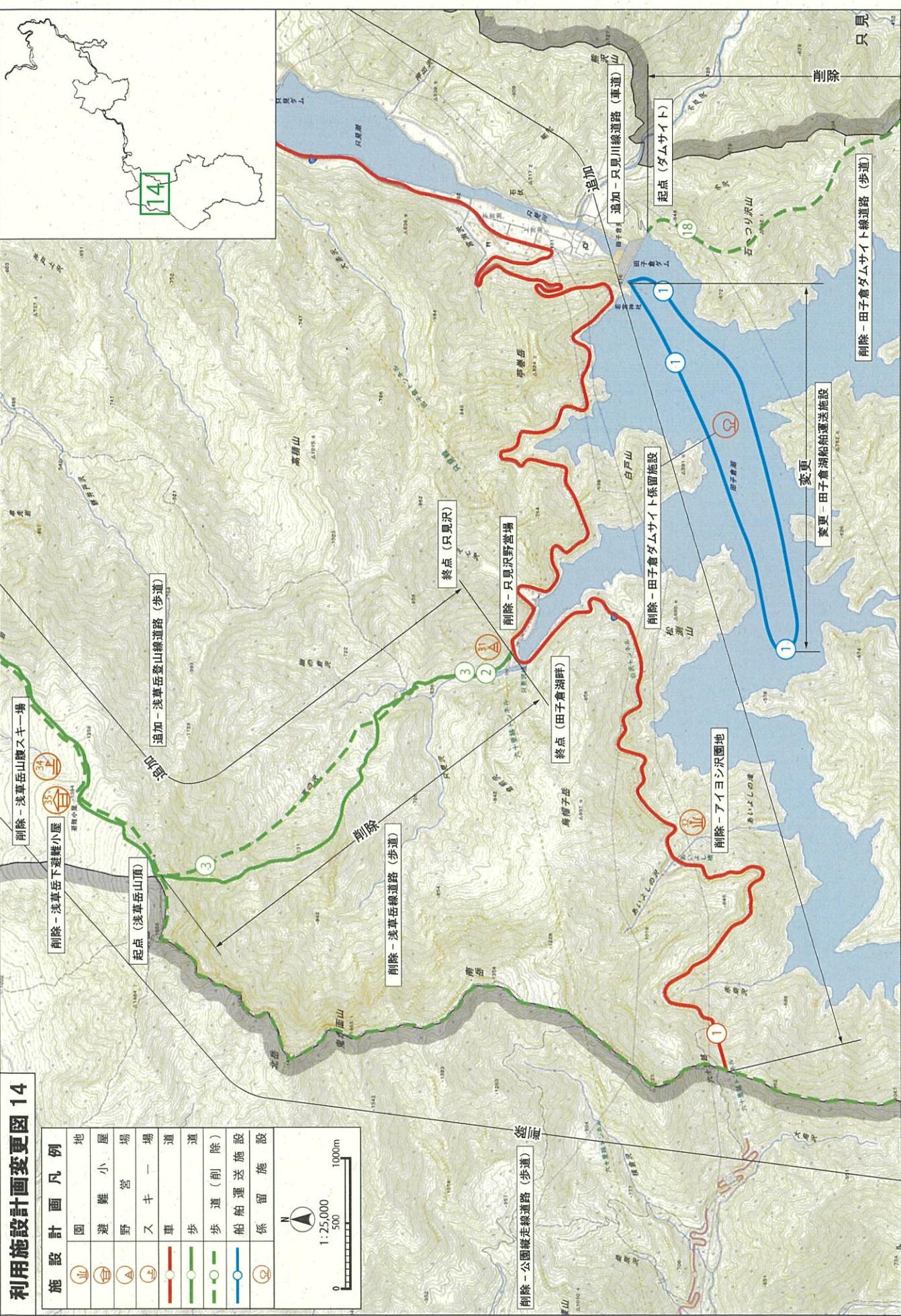
利用施設設計変更図 11

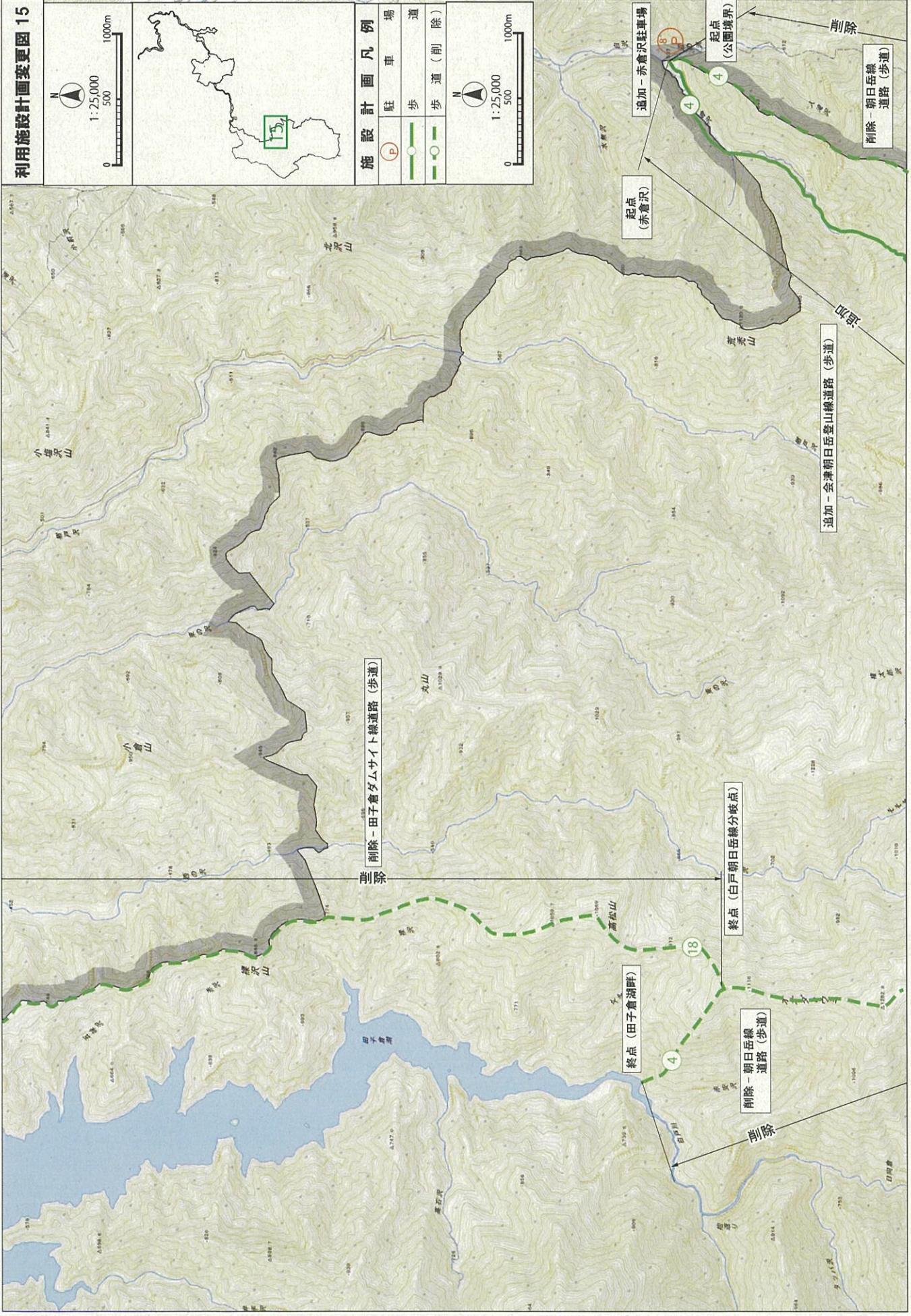


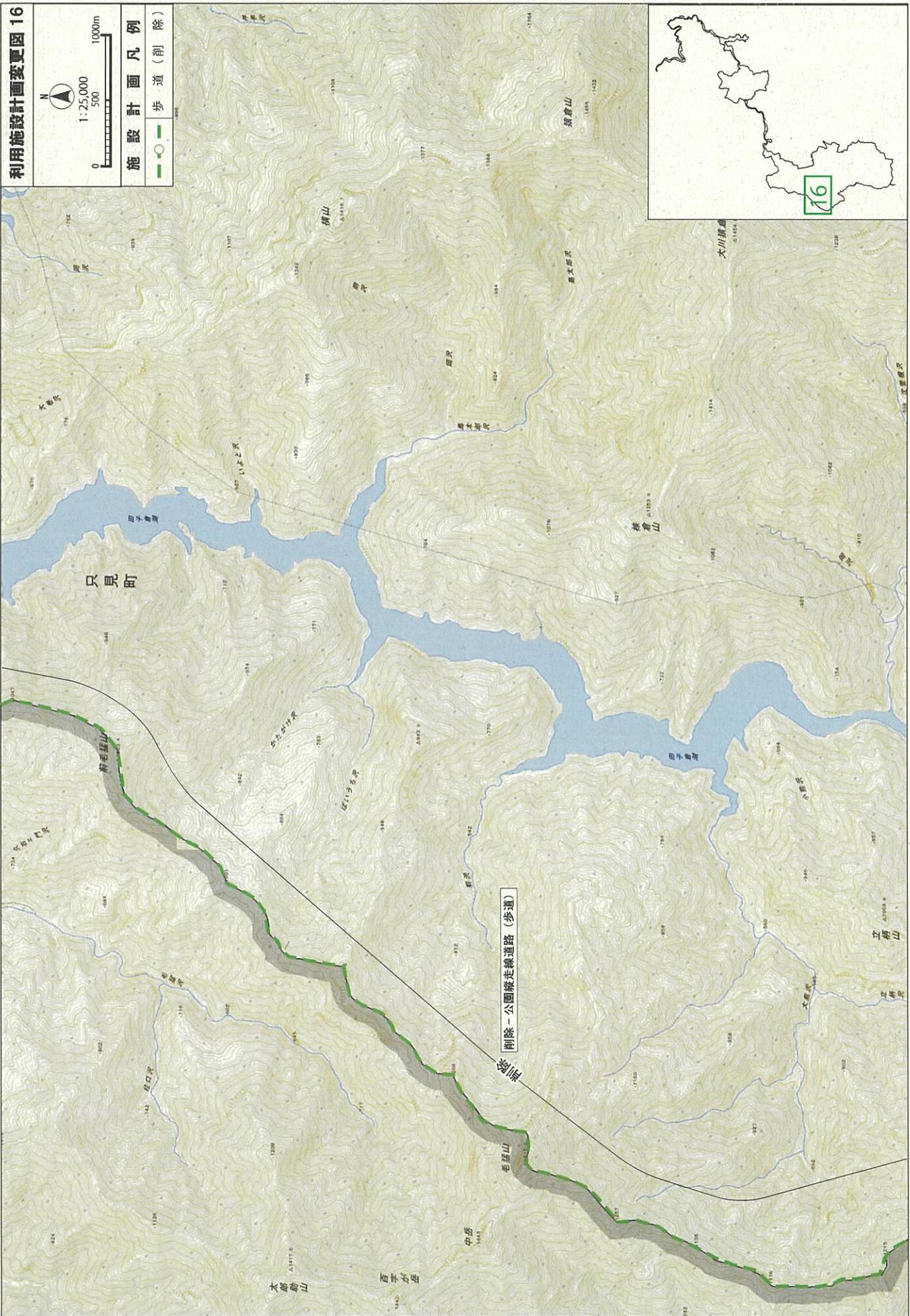


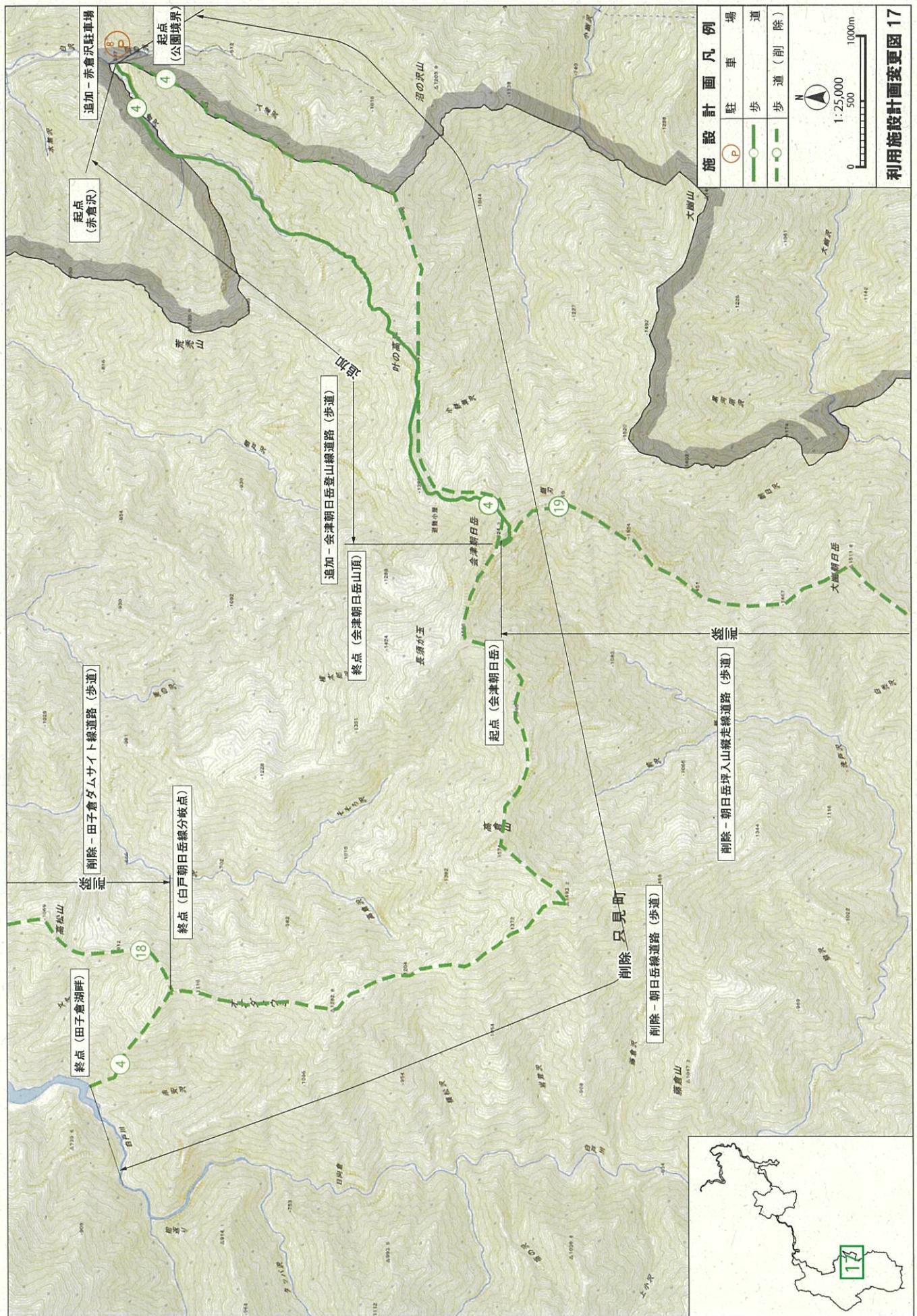


利用施設変更図 14

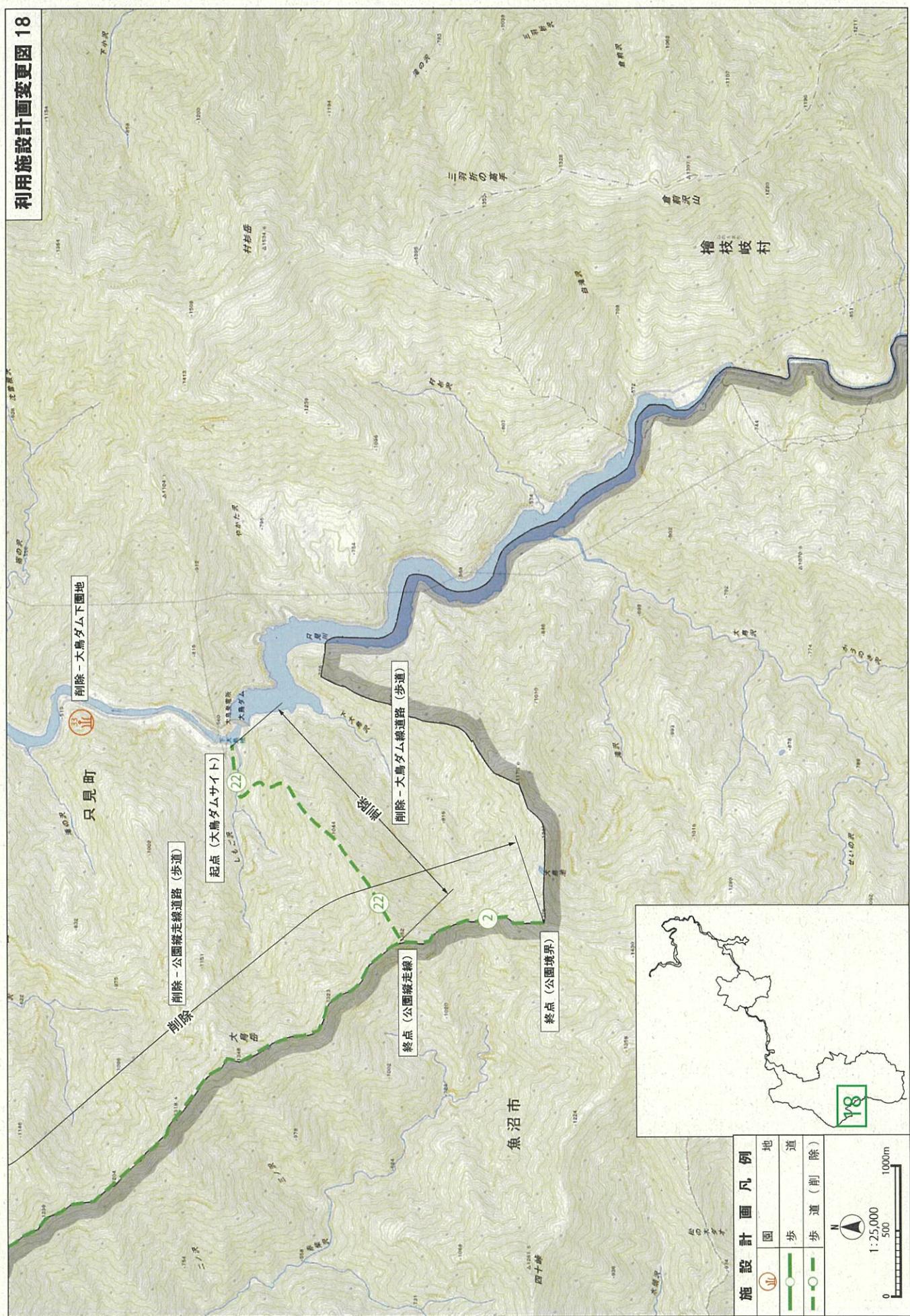




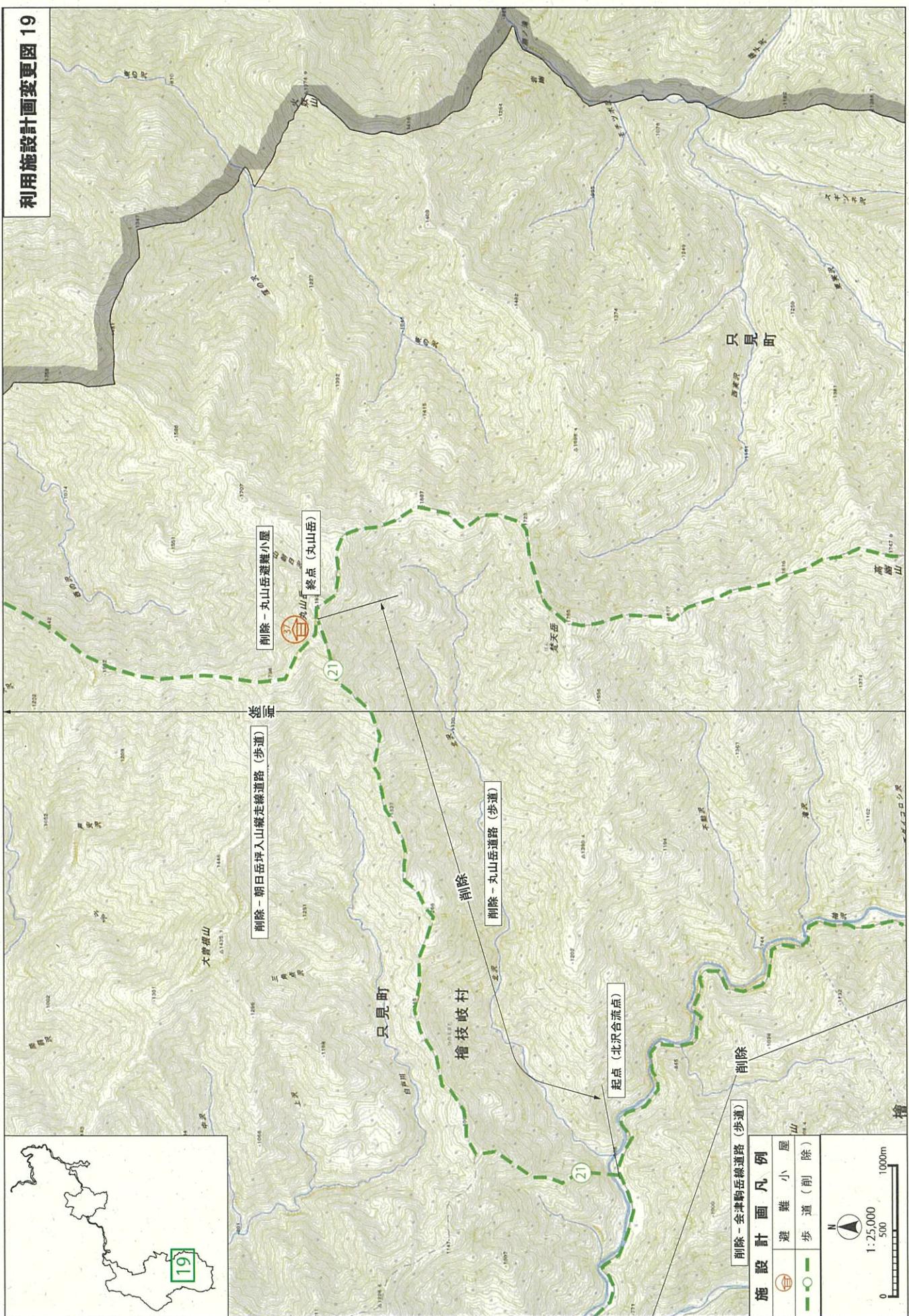


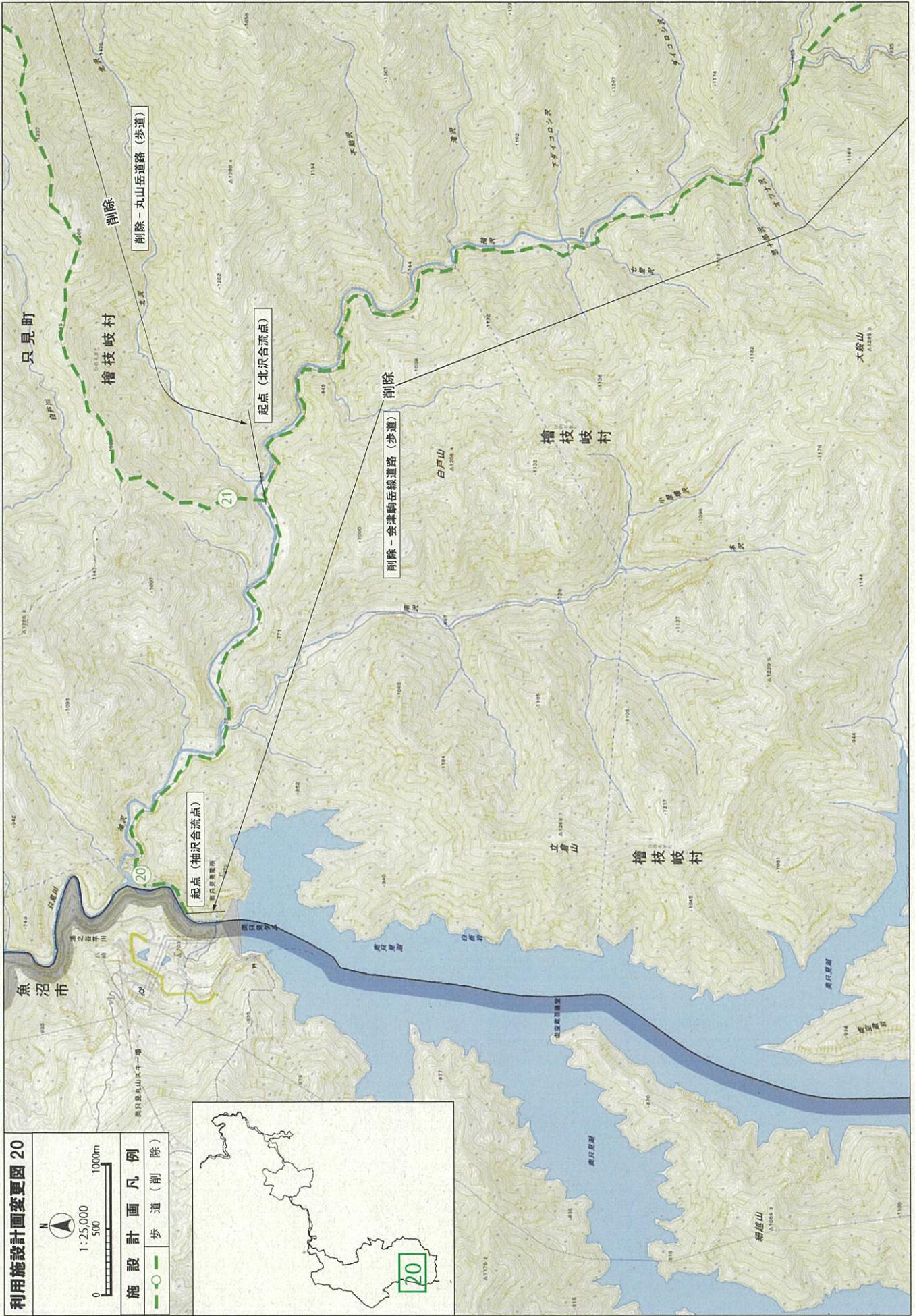


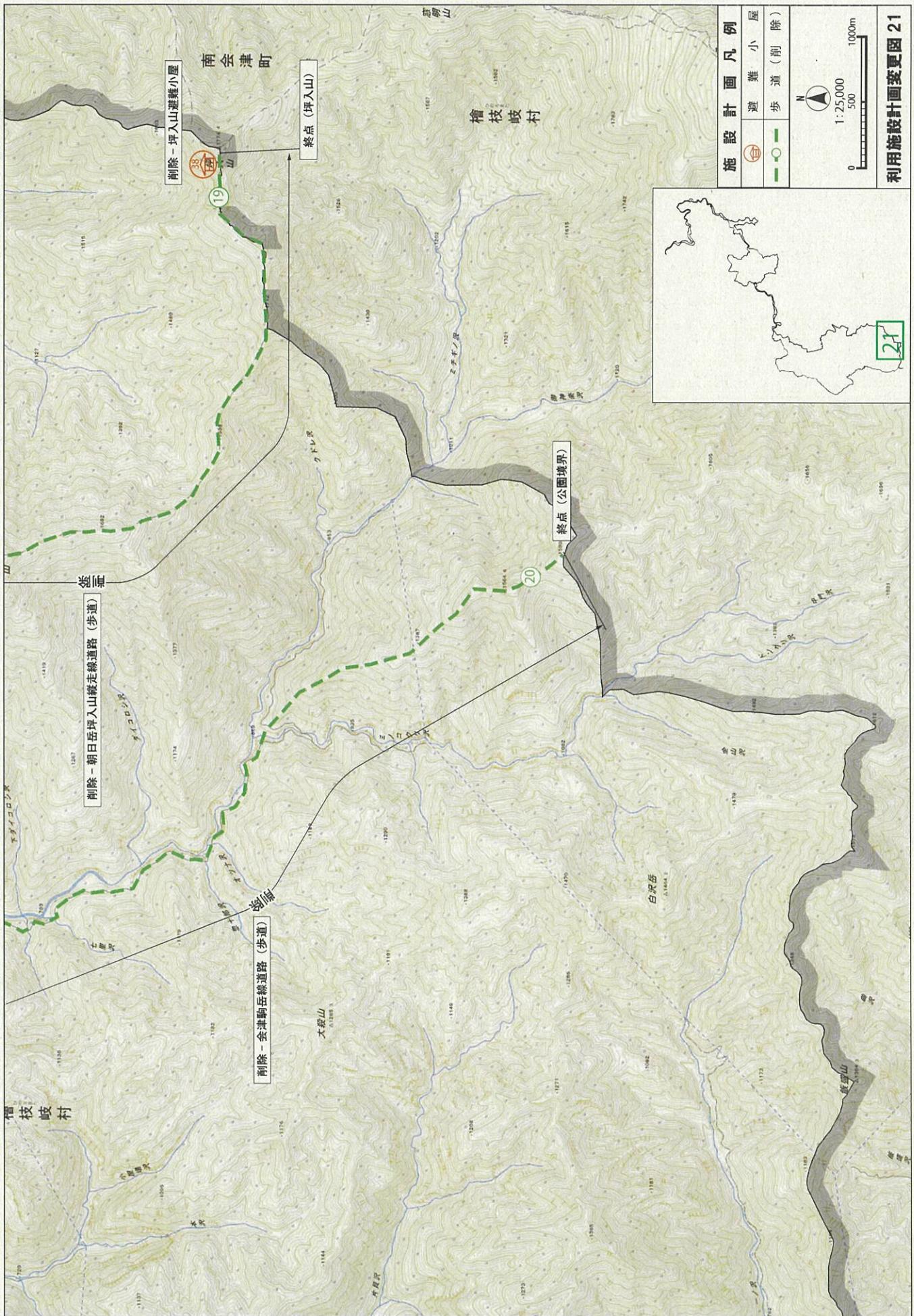
利用施設設計画変更図 18



利用施設計画変更図 19







参考事項

参考事項を次のとおり変更する。

(表 25：参考事項変更表)

	変更前	変更後
記載なし		<p>ア 公園区域 昭和 48 年 5 月 15 日 公園区域の指定</p> <p>イ 保護規制計画 昭和 48 年 5 月 15 日 特別地域の指定 昭和 48 年 5 月 15 日 特別保護地区の指定</p> <p>ウ 事業計画 昭和 48 年 5 月 15 日 公園計画（環境庁）の決定 昭和 49 年 3 月 29 日 公園計画（福島県）の決定</p>

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。